

学 生 便 覧

2019年度

鹿児島工業高等専門学校

鹿児島工業高等専門学校校歌

椋 鳩十 作詞

武田恵喜秀 作曲

(1) さつまはやとの わかきひの一
いのちのかぎり もゆるとて一
まゆをあぐれば さくらじま
ふんえんあかく ひにそみて一
こうしゃのまどに はゆるかな

(三)

母校の杜に
花らんまんと
そぞくな

(二)

天地の摶理
眉をあぐれば
悠久の

伝統胸に
満点の星
従えて

(一)

薩摩隼人の
眉をあぐれば
陽に染みて

命の限り
噴煙紅く
校舎の窓に
映ゆるかな

若き火の
燃ゆるとて
桜島

目 次

教育理念

I 教育理念	1
II 学習・教育到達目標（準学士課程）	1
III 各学科と一般教育科の人材育成に関する方針及び特色	2
IV 学習・教育到達目標（専攻科）	7
V 専攻科における人材の養成に関する目的その他教育上の目的	8
VI 学生心得	11
VII 平成31年度学校行事予定表	15

準学士課程の教育

I 学習案内

1-1 学期と年間行事	19
1-2 授業時間	19
1-3 教育課程	19
1-4 授業科目（受講届、受講辞退届）	20
1-5 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引・公欠 （欠課届、公欠・忌引届）	21
1-6 試験の種類（追試験願）	21
1-7 成績の評価	23
1-8 科目の修得・未修得・未履修	23
1-9 鹿児島県における大学等間の授業交流（単位互換）	23
1-10 九州沖縄地区9国立高等専門学校間における単位互換	24
1-11 特別学修による単位認定	24
1-12 課程修了の要件・卒業の条件・留年	24
1-13 休学・復学・退学（休学願・復学願・退学願）	26
1-14 オフィス・アワーズの活用	26
1-15 中間・期末試験中の対外試合への参加について	26
II 教育課程表	27
III 準学士（本科）課程學習・教育目標の達成度評価対象科目	40
IV 卒業後の進路	53

専攻科の教育

I 学習案内

1-1 学期と年間行事	59
1-2 授業時間	59
1-3 教育課程	59
1-4 授業時間と自学自習時間について （履修に関する規則第2条（単位の計算方法））	59
1-5 授業科目（受講届、受講辞退届）	60
1-6 欠課・欠席・忌引・公欠（欠課届、公欠・忌引届）	60
1-7 試験の種類（追試験願、再試験願）	60
1-8 成績の評価	61
1-9 科目の修得・未修得・未履修	61
1-10 専攻科の修了要件	62
1-11 休学・復学・退学（休学願・復学願・退学願）	62
1-12 オフィス・アワーズの活用	62
II 教育課程表	63
III 修了後の進路	69

学生生活

I	施設の利用案内	
1.	図書館	71
2.	情報教育システムセンター	74
II	証明書等の手続きについて	
1.	諸手続き一覧	77
2.	学生証使用上の注意	80
3.	旅客運賃等の割引申請の仕方	80
III	奨学金について	82
IV	高等学校等就学支援金制度について	84
V	学生の安全心得	86
VI	平成31年度高専体育大会について	87
VII	健康・悩み等の相談	89
VIII	独立行政法人 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について	91
IX	学生表彰について（申合せ）	92
X	鹿児島工業高等専門学校学生の懲戒等に関する規則	94

学生会

I	学生会の仕組み	97
II	学生会の経費	99
III	部活動	99
IV	同好会活動	100
V	同好会の昇格・廃止基準について	100
VI	さいごに	101

学 寮

I	学寮（志学寮）の概要	103
II	入退寮	103
III	寮費	103
IV	学寮行事	104
V	学寮での禁止・違反事項等	104
VI	学寮日課時間	105

規則集 107

(規則集の詳細な目次は規則集の最初のページにあります。)

鹿児島高専の沿革等

I	沿革	195
II	学校位置及び交通機関	196
III	教員氏名及び所在棟一覧	198
IV	校舎等配置図	199

教 育 理 念

I 教育理念

1 目的

準学士課程は、教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

専攻科は、準学士課程における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 教育理念

1. 幅広い人間性を培い、豊かな未来を創造しうる開発型技術者を育成する。
2. 教育内容を学術の進展に対応させるため、また、実践的技術の発展のため、必要な研究を行う。

3 教育理念を達成するための3つの目標

1. 国際性を持った教養豊かな人間を育て、個性的で創造性に富んだ開発型技術者を育成する。
2. 教育・研究活動の高度化・活性化を図る。
3. 地域との交流を推進し、教育・研究成果を地域に還元するとともに、国際交流を推進する。

II 学習・教育到達目標（準学士課程）

1. 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者

- a 現代社会を生きるための基礎知識を身につけ、社会の様々な事柄に关心を持つことができる。
- b 様々な課題に取り組み、技術と社会との関連に关心を持つことができる。

2. グローバルに活躍する技術者

- a 日本語の文章の内容を正確に読み取り、自分の考えを的確に表現することができる。
- b 英語の基本的な内容を正確に理解し、自分の意図を英語で伝えることができる。

3. 創造力豊かな開発型技術者

- a 専門知識を修得する上で必要とされる数学、物理、化学など自然科学の知識を修得し、それらを継続的に学習することができる。
- b コンピュータやその周辺機器を利用して文書作成ができ、ネットワークを通して、有用な情報を取得することができる。
- c 専門分野の学習や工学実験等を通して、専門分野の基礎的な知識を修得することができる。
- d ものづくりと自主的継続的な学習を通して、創造性を養い専門分野の知識を応用することができる。

4. 相手の立場に立ってものを考える技術者

- a 技術者の社会的な責任を理解することができる。
- b 様々な文化、歴史などを通して多様な価値観を学ぶことで、相手の立場に立って物事を考えることができる。

III 各学科と一般教育科の人材育成に関する方針及び特色

本校は、中学校卒業後の5年間を通して一貫した教育を行うという特長を活かし、高等学校教育と大学教育とを有機的に関連させ、技術系大学と同程度の専門教育を行う。

技術者は、ともすれば視野の狭い職業人におちいる危険性があるので、社会に出た場合に高級技術者としてふさわしい豊かな教養を身につけ、健全な心身を養うように心掛けなければならない。

技術教育では基礎学力を身につけることと、実験と実習とによって技術を体得するために、クラス単位（40人）の授業を主として、教員と学生の交流を深めるように心掛けている。

のびのびとした学生会の活動とクラブ活動により、各自の才能を伸ばし、また、寮生活を通して規則正しい生活態度を養い、広く学生間の友情を育てるなどに留意している。

更に、これらの目標を実現させるために、特に日常生活を通して、次の実行目標を定めている。

1. 礼儀を正しくしよう
2. 校内の美化に努めよう
3. 公徳心を高めよう
4. 法令を遵守しよう
5. 健康を増進して体力を強めよう

【機械工学科】

ディプロマ・ポリシー

鹿児島高専機械工学科は、「多岐にわたる機械工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

カリキュラム・ポリシー

機械工学科ではディプロマ・ポリシーで掲げた4つの能力を養成するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成し、実施します。

各目標とすべての科目の対応は、「準学士課程の教育」の「準学士（本科）課程学習・教育目標の達成度評価対象科目」に記載されています。

科目群	主要科目
一般教養科目 (1、2に対応)	国語、英語、倫理学、政治学、経済学、法学など
機械工学分野の科目 (3に対応)	数学基礎、微分積分、物理、化学、材料力学、熱力学、流体力学、機械力学、機械工作法、材料学、制御工学、メカトロニクス、卒業研究など
周辺分野の科目 (4に対応)	文学概論、社会概説、技術倫理総論、保健体育、工作実習、工学実験、創造実習、工場実習など

これらの科目群に関わる各科目の単位修得認定はシラバスに記載しますが、原則として中間試験や期末試験の結果を中心に、レポートや小テストなどの結果を総合的に判断して行います。

【電気電子工学科】

ディプロマ・ポリシー

鹿児島高専電気電子工学科は、「多岐にわたる電気電子工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

カリキュラム・ポリシー

電気電子工学科ではディプロマ・ポリシーで掲げた4つの能力を養成するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成し、実施します。

各目標とすべての科目の対応は、(つづきは以下のとおり)

HP上:「在校生の方」>「シラバス（平成31年度版）」>「本科」>「教育方針・系統図等」に記載されています。

便覧上:「準学士課程の教育」の「準学士（本科）課程学習・教育目標の達成度評価対象科目」に記載されています。

科目群	主要科目
一般教養科目 (1、2に対応)	国語、英語、倫理学、政治学、経済学、法学など
電気電子工学分野の 科目 (3に対応)	数学基礎、微分積分、物理、化学、電磁気学、電気回路、電子回路、半導体工学、デジタル回路、電気通信、情報処理、ソフトウェア応用、電気機器、パワーエレクトロニクス、卒業研究など
周辺分野の科目 (4に対応)	文学概論、社会概説、技術倫理総論、保健体育、電気電子工学実験、創造実習など

これらの科目群に関わる各科目の単位修得認定はシラバスに記載しますが、原則として中間試験や期末試験の結果を中心に、レポートや小テストなどの結果を総合的に判断して行います。

【電子制御工学科】

ディプロマ・ポリシー

鹿児島高専電子制御工学科は、「多岐にわたる電子制御工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

カリキュラム・ポリシー

電子制御工学科ではディプロマ・ポリシーで掲げた4つの能力を養成するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成し、実施します。

各目標とすべての科目の対応は、「準学士課程の教育」の「準学士（本科）課程学習・教育目標の達成度評価対象科目」に記載されています。

科目群	主要科目
一般教養科目 (1、2に対応)	国語、英語、倫理学、政治学、経済学、法学など
電子制御工学分野の 科目 (3に対応)	数学基礎、微分積分、物理、化学、電気回路、電磁気学、デジタル回路、情報処理、制御工学、電子計算機、機械工作法、材料力学、エネルギー工学、工作実習、卒業研究など
周辺分野の科目 (4に対応)	文学概論、社会概説、技術倫理総論、保健体育、工学実験、創造設計、工場実習など

これらの科目群に関わる各科目の単位修得認定はシラバスに記載しますが、原則として中間試験や期末試験の結果を中心に、レポートや小テストなどの結果を総合的に判断して行います。

【情報工学科】

ディプロマ・ポリシー

鹿児島高専情報工学科は、「多岐にわたる情報工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

カリキュラム・ポリシー

情報工学科ではディプロマ・ポリシーで掲げた4つの能力を養成するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成し、実施します。

各目標とすべての科目の対応は、「準学士課程の教育」の「準学士（本科）課程学習・教育目標の達成度評価対象科目」に記載されています。

科目群	主要科目
一般教養科目 (1、2に対応)	国語、英語、倫理学、政治学、経済学、法学など
情報工学分野の科目 (3に対応)	数学基礎、微分積分、物理、化学、情報理論、情報処理、計算機アーキテクチャ、電気回路、計測工学、通信工学、卒業研究など
周辺分野の科目 (4に対応)	文学概論、社会概説、技術倫理総論、保健体育、工学実験、情報応用演習、工場実習など

これらの科目群に関わる各科目の単位修得認定はシラバスに記載しますが、原則として中間試験や期末試験の結果を中心に、レポートや小テストなどの結果を総合的に判断して行います。

【都市環境デザイン工学科】

ディプロマ・ポリシー

鹿児島高専都市環境デザイン工学科は、「多岐にわたる建設工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

カリキュラム・ポリシー

都市環境デザイン工学科ではディプロマ・ポリシーで掲げた4つの能力を養成するため、以下の方針に従ってカリキュラムを編成し、実施します。

各目標とすべての科目の対応は、「準学士課程の教育」の「準学士（本科）課程学習・教育目標の達成度評価対象科目」に記載されています。

科目群	主要科目
一般教養科目 (1、2に対応)	国語、英語、倫理学、政治学、経済学、法学など
建設工学分野の科目 (3に対応)	数学基礎、微分積分、物理、化学、構造力学、水理学、土質力学、環境工学、都市計画、建築設備、施工学、橋梁設計、卒業研究など
周辺分野の科目 (4に対応)	文学概論、社会概説、技術倫理総論、保健体育、測量学実習、材料学実験、構造工学実験、水理学実験、環境工学実験、景観設計、工場実習など

これらの科目群に関わる各科目の単位修得認定はシラバスに記載しますが、原則として中間試験や期末試験の結果を中心に、レポートや小テストなどの結果を総合的に判断して行います。

アドミッションポリシー

I. 求める学生像

本校の学習・教育到達目標に共感し、この目標達成にふさわしい素質と能力のある人を受け入れます。特に、次のような人を求めています。

1. 論理的な思考ができる人
2. ものづくりが好きな人
3. コミュニケーション能力のある人
4. 21世紀の世界を支える技術者として、大いに活躍したいという夢のある人

II. 入学者選抜の基本方針

・推薦選抜

学力検査を免除し、在籍学校長から提出された調査書、推薦書及び本校が行う面接の結果をもとに総合的に判定します。

・学力選抜

学力検査、在籍（又は出身）学校長から提出された調査書及び面接の結果をもとに総合的に判定します。

・帰国子女特別選抜

日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者で、保護者の海外勤務に伴って外国において教育を受けた者が対象です。

・編入学

工業高等学校又は高等学校の工業に関する学科を卒業した者及び卒業見込みの者が対象で、学力検査・口頭試問・面接の結果及び調査書、推薦書の内容を総合して行います。

IV 学習・教育到達目標（専攻科）

本校専攻科の目的は、鹿児島工業高等専門学校学則に「専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」（第46条）と定められており、更に本校専攻科独自の教育目的として「環境に配慮したものづくりができる技術者育成」を掲げています。これは準学士課程で学んだ「実践的技術＝ものづくりに関する知識」の上に、専攻科における全専攻共通の環境系科目の修得と、更に高度な専門知識の修得、ならびに研究活動を通じて達成されます。この様な目的のため、専攻科修了時に学生が達成すべき目標として、以下の専攻科の学習・教育到達目標が定められています。

1. 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者

- 1-1 人類の歴史や文化を理解する。
- 1-2 人間社会と自然環境とのかかわりを理解する。
- 1-3 技術が社会に及ぼす影響を認識し、地球環境に配慮したものづくりが提案できる能力を身につける。

2. グローバルに活躍する技術者

- 2-1 日本について深く認識し、世界的な物事に关心をもつ。
- 2-2 論理的な記述およびプレゼンテーション能力を身につける。
- 2-3 外国語で意思疎通を行う能力を身につける。

3. 創造力豊かな開発型技術者

- 3-1 数学、物理、化学など自然科学の基礎知識を身につける。
- 3-2 自分の必要とするレベルで多様な情報機器を利用する能力を身につける。
- 3-3 専門分野の知識と自主的・継続的に学習する能力を身につけ、与えられた制約下で計画的にものづくりの手法を活かして問題を解決できる能力を養う。

4. 相手の立場に立ってものを考える技術者

- 4-1 人としての倫理観を身につけ、善良な市民として社会生活を営む能力を養う。
- 4-2 技術者が社会に対して負う責任を理解する。
- 4-3 異文化を理解し尊重する。
- 4-4 チームを組み、協力しながら問題の解決に向けて計画し、遂行できる能力を養う。

V 専攻科における人材の養成に関する 目的その他教育上の目的

鹿児島工業高等専門学校学則第46条第2項の規定に基づき、各専攻における人材の養成に関する目的その他教育上の目的について、必要な事項を定める。以下に各専攻のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを示す。なお、アドミッションポリシーは各専攻共通である。

【機械・電子システム工学専攻】ディプロマ・ポリシー

機械・電子システム工学専攻は、本校専攻科の学習・教育到達目標を達成するとともに、機械と制御技術を基本としたハード面、情報システム技術を基本としたソフト面を統合した分野において、環境に配慮した高付加価値製品の設計開発および実践的に問題解決できる開発型技術者を育成する。本専攻に在籍し、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

【機械・電子システム工学専攻】カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーにて掲げた能力を育成するために、以下の科目群を用意している。各目標とすべての科目の対応は、別紙「JABEE 認定教育プログラム（2年生向け）」「環境創造工学」教育プログラム履修の手引き（1年生向け）の「表2」に記載されています。

1. 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者育成科目として、技術と社会のかかわり、環境科学、環境プロセス工学などを用意している。
2. グローバルに活躍する技術者育成科目として、国際関係論、総合英語、論理的英語コミュニケーションなどを用意している。
3. 創造力豊かな開発型技術者育成科目として、環境電磁気学、特別研究I、特別研究IIなどを用意している。
4. 相手の立場に立ってものを考える技術者育成科目として、環境創造工学プロジェクトなどを用意している。

学業成績の評価は、科目担当教員が試験の成績、平常の学習態度や出席状況等を総合的に評価して、原則として100点法で行います。各科目の具体的な評価方法はシラバスに記載している。評価の点数60点以上及び合の科目は、修得科目となり、単位の修得が認定される。

【電気情報システム工学専攻】ディプロマ・ポリシー

電気情報システム工学専攻は、本校専攻科の学習・教育到達目標を達成するとともに、ハードウェア及びソフトウェア技術からシステム制御や電子材料に至る幅広い分野に精通し、地球環境にやさしい高品質で高付加価値製品の設計・開発や制御システム・情報システムなどを担当できる開発型技術者を育成する。本専攻に在籍し、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

【電気情報システム工学専攻】カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーにて掲げた能力を育成するために、以下の科目群を用意している。各目標とすべての科目の対応は、別紙「JABEE 認定教育プログラム（2年生向け）」「環境創造工学」教育プログラム履修の手引き（1年生向け）の「表2」に記載されています。

1. 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者育成科目として、技術と社会のかかわり、環境科学、環境プロセス工学などを用意している。

り、環境科学、環境プロセス工学などを用意している。

2. グローバルに活躍する技術者育成科目として、国際関係論、総合英語、論理的英語コミュニケーションなどを用意している。
3. 創造力豊かな開発型技術者育成科目として、環境電磁気学、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱなどを用意している。
4. 相手の立場に立ってものを考える技術者育成科目として、環境創造工学プロジェクトなどを用意している。

学業成績の評価は、科目担当教員が試験の成績、平常の学習態度や出席状況等を総合的に評価して、原則として100点法で行います。各科目の具体的な評価方法はシラバスに記載している。評価の点数60点以上及び合の科目は、修得科目となり、単位の修得が認定される。

【建設工学専攻】ディプロマ・ポリシー

建設工学専攻は、本校専攻科の学習・教育到達目標を達成するとともに、建設工学の基礎となる市民が快適で安全な社会生活を送ることができる環境基盤整備を行う工学を学び、人間としての倫理観を備えた技術者を育成する。また、地域に密着した社会基盤の構築に寄与することができる創造性豊かな開発型技術者を育成する。本専攻に在籍し、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

【建設工学専攻】カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーにて掲げた能力を育成するために、以下の科目群を用意している。各目標とすべての科目の対応は、別紙「JABEE 認定教育プログラム（2年生向け）」「環境創造工学」教育プログラム履修の手引き（1年生向け）の「表2」に記載されています。

1. 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者育成科目として、技術と社会のかかわり、環境科学、環境プロセス工学などを用意している。
2. グローバルに活躍する技術者育成科目として、国際関係論、総合英語、論理的英語コミュニケーションなどを用意している。
3. 創造力豊かな開発型技術者育成科目として、環境電磁気学、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱなどを用意している。
4. 相手の立場に立ってものを考える技術者育成科目として、環境創造工学プロジェクトなどを用意している。

学業成績の評価は、科目担当教員が試験の成績、平常の学習態度や出席状況等を総合的に評価して、原則として100点法で行います。各科目の具体的な評価方法はシラバスに記載している。評価の点数60点以上及び合の科目は、修得科目となり、単位の修得が認定される。

【機械・電子システム工学専攻、電気情報システム工学専攻、建設工学専攻】

アドミッション・ポリシー

I. 本校の専攻科は「環境に配慮したものづくりができる技術者」育成を目指しており、その実現のために専攻科学生が達成すべき学習・教育到達目標が定められています。受け入れる人物として（1）本校専攻科が育成を目指す技術者像を十分に理解し、（2）学習・教育到達目標を達成して専攻科を修了できる資質を持った方を求めています。また、（2）については以下のことが求められます。

1. 英語、数学、及び専門とする分野の基礎学力を備えていること
2. 論理的な記述や説明の基礎能力を備えていること
3. 新たな問題に取り組む積極性と計画性を備えていること

II. 入学者選抜の基本方針

・推薦による選抜

入学者の選抜は、出願資格（調査書、推薦書及び志望理由書、TOEIC スコアまたは英検合格証）の内容をもって総合的に判定します。ただし、書類の内容を確認する目的で面接を実施する場合があります。面接を実施する方には、受験票送付時に面接を実施する旨を通知します。

・学力検査による選抜

入学者の選抜は、出願書類及び学力検査並びに面接の結果を総合して行います。

・社会人特別選抜

入学者の選抜は、出願書類及び面接の結果を総合して行います。

VI 学 生 心 得

[平成17年2月18日一部改正]

[平成18年4月1日一部改正]

[平成28年4月1日一部改正]

学校の諸規則を守り、**自主・自立の精神**により行動し、有意義な学生生活を送ろう。

次に掲げる事項は、本校の学生として心得ていなければならない事項なので、熟読して実行されたい。なお、高学年（4年～5年）生は、**自主性**が重んぜられるとともに、学生生活において低学年の指導等の面において、**非常に重い責任**があることをわきまえて欲しい。

1. 服装等について

(1) 学生の学内（通学時を含む。）における服装は、次のとおりとする。

(ア) 学生は鹿児島工業高等専門学校学生準則第15条に基づき、制服または制服以外の服のいずれでも、着用することができる。

(イ) 学生は、学生としてふさわしい服装を心掛ける。

(ウ) 特に学校が指示した場合は、それに従うものとする。

(2) 学外の生活においても、学生としての自覚の下に品位を損なわない服装を心掛ける。

(3) 頭髪等について（第3学年以下）

(ア) 学生らしい髪型にする。

(イ) パーマをしない。

(ウ) 極端な長髪にしない。

(エ) 髪を染めたり、脱色したりしない。

(オ) ピアス等のアクセサリーをしない。

(4) 通学時は靴を着用し、かかとを踏みつぶさない。

2. 飲酒・喫煙について

(1) 未成年者の飲酒・喫煙は、法律で禁止されており、心身の発達段階にある学生の健康を損なう恐れがあるので、これを禁止する。

(2) 喫煙は、成人であっても健康に対する悪影響があるので、これを推奨しない。

(3) 学内での喫煙を禁止する。ただし、喫煙許可証と学生証携行を条件に、学内指定場所での喫煙を当面の間許可する。

(4) 学内での飲酒及び酒気帯びを禁止する。

(5) 校内での飲食について

(ア) 福利施設及び自分の教室以外では飲食をしない。

(イ) 歩きながら飲食をしない。

(ウ) 授業中にガム等を噛まない。

(エ) 飲食後は、不燃物などを分別して片付けを行う。

3. 車輌使用について

(1) 免許取得と車輌使用について

免許取得及び車輌使用については、原則として法律の定めるところとする。但し、次に

掲げる事項を遵守すること。

- (ア) 交通法規を遵守し、交通違反をしないよう努める。
- (イ) 整備不良車・違法改造車は使用しない。
- (ウ) 車輌の貸し借りは禁止する（自転車を除く。）。
- (エ) 排気量50cc以下の原動機付自転車（以下「原付」という。）及び自転車の二人乗りは禁止する。
- (オ) 通学における排気量50cc超の二輪車（以下「自動二輪」という。）の二人乗りは禁止する。
- (カ) 原付及び自動二輪の運転の際は、ヘルメットの顎ひもを必ず締める。
- (キ) 原付及び自動二輪の構内への乗り入れは駐輪場のみとする。
- (ク) 近隣の公道及び空地などへの無断駐車を行わない。
- (ケ) 構内では徐行運転をする。
- (コ) 構内で運転練習をしない。
- (サ) 草履等を履いて車輌の運転は行わない。

(2) 交通事故・違反について

- (ア) 交通事故発生の際は、速やかに救急・警察などの関係機関に連絡し、対応する。
- (イ) 交通事故及び違反をした者は、直ちに担任に連絡し、学生係備え付けの報告書に記入の上、担任の確認印を受けた後、学生係に提出する。

(3) 通学における車輌使用について

(ア) 自動車

○学年：5年生、専攻科生

○毎日の通学に必ず利用する者のみとする。バイク通学許可との二重申請は認めない。

○通学距離 5年生：住居から学校までの距離が直線で15km以上

専攻科生：住居から学校までの距離が直線で3km以上

但し、住居とは、実際に住んでいる家、アパート、下宿等を意味するものとする。

※公共交通機関による通学が著しく不便な場合等、特殊事情のある者は個別に相談に応ずる。

○その他：任意保険への加入（自賠責とは別である。又、対人賠償については無制限のもの、かつ、対物500万円以上のもの（保険金額は僅かしか違わない。））及び保護者の承認。

(イ) バイク

○学年：3年生以上 排気量：250cc未満

2年生 排気量：50cc未満

○ヘルメット：フルフェイス及びオープンフェイスタイプのみとする。

○通学距離：住居から学校までの距離が、直線で3km以上とする。

但し、住居とは、実際に住んでいる家、アパート、下宿等を意味するものとする。

※公共交通機関の利用が著しく困難な場合は、個別に相談に応ずる。

○その他：任意保険への加入（これについては自動車と同じ。）及び保護者の承認。

登録後、後日開催されるバイク実技講習会に必ず参加すること（不参加者は許可を取り消す。）。

※ “かかと紐等” の付いていないサンダル履きや “かかと紐等” をきちんと締めない状態での自動車の運転は条例違反である。

※自動車、バイクの改造車輌は認めない（車検の有る車輌における“車検対応”の範囲内とする。）。

(ウ) 自転車

○学年 : 全学年

○その他 : 保護者の承認（防犯登録を行っておくこと。）

(4) 寄生の車輌使用については「寄生活案内」に定めるとおりとする。

4. 校外生活について

(1) 人と人のふれあいを大切にし、豊かな交流の中で他者を理解し自己実現を図ろう。社会参加、ボランティア活動を通じて社会的連帯感や精神的な充実感を高めよう。

(2) 学生は学外においても学生としての自覚をもって、軽率な行動をしないよう注意し、青少年の心身の発達に有害な影響を与えると思われる場所（例えばマージャン屋・パチンコ店等）へ立ち入らないこと。

(3) マージャンはしないこと。

(4) アルバイトについて

○低学年学生（1年生～3年生）

(ア) 長期休暇中以外のアルバイトは原則として禁止する。

(イ) 夏期休暇中などにアルバイトをするときは、必ず担任を通じて学生主事の許可を受ける。

(ウ) 学生にふさわしい職種を選ぶ。

(エ) 深夜（午後10時以降）に及ぶアルバイトはしない。

○高学年学生（4年生、5年生）

(ア) 学生にふさわしい職種を選ぶ。

(イ) 深夜（午後10時以降）に及ぶアルバイトはしない。

(5) 寄外生は無断で寮舎内に立ち入ってはならない。

5. 放課後、休日等の過ごし方について

(1) 自習に励む。

(2) クラブ活動に積極的に参加する。

(3) ボランティア等の社会活動に積極的に参加する。

6. 下宿、間借生の心得について

寮生活を離れ、一般社会の中でいわば社会人として生活する下宿・間借生は一人一人が高専生の代表とみられることを自覚し、自由な生活の中に、自らの計画を立てて充実した学生生活を過ごしてほしいので、次の事項を守ること。

(1) 生活を正そう。

(ア) 朝夕のあいさつを励行しよう。

(イ) 健康管理・健康増進に努めよう。

(ウ) 起床・就寝時間を自分で決め、規則正しい生活をしよう。

(エ) 部屋の整理整頓に心掛け、身の回りを清潔にしよう。

(2) 他人に迷惑をかけないようにしよう。

- (ア) 夜間外出は最小限にとどめよう。夜遅くまで騒ぐなど、近隣に迷惑になることは慎もう。また、外出の折も午後10時以降になることは避けよう。
 - (イ) 外出するときは、行き先・時間等を必ず告げていこう。
 - (ウ) 他人の下宿・間借等を訪れるときは、出入りの際は家主さんにもあいさつしよう。なお、下宿・間借等の不在の部屋への出入りは絶対にやめよう。
 - (エ) 原動機付自転車・自動二輪車等の使用には細心の注意を払おう。特に狭い道ではスピードを落とそう。夜遅くエンジンをかけるときは場所柄をわきまえよう。駐車する場合は、出入等の邪魔にならないよう十分考慮しよう。他人の間借・下宿に車輛等を放置しないようにしよう。
- (3) 大掃除等、地区の行事に積極的に参加し、地区住民とのコミュニケーションを活発にしよう。
- (4) 勉強に励もう。
- (ア) 毎日の学習時間を3時間以上確保しよう。
テレビを見過ぎたり、遊び過ぎたりして、本分がおろそかにならないように心掛けよう。
 - (イ) 人生の目標を設定しよう。
自ら生活設計を立て、そしてその目標実現のために意欲的に、より意義のある学生生活をしよう。
 - (ウ) 読書の励行
専門の領域にとどまらず、幅広い読書を心掛け、広い教養を身につけよう。
- (5) 下宿・間借の住所変更の際は、できるだけ早くクラス担任、教務係に住居変更届を提出しよう。

VII 平成31年度学校行事予定表

日 曜 日	2019年4月		2019年5月		2019年6月		2019年7月	
	本 科	行 事	本 科	行 事	本 科	行 事	本 科	行 事
1 月	新合付式	専攻科	新合付式	新合付式	新合付式	新合付式	新合付式	新合付式
2 火	着任式							
3 水	開校式(9時)、館内見学(10時)／新入生オリエンテーション／写真撮影(11時)	1 1 2 木	1 水 2 木	1 水 2 木	1 水 2 木	1 水 2 木	1 水 2 木	1 水 2 木
4 木	実習開始(11時)／新入生オリエンテーション／身体測定	1 1 3 金	1 1 3 金	1 1 3 金	1 1 3 金	1 1 3 金	1 1 3 金	1 1 3 金
5 金	授業開始(特別)	1 1 5 日	1 1 5 日	1 1 5 日	1 1 5 日	1 1 5 日	1 1 5 日	1 1 5 日
6 土	寮生会第一回研修	3 3 6 月	3 3 6 月	3 3 6 月	3 3 6 月	3 3 6 月	3 3 6 月	3 3 6 月
7 日		4 4 7 火	4 4 7 火	4 4 7 火	4 4 7 火	4 4 7 火	4 4 7 火	4 4 7 火
8 月	再徴免受付	1 1 8 水	1 1 8 水	1 1 8 水	1 1 8 水	1 1 8 水	1 1 8 水	1 1 8 水
9 火		1 1 9 木	1 1 9 木	1 1 9 木	1 1 9 木	1 1 9 木	1 1 9 木	1 1 9 木
10 水	卒業会式／教職員集合	1 1 10 金						
11 木	令満品新規(前半定期評定科目) 再評定(後半定期評定科目)	1 1 11 土						
12 金	令満品新規(前半定期評定科目) 再評定(後半定期評定科目)	2 2 12 日						
13 土	寮生会マッチ	5 5 13 月						
14 日		6 6 14 火						
15 月		2 2 15 水						
16 火		2 2 16 木						
17 水	(特別)学生運動訓練	2 2 17 金						
18 木		2 2 18 上						
19 金	選手権大会受賞者激励会(前半定期評定科目)	3 3 19 日						
20 土	開校式(会員／学生会第一回研修)	4 4 20 月						
21 日		5 5 21 火						
22 月	額度受付(指断選抜)	3 3 14 22 水						
23 火		3 3 15 23 木						
24 水	校務連絡	3 3 16 24 金						
25 木		3 3 17 25 上						
26 金	額度受付(指断選抜)	4 4 18 26 日						
27 土		5 5 27 月						
28 日		6 6 28 火						
29 月	留和の日	7 7 29 水						
30 火	休日天皇誕生日(退院)	8 8 30 木						
	心電図検査／胸部レントン・X線検査／内科検診 通学車両登録	9 9 31 金						
	後援会総会 交通安全大会 交通事故対策講習会(3年生)							
No.1	備考	○	○	○	○	○	○	○

第7章～第9章

2019年8月						2019年9月						2019年10月						2019年11月							
日	曜	行 事			回数	本 日 曜			本 日 曜			回数	本 日 曜			本 日 曜			行 事			回数	本 日 曜		
		本 科	專攻科	專攻科		本 科	專攻科	專攻科	本 科	專攻科	專攻科		本 科	專攻科	本 科	專攻科	本 科	專攻科	中等教育別定期間	中等教育別定期間	中等教育別定期間	中等教育別定期間	中等教育別定期間	中等教育別定期間	
1	木	前半期末試験		前半期末試験	8	15	80	1	日	全国高等体育大会 (中国地区)		68	1	火	授業開始(午前) 受講料支払(午後)	受業開始(午前) 受講料支払(午後)	1	1	87	1	金		4	4	109
2	金	前半期末試験		前半期末試験	9	15	81	2	月			69	2	水				1	1	88	2	土	後期学力・社会人選抜挑戦	107	108
3	土				44	44	3	火			70	70	3	木			1	1	89	3	日	文化の日	108	109	
4	日	日 常	一日体験入学者 抽選実施	「答える」解説 「答える」解説	45	45	4	水			71	71	4	金	学生持与申請書切	学生持与申請書切	1	1	90	4	月	月曜日の時間割 帳替休日	109	110	
5	火	日 常	日常実施	日常実施	15	5	木	52	5	木	72	72	5	土	九州沖縄地区英語プレゼンテーション シニアアーティスト	九州沖縄地区英語プレゼンテーション シニアアーティスト	98	5	火		5	火	5	110	
6	水	合宿受容委員会 答える実施		答える実施	15	6	木	83	6	金	73	73	6	日	受講料支払(午前) 受業開始(午後)	受講料支払(午前) 受業開始(午後)	99	6	水		5	火	5	111	
7	木	答える実施		答える実施	15	7	土				74	74	7	月			1	1	91	7	木	月曜日の時間割	5	112	
8	木	答える実施		答える実施	15	8	日				75	75	8	火			2	2	92	8	金	判定会議(後期学力・社会人選抜)	5	113	
9	金	特別な答える実施 LHR/清掃		特別な答える実施 LHR/清掃	15	9	月				76	76	9	水	運営会議 教職員会	運営会議 教職員会	100	12	火		110	111	110	111	
10	土	開幕(11時)		開幕(11時)	46	46	10	火			77	77	10	木			2	2	94	10	日		111	112	
11	日	山の日		山の日	47	47	11	水		運営会議 教職員会集会	78	78	11	金	再出発懇親会(前学期科目)	再出発懇親会(前学期科目)	100	12	火		6	火	6	114	
12	月	振替休日		振替休日	48	48	12	木			79	79	12	土			00	00	100	100	13	火	火	115	
13	火	学生代表(毎日) —齐体委員(毎日)教職員		学生代表(毎日) —齐体委員(毎日)教職員	49	49	13	金			80	80	13	日	口演シンポジウム地区会 全国高校アロマセラピストコンテスト 都道府県高等	口演シンポジウム地区会 全国高校アロマセラピストコンテスト 都道府県高等	101	101	101	101	13	水	水	116	
14	水	—齐体委員(毎日)教職員		—齐体委員(毎日)教職員	50	50	14	土			81	81	14	月	体育の日 全国高校アロマセラピストコンテスト	体育の日 全国高校アロマセラピストコンテスト	102	102	14	木	5	火	5	117	
15	木	夏季休業開始(15日)		夏季休業開始(15日)	51	51	15	日			82	82	15	火	受講料支払(午前) 受業開始(午後)	受講料支払(午前) 受業開始(午後)	15	15	金		6	火	6	118	
16	金	夏季休業開始(16日)		夏季休業開始(16日)	52	52	16	月			83	83	16	水	校内清掃	校内清掃	103	16	土		112	113	112	113	
17	土	夏季休業開始(17日)		夏季休業開始(17日)	53	53	17	火			84	84	17	木	校内清掃(予備日)	校内清掃(予備日)	104	17	日		113	114	113	114	
18	日	夏季休業開始(18日)		夏季休業開始(18日)	54	54	18	水			85	85	18	金	頒布会(午前) (後期学力・社会人選抜)	頒布会(午前) (後期学力・社会人選抜)	105	18	月	試験時間割表(後期学力)	7	火	7	119	
19	月	夏季休業開始(19日)		夏季休業開始(19日)	55	55	19	木			86	86	19	土			103	103	103	19	火	合格発表(後期学力・社会人選抜)	7	120	
20	火	成績公表(後学期) 成績公表(後学期) 成績公表(後学期)		成績公表(後学期) 成績公表(後学期) 成績公表(後学期)	56	56	20	金			87	87	20	日			104	104	104	20	水	校務連絡	6	121	
21	水	会員登録		会員登録	57	57	21	土			88	88	21	月			105	105	105	21	木	欠課時数入り開始(13時)	欠課時数入り開始(13時)	6	122
22	木	会員登録		会員登録	58	58	22	日			89	89	22	火	祝日(昭和文化祭)	祝日(昭和文化祭)	106	106	106	22	金		7	123	
23	金	会員登録		会員登録	59	59	23	月			90	90	23	水	消防訓練	消防訓練	107	107	107	23	木	消防の感謝の日	114	115	
24	土	会員登録		会員登録	60	60	24	火			91	91	24	木	月曜日の時間割	月曜日の時間割	108	108	108	24	日	ログイン全国大会問題接続能	115	116	
25	日	会員登録		会員登録	61	61	25	水			92	92	25	金	休業祭祭典会場	休業祭祭典会場	109	109	109	25	月		8	124	
26	月	会員登録		会員登録	62	62	26	木			93	93	26	土	高等学校文化祭	高等学校文化祭	110	110	110	26	火		8	125	
27	火	会員登録		会員登録	63	63	27	金			94	94	27	日	高等学校体験会	高等学校体験会	111	111	111	27	水	後期開始日訓練	7	126	
28	水	会員登録		会員登録	64	64	28	土			95	95	28	月	学生会体験会	学生会体験会	112	112	112	28	木	後期開始日訓練	10	127	
29	木	会員登録		会員登録	65	65	29	日			96	96	29	火	会員登録(10時30分)	会員登録(10時30分)	113	113	113	29	金	後期開始日訓練	11	128	
30	金	会員登録		会員登録	66	66	30	月			97	97	30	水	会員登録(10時30分)	会員登録(10時30分)	114	114	114	30	木	後期開始日訓練	11	129	
31	土	会員登録		会員登録	67	67	31	木														4	5	108	

2019年12月												2020年1月												2020年2月											
日 照			行 事			国 本 科			国 本 科			行 事			国 本 科			行 事			国 本 科			行 事			国 本 科								
日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科	日	曜	本 科						
1	日		116	147	1	水	12	9	2	木		132	133	1	土				145	147	1	日				145	148	2	月						
2	月	後学期中期試験										133	134	2	日				146	148									159	162					
3	火	後学期中期試験				13	9	3	金			134	135	3	月	選択科目受講品受け付 特別実験題(佐藤定典)講習会			147	152	3	火	学業判定会議(1月30分)									160	163		
4	水	運営会議				8	10	4	土			135	136	4	火	入学研修会(経理)(学力測定)			148	163	4	水	合宿内定者会員(合格発表)									161	164		
5	木					7	9	132	5	日		136	137	5	水				149	154	5	木								162	165				
6	金	全国模擬デザインコンペティション 「独立系新規品目ヤシナシ」				8	9	133	6	月		137	138	6	木	開発(C10B) 仕事会議			150	153	6	金	進級判定会議(1月30分)									163	166		
7	土	全国模倣デザインコンペティション 「独立系新規品目ヤシナシ」				117	118	7	火	授業開始 顧客受付(担当者入試)		11	12	134	7	金	成績入力・評議結果(入試) 特別学科責任者認定会議(1月30分)			144	156	7	土									164	167		
8	日	全国模倣デザインコンペティション 「独立系新規品目ヤシナシ」				118	119	8	水			11	12	145	8	土			147	149	8	日	次年度前半時間別成績									165	168		
9	月					9	10	134	9	木		10	12	146	9	日	後学期基礎生物学実験(15時50分)			148	150	9	月	次年度前半時間別成績									166	169	
10	火	後学期定期試験会 (成績方針説明会・方針説明会)				9	10	135	10	金		11	12	147	10	月	後学期定期試験会(15時50分)			151	11	167	10	火								167	170		
11	水	後学期定期試験会 (成績方針説明会・方針説明会)				9	10	136	11	土		138	139	11	火		結果記念日			149	151	11	火	水泳会議・教職員会									168	171	
12	木					8	10	137	12	日		139	140	12	水		後学期本学実験 講習会議(1月30分)			161	168	12	木								169	172			
13	金					9	10	138	13	月		140	141	13	木		後学期定期試験会 特別研究会(1月30分)			17	13	169	13	金								170	173		
14	土					119	120	14	火	月曜日の時間割 特別研究会Ⅱ論文提出会場(17時50分)		11	12	148	14	金	後学期定期試験会 特別研究会(1月30分)			18	14	170	14	土									171	174	
15	日					120	121	15	水	特別セミナー 午後 活用アドバイスセミナー 運営会議		7	142	149	15	土					150	162	15	日								172	175		
16	月					10	11	139	16	木		11	13	150	16	日	入学式(学力入試)			151	153	16	月									173	176		
17	火					10	11	140	17	金		12	13	151	17	月	休講点			152	154	17	火	空襲式 休講									174	178	
18	水	成績会議				10	11	141	18	土	入学式(学力入試)		141	143	18	火	休講(休講点)			153	155	18	水	学年末休業開始 休講									175	178	
19	木					9	11	142	19	日		142	144	19	水		休講(休講点) 特別研究会(1月30分)			15	15	171	19	木									176	179	
20	金	特別研究会／清掃				10	11	143	20	月		12	13	152	20	木	答業返却・解説			156	157	23	月	休講の日									177	180	
21	土	閉館(11時)				121	122	21	火			12	13	153	21	金	特別研究会Ⅰ発表会(1年)			157	158	22	日									178	181		
22	日					122	123	22	水	判断会議(休業入試)		12	13	154	22	土			159	160	22	日									179	182			
23	月	学生代表(休業祭)				123	124	23	木			12	14	155	23	日	天皇誕生日			161	167	23	月									180	183		
24	火	冬季休業開始				124	125	24	金	休業期間輸入方法		13	14	156	24	火	休講休業日			162	168	24	火								181	184			
25	水					125	126	25	土	企画実験基盤アセシグランジンコロニ		143	145	25	火	答業返却・解説			163	167	25	火									182	185			
26	木					126	127	26	日	企画実験基盤アセシグランジンコロニ		144	146	26	水	答業返却・解説			164	168	175	木									183	186			
27	金	仕事研究				127	128	27	月	合格免枉懲入試		145	147	27	木	答業研究發表 特別研究会(1月30分)			165	176	27	金										184	187		
28	土					128	129	28	火	試験問題削除表(後学期期末)		146	148	28	金	終業典礼(1月30分)			166	169	28	土									185	188			
29	日					129	130	29	水	顧客受付(学力入試)		147	149	29	土		休講(休講入力方法)			167	170	29	日									186	189		
30	月					130	131	30	木			148	149	30	木		休講(休講入力方法)			168	171	30	月									187	190		
31	火					131	132	31	金	久保寺教入力開始(13時)		149	151	31	火		休講(休講入力方法)			169	171	31	火												

CET実施実施期間
合同企画セミナー—
学生会長立会演説会・選手会
学生会主催行事・学生総会TOEIC Bridge (1~5年生)
合宿企画セミナー—
学生会長立会演説会
学生会主催行事・学生総会本科生出席すべき日数 178日(授業日 150日)、
○実験日 18日、■実験行第 10日)、■休み 187日
※ ■専攻科特別指導日 19日田畠闇
本科生出席すべき日数 178日(授業日 150日)、
○実験日 18日、■実験行第 10日)、■休み 187日

教育プログラム実施会議

準学士課程の教育

I 学習案内

本校は、大学と同じく高等教育機関の一つであり、高い能力を有するエンジニアを育成する学校ですので、学生の自主性を重視しています。したがって、授業内容はもちろん学校から学生への連絡も中学校までのものと異なります。

授業の休講や振替、学校行事、諸手続きなどに関する連絡事項は、主に教室の掲示板によって行います。見忘れたことによる不利益は、本人の責任になりますので注意してください。登下校の際に、少なくとも1日1回は教室の掲示板を見る習慣をつけてください。

1-1 学期と年間行事

1年間を、前学期（4月1日～9月30日）と後学期（10月1日～翌年3月31日）に分け、授業が行われます。なお、年間行事については、行事予定表（別表参照）によって行われますので必ず見てください。

1-2 授業時間

授業時間は、次のとおりです。なお、S.H.R（ショート・ホーム・ルーム）は、担任が出欠や連絡を行う時間です。

通常授業	
S・H・R	8:40～8:45
1 時限	8:50～10:20
2 時限	10:30～12:00
昼 食	12:00～13:00
3 時限	13:00～14:30
4 時限	14:40～16:10

1-3 教育課程

教育課程には、一般科目と専門科目の区別があります。

それぞれの授業科目は、通年・前学期・後学期に分かれて授業が行われます。各学年の授業科目や単位数は、教育課程表（カリキュラム、別表参照）及びシラバスに示してありますが、専門科目は学科によって異なります。

単位の種別には、次に示す履修単位と学修単位の2種類の単位があります。

(1) 履修単位の科目

30 単位時間（50 分授業は、1 単位時間、連続 90 分授業は、2 単位時間とする。）の履修をもって 1 単位とする科目です。1～3 年生の科目は、すべて履修単位の科目になります。

（2）学修単位の科目

45 単位時間の学修（講義＋自学自習）をもって 1 単位とする科目です。この学修単位については、次の 2 種類の講義を設定しています。

（a）講義 I について

講義時間 45 分に対して自学自習時間 30 分を必要とする科目で、単位に対する講義時間と自学自習時間及びその回数は以下のようになります。

半期 1 単位の場合：〔講義（90 分）＋自学自習（60 分）〕 × 15 回

通年 2 単位の場合：〔講義（90 分）＋自学自習（60 分）〕 × 30 回

（b）講義 II について

講義時間 45 分に対して自学自習時間 120 分を必要とする科目で、単位に対する講義時間と自学自習時間及びその回数は以下のようになります。

半期 2 単位の場合：〔講義（90 分）＋自学自習（240 分）〕 × 15 回

なお、教育課程表において、講義 I の科目は単位数に * を、講義 II の科目は単位数に ** を上付きで表示しています。

1-4 授業科目（受講届、受講辞退届）

授業科目には必修科目、A 群科目、B 群科目があります。また、留学生については一般科目と専門科目が以下（4）のように定められています。

（1）必修科目は必ず単位を修得しなければなりません。なお、必修科目を修得できないと、進級や卒業ができなくなります。

（2）A 群科目は、各学科において受講が必要な科目で、受講願いを提出する必要はありません。この A 群科目の授業を欠課しますと、欠課時数としてカウントされることになります。

（3）B 群科目は、各学科において自ら選択して受講する科目になります。この B 群科目を受講するにあたっては、定められた日までに受講願いを教務係に提出する必要があります。なお、決められた期間中に受講辞退届を出すことで、開講時にさかのぼって受講しなかつたものとして取り扱われます。

受講辞退届の提出時期は、行事予定表に明記されています。なお、これらの「届用紙」は、学生課教務係に備え付けてあります。

（4）留学生科目については、以下のように定められています。

（a）一般科目

（a-1）3 年生

国語 III、政治・経済は受講を免除されます。また、振替補充科目として、日本語・日本事情（通年 2 単位）、日本語（通年 1 単位）、日本語（通年 1 単位、選択）、数学（通年 2 単位）、物理（通年 1 単位）があります。

（a-2）4 年生

日本語表現は受講を免除されます。

ただし、免除科目については、留学生が受講を希望した場合は、単位認定の対象科目となります。

(b) 専門科目

学科の判断で留学生に必要な科目が開講されます。担任に相談の上、指示を受けてください。

1-5 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引・公欠（欠課届、公欠・忌引届）

遅刻は毎授業ごとの始業時間に遅れたときをいい、遅刻とするかどうかの判定は担当教員の判断となります。授業を開始してから15分を超える遅刻は原則として欠課となります。

早退とは、授業ごとの授業終了前に退出したときをいい、早退とするかどうかの判定は担当教員の判断となります。授業終了15分以前の早退は原則として欠課となります。遅刻・早退の合計3回で欠課1時間に換算されます。90分授業は2時間として扱われます。

欠席・欠課（一部の授業を休むこと。）は、各科目の欠課時数として算入され、単位の修得に大きく影響しますので正当な理由のない欠席・欠課はしないでください。

欠課・欠席（欠課届用紙を用いる）・忌引・公欠に関する「届用紙」は、学生課教務係に備え付けてあります。

書類	理由	備考	提出先
欠課届 (医師の証明書 あるいは診断書)	病気・けが等により、 1週間以上欠席又は欠 課をしなければならな いとき	事前に担任に届け出ること 事前に届け出しが出来なかつた場合は、出席 した日から7日以内に届 けを提出すること	担任
公欠・忌引届 (A票・B票)	公欠の 場合	伝染病等、交通機関の 事故、就職等の試験、 事前に認められた文化 体育活動の大会参加、 学会等の研究発表等の ため欠席・欠課をする とき	公欠日を確認できる書 類（試験の案内・遅延 証明書・診断書の写し 等）を添付すること 担任印を貰い、 A票・B票を教務 係へ提出 教務係確認印を貰 い、B票を科目担 当教員等または担 任教員へ提出
	忌引の 場合	父母近親の喪に服すと き	忌引の日数 父母 7日 祖父母・兄弟姉妹 3日 曾祖父母・伯叔父母 1日 ただし、葬儀のため遠隔地への旅行 を要するときは、その往復日数を忌 引の期間に加える場合がある。 A票は事後1週間、 B票は事後2週間以内に提出先へ 提出すること。

1-6 試験の種類（追試験願）

試験の種類は、定期試験、中間試験、追試験、再試験、再評価試験があり、次の方法で実施されます。なお、定期試験を受験しなかった場合は、学校行事の欠課として算入されます。

時期		試験の種類	受験しなかった場合		
前 学 期	中間	中間試験	追試験なし		
	末	定期試験	追試験	許可	特例を除き最大80点 不許可
後 学 期	中間	中間試験	追試験なし		
	末 (学年末)	定期試験	追試験	許可	特例を除き最大80点 不許可

■定期試験、中間試験

定期試験は、前学期末と学年末に、中間試験は、前学期、後学期の中間の時期にそれぞれ1回ずつ実施します。

■追試験

追試験とは、病気・忌引・その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかつた者について、本人の願い出により実施されるものです。

追試験を受けるには、定期試験終了日の翌日までに「追試験願」を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受ける必要があります。追試験の点数は、得点の8割となります。ただし、以下の場合については得点の10割となります。

- (1) 出校停止などの法定伝染病
- (2) インターハイあるいは国体など県を代表して出場する全国大会
- (3) その他教務委員会で認めたもの

また、追試験を受けることが許されなかつた者の当該試験の点数は0点となります。なお、追試験を受けることができない特別な事情がある者については、校長の許可を受け、70点以下の見込点で評価されます。

■再試験

再試験とは、未修得科目（前学年末の評価の評語が不可）を持ちながら進級した場合に、再度単位修得のチャンスを与えるものです。再試験を実施する科目的未修得者については、全員再試験の該当者となりますので、科目担当教員の指示を受けてください。ただし、実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技をともなう科目に関しては、再試験を行わないものもありますので注意してください。再試験の実施は、11月中旬までに1回行います。不合格者に対しては、更に2月上旬までに1回行う場合があります。

再試験の担当は、原則としてその科目的未修得学年時の担当教員が行いますが、再試験の日、時間及び方法など担当者により異なりますので担当教員に相談の上、指導・指示を受けてください。

■再評価試験

前学期終了の成績が不可であった科目的成績を学年末に再評価することが相当と認められる場合には、60点を限度として再評価できます。

再評価の方法など担当者により異なりますので、担当教員に相談の上、指導・指示を受けてください。

1－7 成績の評価

学業成績の評価は、科目担当教員が試験の成績、平常の学習態度や出席状況等を総合的に評価して、原則として100点法で行います。各科目の具体的な評価方法に関しては、シラバスに明示してありますので事前に熟読してください。

(1) 100点法で評価する科目

評語	評価
優	80点から100点まで
良	70点から79点まで
可	60点から69点まで
不可	59点以下

(2) 100点法で評価しない科目

評語	評価
合	合格
否	不合格

1－8 科目の修得・未修得・未履修

評価の点数60点以上(評語可以上及び合)の科目は、**単位の修得が認定されます**(修得科目となります。)。

点数59点以下(評語不可及び否)の科目は、**単位を認定されません(未修得科目となります。)**。

1／5を超える欠課をした科目(1単位は30時間です)の単位は**認定されません(未履修科目となります。)**。

科目的認定	各科目的点数等	各科目の出席時数	説明	
修得	60点以上・合格	4／5以上出席		
未修得	59点以下・不合格	4／5以上出席	受講実績が残る	翌年の再試験で修得可能
未履修	なし	欠課が1／5を超える	最初から受講しなかったことと同じ扱いになり、再試験も受けられない	
注意点	学年末の総合評価点 (試験点数+学習態度+レポート等で総合評価する)	出席、欠課のみで判断 (公欠及び忌引の欠課は出席とみなす)		

1－9 鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)

本校も、高等教育機関の一員として、平成15年9月に県内の国公私立大学・短大の加盟している授業交流協定に加盟しました。この協定は、参加大学等がそれぞれの特色ある授業科目の相互活用を通じ、学生の関心や学習意欲に応じてその能力を十分に伸ばすことにより、国際的視野・教養を備えた多様な人材の育成を目指すことを目的としています。これにより、本科4・5年生及び専攻科生には県内各大学、短大で授業を受け単位修得することができます。

ただし平成26年度入学者からは、学年進級及び卒業の要件を満たすことのできない単位となりました。

夏休みなどに、各大学などが集中講義として開設するコーディネート科目は新学期に発表されますので、積極的に受講を案内します。

複数年度において同一学校で同じようなシラバスの内容であるコーディネート科目等は、重複して単位認定はできませんので注意してください。

1－10 九州沖縄地区9国立高等専門学校間における単位互換

平成17年度から、九州沖縄地区9国立高等専門学校相互間の交流を通じ、教育研究交流促進の一環として学生の学習環境の充実を図るとともに、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を支援するため、単位互換に関する協定が締結されました。これにより、他の高専で特別聴講学生として授業科目の単位を取ることができるようになりました。

ただし、平成26年度入学者からは、学年進級及び卒業の要件を満たすことのできない単位となりました。

1－11 特別学修による単位認定

特別学修による単位認定一覧表に示す資格等に合格等した場合は、合格級及び得点に応じた単位が認定されますので「特別学修単位認定申請書」を合格年度の2月に学生課教務係に必ず提出してください。

ただし、平成26年度入学者からは、学年進級及び卒業の要件を満たすことのできない単位となりました。

1－12 課程修了の要件・卒業の条件・留年

課程修了とは、学年の課程を修了し、上の学年へ進級できることを意味しています。課程修了の認定は、進級判定会議及び卒業判定会議で行われます。

■第1学年から第4学年の課程修了の要件は以下のようになっています。

【平成26年度以降入学生適用】1学年から第4学年（評価修了規則第10条）

各学年の 修了要件	出席要件		修得単位要件	
	年間 (評価修了規則 第10条第1号)	特別活動 (評価修了規則 第10条第7号)	必修科目 (評価修了規則 第10条第2号)	修得単位数 (評価修了規則第10条第3号～第6号)
第1学年				学年末において、修得単位の合計が一般科目18単位を含んで25単位以上
第2学年				学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目43単位を含んで53単位以上
第3学年				学年末において、第1学年からの修得単位の累計が、一般科目58単位、専門科目28単位を含んで94単位以上
第4学年				学年末において、第1学年からの修得単位の累計が第5学年の本校が開講する授業科目の履修可能単位数を加えれば、一般科目75単位、専門科目82単位を含んで167単位以上となること

【平成 25 年度以前入学生適用】 1 学年から第 4 学年（評価修了規則第 10 条）

各学年の 修了要件	出席要件		修得単位要件			
	年間 (評価修了規則 第 10 条第 1 号)	特別活動 (評価修了規則 第 10 条第 7 号)	必修科目 (評価修了規則 第 10 条第 2 号)	修得単位数 (評価修了規則第 10 条第 3 号～第 6 号)		
第 1 学年	2 / 3 以上	4 / 5 以上	当該学年の 必修科目の 単位の修得	学年末において、修得単位の合計が 25 単位以上		
第 2 学年				学年末において、第 1 学年からの修得単位の累計 が 53 単位以上		
第 3 学年				学年末において、第 1 学年からの修得単位の累計が、 一般科目 58 単位、専門科目 28 単位を含んで 94 単位以上		
第 4 学年				学年末において、第 1 学年からの修得単位の累計 が第 5 学年の本校が開講する授業科目の履修可能 単位数を加えれば、一般科目 75 単位、専門科目 82 単位を含んで 167 単位以上となること		

※年間の出席日数で公欠・忌引は、欠課しなかったものとして算出します。

出席日数 = 出席すべき日数 - (総欠課時数 - 公欠・忌引時数) ÷ 7

■ 4 年修了に必要な最低単位数（別表）

全課程の修了に 必要な単位	一般単位 75		専門単位 82		合計単位 167		
	履修 可能 単位 数	5 年 一 般 科 目	最 低 单 位 数	4 年 修 了 に 必 要 な 単 位 数	履修 可能 単位 数	5 年 专 門 科 目	最 低 单 位 数
機械工学科	10	65	29	53	39	58	128
電気電子工学科	10	65	24	58	34	64	133
電子制御工学科	10	65	23	59	33	64	134
情報工学科	10	65	28	54	38	56	129
都市環境デザイン工学科	10	65	23	59	33	64	134

■ 卒業の判定は卒業判定会議によって行われますが、次の事項に該当する者は、第 5 学年の課程修了を認定されません。

- (1) 出席日数が出席すべき日数の 3 分の 2 以上を満たしていない者
- (2) 一般科目 75 単位、専門科目 82 単位を含んで 167 単位以上修得を満たしていない者
- (3) 卒業研究の単位を修得していない者

■ 留年（再履修免除願）

留年とは、課程修了の認定を受けられずに現在の学年に留まることで、再度同じカリキュラムを受講することになります。

ただし、再履修を免除されている科目は「再履修免除願」を提出して許可を受けると、当該年度の履修科目として認定されます。また、同一学年で 2 回以上留年になった者は、原則として在学することはできません。

1－13 休学・復学・退学（休学願・復学願・退学願）

病気や一身上の都合等により休学・復学・退学をする場合は、保護者や学級担任と相談し、慎重に手続きを行ってください。

■休学・復学

病気やその他の理由により、3ヶ月以上継続して就学することができないときは、医師の診断書または理由書を添えた上で「休学願」を学級担任を経て学生課教務係に提出してください。原則として1年以内に限り休学が許可されます（学則第22条を参照のこと）。また、休学の理由がなくなったときには「復学願」を提出し、復学することができます。

■退学

病気その他やむを得ない理由で学業継続が困難となり、やむなく退学しなければならない場合には「退学願」を学級担任を経て学生課教務係に提出してください。

その他、転科・転学・留学・他校受験については、学校長の許可が必要ですので、学級担任又は学生課教務係に問い合わせてください。

これらの学習に関係した「届・願用紙」は、全て学生課教務係に備え付けてあります。

1－14 オフィス・アワーズの活用

本校では「学生のための時間帯」を各先生が確保し、諸君の学業や生活に関することなどの相談に応じる制度（オフィス・アワーズ）を設けています。

各教員室入口付近のボードに明記してある時間帯は必ず先生が在室している時間です。この制度を大いに利用して、先生方とのコミュニケーションをはかり、個性的で充実した高専生活を創造してください。オフィス・アワーズの活用は君達次第です。先生方も諸君の来訪を「Welcome！」で待っています。

1－15 中間・期末試験中の対外試合への参加について

中間・期末試験時間割発表日から試験終了までのクラブ活動は自粛してください。また、中間・期末試験開始日から終了日までの大会出場については、原則禁止とします。これらの期間に大会出場を希望するクラブ指導教員は、出場希望の学生について成績等をクラス担任と相談の上、教務委員会に届け出てください。教務委員会は出場希望の学生の大会出場の可否を判断し、クラブ指導教員へ助言します。ただし、インターハイ、国体等は除きます。

II 教育課程表

別表第1

教育課程表

1-1-1 平成31年度 教育課程 (1~5年生適用) 一般科目

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
人文科学	国語 I	2	2				
	国語 II	2		2			
	国語 III	2			2		
	日本語表現	2				2 *	
	倫理	2		2			
	政治・経済	2			2		
	世界史	2	2				
	日本史	1		1			
	技術倫理総論	2				2 **	
	数学基礎 A 1	2	2				
自然科学	数学基礎 A 2	2	2				
	数学基礎 B 1	1	1				
	数学基礎 B 2	2	2				
	微分積分 I	2		2			
	微分積分 II	2		2			
	線形代数 A	2		2			
	解析学	2			2		
	微分積分 III	1			1		
	微分方程式	1			1		
	線形代数 B	1			1		
A群	確率・統計	1				1 *	
	物理 I	2	2				
	物理 II	3		3			
	化学 I	1	1				
	化学 II	1	1				
	化学 III	1		1			
	化学 IV	1		1			
	自然科学	2		2			
	保健体育	8	2	2	1	1	
	芸術	1	1				
外国语	音楽	1	1				
	英語 I A	2	2				
	英語 I B	2	2				
	英語 II A	2		2			
	英語 II B	2		2			
	英語 III A	2			2		
	英語 III B	2			2		
	英語 IV A	1				1 *	
	英語 IV B	1				1 *	
	英語演習 I A	1	1				
B群	英語演習 I B	1	1				
	英語表現基礎	1		1			
	ドイツ語 I	2			2 *		
	英語 V A	1				1 *	
	英語 V B	1				1 *	
	ドイツ語 II A	1				1 *	
	ドイツ語 II B	1				1 *	
	小計	80	25	25	15	8	7
	英語表現	1				1 *	
	哲学	2				2 **	
人文・社会	倫理学	2				2 **	
	社会概説 I	2				2 **	
	社会概説 II	2				2 **	
	文学概論	2				2 **	
	韓国文化	2				2 **	
	中国文化	2				2 **	
	法学 I	2				2 **	
	法学 II	2				2 **	
	経済学	2				2 **	
	政治学	2				2 **	
体育・外国語等	社会概説 III	2				2 **	
	社会概説 IV	2				2 **	
	知的財産概論	2				2 **	
	比較文化論 A	2				2 **	
	比較文化論 B	2				2 **	
	体育	1				1	
	特別学修 A						
	小計	34	0	0	0	15	19
	開講単位数	114	25	25	15	23	26
	履修可能単位数	87	24	25	15	13	10

別表第2

教育課程表

1-2-1 平成31年度 教育課程 (1~2年生適用) 機械工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	工作実習Ⅰ	4	4					
	工作実習Ⅱ	4		4				
	工作実習Ⅲ	4			4			
	工学実験	3				3		
	創造実習	1				1*		
	卒業研究	12					12	
	小計	28	4	4	4	12		
A群	応用数学Ⅰ	2				2**		
	物理学基礎Ⅰ	1			1			
	物理学基礎Ⅱ	1			1			
	物理学基礎Ⅲ	1				1*		
	物理学実験	1				1		
	製図Ⅰ	2		2				
	製図Ⅱ	2			2			
	応用設計	2				2*		
	機械設計法Ⅰ	1			1			
	機械設計法Ⅱ	2				2**		
	工業力学	1		1				
	機械力学Ⅰ	2				2**		
	材料力学Ⅰ	2			2			
	材料力学Ⅱ	2				2*		
	機械工作法Ⅰ	1		1				
	機械工作法Ⅱ	1		1				
	機械工作法Ⅲ	1			1			
	熱力学Ⅰ	1				1*		
	熱力学Ⅱ	2				2**		
	伝熱工学	2					2**	
	流体工学Ⅰ	1				1*		
	流体工学Ⅱ	2				2**		
	材料学Ⅰ	1	1					
	材料学Ⅱ	1			1			
	材料学Ⅲ	2				2**		
	情報基礎	1	1					
	情報処理Ⅰ	1			1			
	制御工学Ⅰ	2				2**		
	制御工学Ⅱ	2					2**	
	メカトロニクス	2					2**	
	小計	45	2	5	10	20	8	
B群	応用数学Ⅱ	2				2**		
	機械力学Ⅱ	2					2**	
	流体力学	2					2**	
	エネルギー機械	2					2**	
	情報処理Ⅱ	1			1			
	電気回路	1			1			
	電子回路	1			1			
	創作活動	1	1					
	工学演習	2				2		
	機械システム基礎	1	1					
	機械基礎数学	2	2					
	工場実習	1				1		
	特別学修B							
	小計	18	4	0	3	5	6	
合計	開講単位数	専門科目	91	10	9	17	29	26
		一般科目	114	25	25	15	23	26
		合計	205	35	34	32	52	52
	履修可能単位数	専門科目	91	10	9	17	29	26
		一般科目	87	24	25	15	13	10
		合計	178	34	34	32	42	36

夏季休業中実施
単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上
一般科目 75 以上
専門科目 82 以上

別表第2

教育課程表

1-2-2 平成31年度 教育課程 (3~5年生適用) 機械工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	工作実習 I	4	4				
	工作実習 II	4		4			
	工作実習 III	4			4		
	工学実験 I	3				3	
	工学実験 II	1				1	
	卒業研究	10				10	
	小計	26	4	4	4	3	11
A群	応用数学 I	1				1 *	
	物理学基礎 I	1			1		
	物理学基礎 II	1			1		
	物理学基礎 III	1				1 *	
	物理学実験	1				1	
	製図 I	2		2			
	製図 II	3			3		
	応用設計	2				2 *	
	機械設計法 I	1			1		
	機械設計法 II	2				2 **	
	工業力学 I	1		1			
	工業力学 II	1			1		
	機械力学	2				2 *	
	材料力学 I	2			2		
	材料力学 II	2				2 *	
	機械工作法 I	1	1				
	機械工作法 II	1		1			
	機械工作法 III	1			1		
	熱力学	2				2 *	
	伝熱工学	2				2 **	
	流体工学	2				2 *	
	エネルギー機械 I	2				2 **	
	材料学 I	1	1				
	材料学 II	1			1		
	材料学 III	1				1 *	
B群	情報基礎	1	1				
	情報処理 I	1		1			
	制御工学 I	1				1 *	
	制御工学 II	1				1 *	
	メカトロニクス I	2				2 **	
	創造実習	1				1 *	
	小計	44	3	5	11	16	9
	応用数学 II	1				1 *	
	応用数学 III	1				1 *	
	数値解析	1				1 *	
	流体力学	2				2 **	
	エネルギー機械 II	2				2 **	
	情報処理 II	1			1		
	電気回路	1		1			
	電子回路	1			1		
	制御工学 III	1				1 *	
	メカトロニクス II	2				2 **	
	創作活動	1	1				
	工学演習	2			2		
	外書輪講	1				1	
	機械システム基礎	1	1				
合計	工場実習	1				1	
	特別学修 B						
	小計	19	2	1	2	5	9
	専門科目	89	9	10	17	24	29
	開講単位数	一般科目	114	25	25	15	23
		合計	203	34	35	32	47
	履修可能単位数	専門科目	89	9	10	17	24
		一般科目	87	24	25	15	13
		合計	176	33	35	32	37
							39

夏季休業中実施
単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上
一般科目 75 以上
専門科目 82 以上

別表第2

教育課程表

1-3-1 平成31年度 教育課程（1~2年生適用）電気電子工学科

* : 講義 I
* * : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	電気電子工学実験 I	2		2			
	電気電子工学実験 II	2			2		
	電気電子工学実験 III	2			2		
	電気電子工学実験 IV	2				2	
	電気電子工学実験 V	2				2	
	卒業研究	10				10	
	小計	20	0	2	4	4	10
A群	応用数学 I	2				2 **	
	応用数学 II	1				1 *	
	物理学基礎 I	1			1		
	物理学基礎 II	1			1		
	物理学基礎 III	1				1 *	
	物理学実験	1				1	
	電気電子工学概論 I	1	1				
	電気電子工学概論 II	1	1				
	電気数学 I	1	1				
	電気数学 II	1		1			
	電気数学 III	1		1			
	電磁気学 I	1			1		
	電磁気学 II	1			1		
	電磁気学 III	1				1 *	
	電磁気学 IV	1				1 *	
	電磁気学 V	1				1 *	
	電気回路 I	1	1				
	電気回路 II	1	1				
	電気回路 III	1		1			
	電気回路 IV	1		1			
	電気回路 V	1			1		
	電気回路 VI	1			1		
	電気回路 VII	1				1 *	
	計測工学 I	1			1		
	計測工学 II	1			1		
	電子工学	1			1		
	半導体工学 I	1				1 *	
	半導体工学 II	1				1 *	
	電子物性	1				1 *	
	電気電子材料	2				2 **	
	電子回路 I	1			1		
	電子回路 II	1			1		
	電子回路 III	1				1 *	
	制御工学	2				2 *	
	パワーエレクトロニクス	2				2 **	
	論理回路	1			1		
	デジタル回路	2				2 **	
	電子回路設計	1				1	
	電気通信 I	2				2 **	
	電気通信 II	2				2 **	
	情報基礎	1	1				
	情報処理 I	1	1				
	情報処理 II	1		1			
	情報処理 III	1		1			
	情報処理 IV	1			1		
	電子計算機	2				2 **	
	ソフトウェア応用	1				1	
	電気機器 I	1			1		
	電気機器 II	1			1		
	電気機器 III	1				1 *	
	発変電工学	1				1 *	
	エネルギー変換工学	1				1 *	
	送配電工学	2				2 **	
	高電圧工学	1				1 *	
	電気製図	1	1				
	創造実習 I	1				1	
	創造実習 II	2				2	
	小計	67	8	6	15	25	13
B群	電気法規・施設管理	1					1 * 法規を含む
	工場実習	1				1	夏季休業中実施
	特別学修 B						単位数は別途定める
合計	小計	2	0	0	0	1	1
	開講単位数	専門科目	89	8	8	19	24
		一般科目	114	25	25	15	26
		合計	203	33	33	34	50
	履修可能単位数	専門科目	89	8	8	19	24
		一般科目	87	24	25	15	10
		合計	176	32	33	34	34

別表第2

教育課程表

1-3-2 平成31年度 教育課程（3~5年生適用）電気電子工学科

* : 講義 I
* * : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	電気電子工学実験Ⅰ	2		2				
	電気電子工学実験Ⅱ	2			2			
	電気電子工学実験Ⅲ	2			2			
	電気電子工学実験Ⅳ	2				2		
	電気電子工学実験Ⅴ	2				2		
	卒業研究	10				10		
小計		20	0	2	4	4	10	
応用数学Ⅰ								
応用数学Ⅱ								
物理学基礎Ⅰ								
物理学基礎Ⅱ								
物理学基礎Ⅲ								
物理学実験								
電気電子工学概論								
電気数学Ⅰ								
電気数学Ⅱ								
電気数学Ⅲ								
電気数学Ⅳ								
電気数学Ⅴ								
電気回路Ⅰ								
電気回路Ⅱ								
電気回路Ⅲ								
電気回路Ⅳ								
電気回路Ⅴ								
電気回路Ⅵ								
電気回路Ⅶ								
計測工学Ⅰ								
計測工学Ⅱ								
電子工学								
半導体工学Ⅰ								
半導体工学Ⅱ								
電子物性								
電気電子材料								
電子回路Ⅰ								
電子回路Ⅱ								
電子回路Ⅲ								
制御工学								
パワーエレクトロニクス								
論理回路								
デジタル回路								
電子回路設計								
電気通信Ⅰ								
電気通信Ⅱ								
情報基礎								
情報処理Ⅰ								
情報処理Ⅱ								
情報処理Ⅲ								
情報処理Ⅳ								
電子計算機								
ソフトウェア応用								
電気機器Ⅰ								
電気機器Ⅱ								
電気機器Ⅲ								
発変電工学								
エネルギー変換工学								
送配電工学								
高電圧工学								
電気製図								
創造実習Ⅰ								
創造実習Ⅱ								
小計								
B群								
電気法規・施設管理								
工場実習								
特別学修B								
小計								
合計	開講単位数	専門科目	88	7	8	19	30	24
		一般科目	114	25	25	15	23	26
		合計	202	32	33	34	53	50
履修可能単位数	専門科目	88	7	8	19	30	24	
	一般科目	87	24	25	15	13	10	
	合計	175	31	33	34	43	34	

法規を含む
夏季休業中実施
単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上
一般科目 75 以上
専門科目 82 以上

別表第2

教育課程表

1-4-1 平成31年度 教育課程 (1~3年生適用) 電子制御工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	卒業研究	10				10		
	工学実験Ⅰ	4		4				
	工学実験Ⅱ	4			4			
	工学実験Ⅲ	1				1		
	小計	19	0	0	4	4		
A群	工作実習Ⅰ	4	4					
	工作実習Ⅱ	4		4				
	電子制御数学	1		1				
	応用数学Ⅰ	1				1*		
	応用数学Ⅱ	1				1*		
	物理学基礎Ⅰ	1			1			
	物理学基礎Ⅱ	1			1			
	物理学基礎Ⅲ	1				1*		
	物理学実験	1				1		
	工業力学	1			1			
	材料力学Ⅰ	1			1			
	材料力学Ⅱ	2				2**		
	材料学Ⅰ	1				1*		
	材料学Ⅱ	1				1*		
	流体工学	1				1*		
	熱工学	1				1*		
	機械工作法Ⅰ	1	1					
	機械工作法Ⅱ	1		1				
	機械工作法Ⅲ	1			1			
	機械設計法	1				1*		
	機構学	2			2			
	設計製図Ⅰ	1	1					
	設計製図Ⅱ	2		2				
	電気回路Ⅰ	1	1					
	電気回路Ⅱ	2		2				
	電気回路Ⅲ	1				1*		
	電磁気学Ⅰ	1			1			
	電磁気学Ⅱ	1			1			
	電磁気学Ⅲ	1				1*		
	電子回路Ⅰ	1			1			
	電子回路Ⅱ	1			1			
	制御機器	2				2**		
	電子制御工学基礎	1	1					
	制御工学Ⅰ	1				1*		
	制御工学Ⅱ	1				1*		
	制御工学Ⅲ	2				2**		
	計測工学	1			1*			
	数値制御	1			1*			
	情報処理Ⅰ	1		1				
	情報処理Ⅱ	1			1			
	情報処理Ⅲ	1			1			
	情報処理Ⅳ	1				1*		
	デジタル回路Ⅰ	2				2**		
	デジタル回路Ⅱ	1				1*		
	コンピュータ技術	2				2**		
	情報通信ネットワーク	2				2**		
	システム工学	2				2*		
	創造設計Ⅰ	2			2			
	創造設計Ⅱ	1				1*		
	小計	66	8	11	15	20	12	
B群	特別講座	1				1*		
	ロボット工学	1				1*		
	数値解析	2				2**		
	工場実習	1				1		
	特別学修B							
合計	小計	5	0	0	0	2	3	
	開講単位数	専門科目	90	8	11	19	26	
		一般科目	114	25	25	15	23	
		合計	204	33	36	34	49	
	履修可能単位数	専門科目	90	8	11	19	26	
		一般科目	87	24	25	15	13	
		合計	177	32	36	34	39	

夏季休業中実施
単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上
一般科目 75 以上
専門科目 82 以上

別表第2

教 育 課 程 表

1-4-2 平成31年度 教育課程 (4~5年生適用) 電子制御工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考		
		1年	2年	3年	4年	5年			
必修科目	卒業研究	10				10			
	工学実験Ⅰ	4		4					
	工学実験Ⅱ	4			4				
	工学実験Ⅲ	1				1			
	小計	19	0	0	4	4			
A群	工作実習Ⅰ	4	4						
	工作実習Ⅱ	4		4					
	応用数学Ⅰ	1				1*			
	応用数学Ⅱ	1				1*			
	物理学基礎Ⅰ	1			1				
	物理学基礎Ⅱ	1			1				
	物理学基礎Ⅲ	1				1*			
	物理学実験	1				1			
	工業力学	1		1					
	材料力学Ⅰ	2			2				
	材料力学Ⅱ	1				1*			
	材料学	2				2*			
	エネルギー工学Ⅰ	1				1*			
	エネルギー工学Ⅱ	1				1*			
	機械工作法Ⅰ	1	1						
	機械工作法Ⅱ	1		1					
	機械工作法Ⅲ	1			1				
	機械設計法	1				1*			
	機構学	2			2				
	設計製図Ⅰ	2	2						
	設計製図Ⅱ	2		2					
	電気回路Ⅰ	2	2						
	電気回路Ⅱ	2		2					
	電気回路Ⅲ	1			1				
	電磁気学Ⅰ	1			1				
	電磁気学Ⅱ	1			1				
	電磁気学Ⅲ	1				1*			
	電子回路	2			2				
	制御機器	1				1*			
	電子制御基礎	1	1						
	制御工学Ⅰ	2				2*			
	制御工学Ⅱ	1				1*			
	計測工学	1				1*			
	数値制御	1				1*			
	情報処理Ⅰ	2		2					
	情報処理Ⅱ	2			2				
	デジタル回路Ⅰ	1				1			
	デジタル回路Ⅱ	1				1			
	電子計算機Ⅰ	1				1*			
	情報技術Ⅰ	1				1*			
	情報技術Ⅱ	1				1*			
	システム工学	2				2*			
	創造設計Ⅰ	2			2				
	創造設計Ⅱ	1				1*			
	小計	63	10	12	16	19	6		
B群	特別講座	1				1*			
	工学演習	1				1			
	ロボット工学基礎	1				1*			
	応用数学Ⅲ	1				1*			
	生産システム	1				1*			
	品質管理	1				1*			
	数値解析	1				1*			
	電子計算機Ⅱ	1				1*			
	工場実習	1				1			
	特別学修B								
合計	小計	9	0	0	0	3	6		
	開講単位数	専門科目	91	10	12	20	26		
		一般科目	114	25	25	15	23		
		合計	205	35	37	35	49		
	履修可能単位数	専門科目	91	10	12	20	26		
		一般科目	87	24	25	15	13		
		合計	178	34	37	35	39		
								卒業単位数 167 以上 一般科目 75 以上 専門科目 82 以上	

別表第2

教 育 課 程 表

1-5-1 平成31年度 教育課程 (1年生適用) 情報工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	情報応用演習	4					4 **	
	卒業研究	12			2	10		
	小計	16	0	0	2	14		
A群	情報数学	1			1 *			
	物理学基礎 I	1		1				
	物理学基礎 II	1		1				
	物理学基礎 III	1			1 *			
	物理学実験	1			1			
	多変量解析	2			2 **			
	数値解析 I	1			1 *			
	情報基礎	2	2					
	創造教室	1	1					
	電気磁気学	3		1	2			
	電気回路	3		1	2			
	計測工学	1			1			
	電子回路	2			2			
	情報処理 I	2	2					
	情報処理 II	2		2				
	情報処理 III	2			2			
	情報理論	2				2 *		
	データ構造とアルゴリズム	2				2 **		
	言語処理系	2			2			
	サイバーセキュリティ	2				2 *		
	システム工学	2				2 **		
	通信工学	2				2 *		
	ディジタルフィルタ	2				2 **		
	情報素子工学	2				2 **		
	システム設計学	2				2 **		
	論理回路	2		2				
	電子計算機 I	2			2			
	電子計算機 II	2				2 *		
	オペレーティングシステム	2				2 **		
	情報通信工学	2				2 **		
	情報ネットワーク	1				1 *		
	コンピュータリテラシ	1	1					
B群	工学実験 I	6		2	2	2		
	工学実験 II	6		2	2	2		
	小計	68	6	10	19	24	9	
	数値解析 II	1					1 *	
B群	情報工学特論 I	1					1 *	
	システム工学特論 I	1					1 *	
	情報工学特論 II	1					1 *	
	システム工学特論 II	1					1 *	
	工場実習	1				1		
	特別学修 B							
合計	小計	6	0	0	0	1	5	
	開講単位数	専門科目	90	6	10	19	27	28
		一般科目	114	25	25	15	23	26
		合計	204	31	35	34	50	54
	履修可能単位数	専門科目	90	6	10	19	27	28
		一般科目	87	24	25	15	13	10
		合計	177	30	35	34	40	38

夏季休業中実施

単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上

一般科目 75 以上

専門科目 82 以上

別表第2

教育課程表

1-5-2 平成31年度 教育課程 (2~3年生適用) 情報工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
必修科目	情報応用演習	4					4 **	
	卒業研究	12			2	10		
	小計	16	0	0	2	14		
A群	情報数学	1			1 *			
	物理学基礎 I	1		1				
	物理学基礎 II	1		1				
	物理学基礎 III	1			1 *			
	物理学実験	1			1			
	多変量解析	2			2 **			
	数値解析 I	1			1 *			
	情報基礎	2	2					
	創造教室	1	1					
	電気磁気学	3		1	2			
	電気回路	3		1	2			
	計測工学	1			1			
	電子回路	2			2			
	情報処理 I	2	2					
	情報処理 II	2		2				
	情報処理 III	2			2			
	情報理論	2				2 *		
	データ構造とアルゴリズム	2				2 **		
	言語処理系	2			2			
	オペレーティングシステム	2				2 *		
	システム工学	2				2 **		
	通信工学	2				2 *		
	ディジタルフィルタ	2				2 **		
	情報素子工学	2				2 **		
	システム設計学	2				2 **		
	論理回路	2		2				
	電子計算機 I	2			2			
	電子計算機 II	2				2 *		
	計算機アーキテクチャ	2				2 **		
	情報通信工学	2				2 **		
	情報ネットワーク	1				1 *		
	コンピュータリテラシ	1	1					
B群	工学実験 I	6		2	2	2		
	工学実験 II	6		2	2	2		
	小計	68	6	10	19	24	9	
	数値解析 II	1					1 *	
B群	情報工学特論 I	1					1 *	
	システム工学特論 I	1					1 *	
	情報工学特論 II	1					1 *	
	システム工学特論 II	1					1 *	
	工場実習	1				1		
	特別学修 B							
合計	小計	6	0	0	0	1	5	
	開講単位数	専門科目	90	6	10	19	27	28
		一般科目	114	25	25	15	23	26
		合計	204	31	35	34	50	54
	履修可能単位数	専門科目	90	6	10	19	27	28
		一般科目	87	24	25	15	13	10
		合計	177	30	35	34	40	38

夏季休業中実施
単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上
一般科目 75 以上
専門科目 82 以上

別表第2

教育課程表

1-5-3 平成31年度 教育課程 (4年生適用) 情報工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
		1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	情報応用演習	4					4 **
	卒業研究	12			2	10	
	小計	16	0	0	2	14	
A群	情報数学	1				1 *	
	物理学基礎 I	1		1			
	物理学基礎 II	1		1			
	物理学基礎 III	1			1 *		
	物理学実験	1			1		
	多変量解析	2			2 **		
	数値解析 I	1			1 *		
	情報基礎	2	2				
	創造教室	1	1				
	電気磁気学	3		1	2		
	電気回路	3		1	2		
	計測工学	1			1		
	電子回路	2			2		
	情報処理 I	2	2				
	情報処理 II	2		2			
	情報処理 III	2			2		
	情報理論	2				2 *	
	データ構造とアルゴリズム	2				2 **	
	言語処理系	2			2		
	オペレーティングシステム	2				2 *	
	システム工学	2				2 **	
	通信工学	2				2 *	
	ディジタルフィルタ	2				2 **	
	情報素子工学	2				2 **	
	システム設計学	2				2 **	
	論理回路	2		2			
	電子計算機 I	2			2		
	電子計算機 II	2				2 *	
	計算機アーキテクチャ	2				2 **	
	情報通信工学	2				2 **	
	コンピュータリテラシ	1	1				
B群	工学実験 I	6		2	2	2	
	工学実験 II	6		2	2	2	
	小計	67	6	10	19	24	8
合計	数値解析 II	1					1 *
	情報工学特論 I	1					1 *
	システム工学特論 I	1					1 *
	情報工学特論 II	1					1 *
	システム工学特論 II	1					1 *
	情報工学特論 III	1					1 *
	工場実習	1				1	
	特別学修 B						
	小計	7	0	0	0	1	6
開講単位数	専門科目	90	6	10	19	27	28
	一般科目	114	25	25	15	23	26
	合計	204	31	35	34	50	54
履修可能単位数	専門科目	90	6	10	19	27	28
	一般科目	87	24	25	15	13	10
	合計	177	30	35	34	40	38

夏季休業中実施
単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上
一般科目 75 以上
専門科目 82 以上

別表第2

教育課程表

1—5—4 平成31年度 教育課程 (5年生適用) 情報工学科

*	講義 I
**	講義 II

授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考	
		1年	2年	3年	4年	5年		
必修 科目	情報応用演習	4				4 **		
	卒業研究	10				10		
	小計	14	0	0	0	14		
A 群	情報数学	1				1 *		
	物理学基礎 I	1		1				
	物理学基礎 II	1		1				
	物理学基礎 III	1			1 *			
	物理学実験	1			1			
	多変量解析	2			2 **			
	数値解析 I	1			1 *			
	情報基礎	2	2					
	創造教室	1	1					
	電気磁気学	3		1	2			
	電気回路	3		1	2			
	計測工学	1			1			
	電子回路	2			2			
	情報処理 I	2	2					
	情報処理 II	2		2				
	情報処理 III	2			2			
	情報理論	2				2 *		
	データ構造とアルゴリズム	2				2 **		
	言語処理系	2		2				
	オペレーティングシステム	2				2 *		
	システム工学	2				2 **		
	通信工学	2				2 *		
	ディジタルフィルタ	2				2 **		
	情報素子工学	2				2 **		
	システム設計学	2				2 **		
	論理回路	2		2				
	電子計算機 I	2			2			
	電子計算機 II	2				2 *		
	計算機アーキテクチャ	2				2 **		
	情報通信工学	2				2 **		
	コンピュータリテラシ	1	1					
工学実験 I		6		2	2	2		
工学実験 II		6		2	2	2		
	小計	67	6	10	19	24		
B 群	数値解析 II	1				1 *		
	情報工学特論 I	1				1 *		
	システム工学特論 I	1				1 *		
	情報工学特論 II	1				1 *		
	システム工学特論 II	1				1 *		
	情報工学特論 III	1				1 *		
	情報技術実習 I	1			1			
	情報技術実習 II	1			1			
	工場実習	1			1			
	特別学修B							
合計	小計	9	0	0	0	3	6	
	開講単位数	専門科目	90	6	10	19	27	
		一般科目	114	25	25	15	23	
		合計	204	31	35	34	50	
	履修可能単位数	専門科目	90	6	10	19	27	
		一般科目	87	24	25	15	13	
		合計	177	30	35	34	40	

夏季休業中実施
単位数は別途定める

卒業単位数 167 以上
一般科目 75 以上
専門科目 82 以上

別表第2

教育課程表

1-6-1 平成31年度 教育課程（1~2年生適用）都市環境デザイン工学科

*	: 講義 I
**	: 講義 II

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修	測量学実習 I	2	2					
	測量学実習 II	2		2				
	基礎製図 I	2	2					
	基礎製図 II	2		2				
	土質工学実験	1.5			1.5			通年で実施1.5単位
	材料学実験	1.5			1.5			通年で実施1.5単位
	構造工学実験	1				1		
	水理学実験	1				1		
	環境工学実験	1				1		
	鉄筋コンクリート工学実験	1				1		
	構造物設計	2				2		
	工学セミナー	1				1		
	卒業研究	9					9	
	小計	27	4	4	3	7	9	
A群	都市環境デザイン工学概論	2	2					
	情報処理 I	2	2					
	測量学 I	2	2					
	地学	1		1				
	測量学 II	2		2				
	応用力学	2		2				
	情報処理 II	2		2				
	物理学基礎 I	1			1			
	物理学基礎 II	1			1			
	物理学基礎 III	1				1 *		
	物理学実験	1				1		
	コンクリート工学	2		2				
	鉄筋コンクリート工学	2			2			
	構造力学 I	2			2			
	水理学 I	2			2			
	土質力学	2			2			
	工学演習	2				2		
	環境工学 I	2				2 *		
	都市計画	2				2 *		
	施工学	2				2 *		
	設計演習	3			3			
	建築計画	2			2			
	建築環境工学	2			2			
	構造力学 II	2				2 *		
	鋼構造工学	2				2 **		
	地盤工学	1				1 *		
	応用測量学	1					1 **	
	環境工学 II	1					1 **	
	河川環境工学	1					1 **	
	交通計画学	2					2 *	
	応用材料学	1					1 *	
	外書輪講	1					1 *	
	小計	54	6	9	17	15	7	
B群	応用数学	1				1 *		
	数値解析	1					1 *	
	水理学 II	2				2 **		
	橋梁設計	2					2 *	
	耐震工学	1					1 **	
	建築設備	1				1 *		
	建築法規	1					1 *	
	建築史	2					2 **	
	工場実習	1				1		
	特別学修B							夏季休業中実施 単位数は別途定める
合計	小計	12	0	0	0	5	7	
	開講単位数	専門科目	93	10	13	20	27	23
		一般科目	114	25	25	15	23	26
		合計	207	35	38	35	50	49
	履修可能単位数	専門科目	93	10	13	20	27	23
		一般科目	87	24	25	15	13	10
		合計	180	34	38	35	40	33

卒業単位数 167以上
一般科目 75以上
専門科目 82以上

別表第2

教育課程表

1-6-2 平成31年度 教育課程（3~5年生適用）都市環境デザイン工学科

* : 講義 I
** : 講義 II

区分	授業科目	単位数	学年別配当単位数					備考
			1年	2年	3年	4年	5年	
必修	測量学実習 I	2	2					
	測量学実習 II	2		2				
	基礎製図 I	2	2					
	基礎製図 II	2		2				
	土質工学実験	1.5			1.5			通年で実施1.5単位
	材料学実験	1.5			1.5			通年で実施1.5単位
	構造工学実験	1				1		
	水理学実験	1				1		
	環境工学実験	1				1		
	鉄筋コンクリート工学実験	1				1		
	構造物設計	2				2		
	工学セミナー	1				1		
	卒業研究	9					9	
	小計	27	4	4	3	7	9	
A群	都市環境デザイン工学概論	2	2					
	情報処理 I	2	2					
	測量学 I	2	2					
	地学	1		1				
	測量学 II	2		2				
	応用力学	2		2				
	情報処理 II	2		2				
	物理学基礎 I	1			1			
	物理学基礎 II	1			1			
	物理学基礎 III	1				1*		
	物理学実験	1				1		
	コンクリート工学	2		2				
	鉄筋コンクリート工学	2			2			
	構造力学 I	2			2			
	水理学 I	2			2			
	土質力学	2			2			
	工学演習	2				2		
	環境工学 I	2				2*		
	都市計画	2				2*		
	施工学	2				2*		
	設計演習	3			3			
	建築計画	2			2			
	建築環境工学	2			2			
	土木・建築史	1				1*		
	外書輪講	1					1*	
	小計	44	6	9	17	11	1	
B群	応用数学	1				1*		
	数値解析	1					1*	
	構造力学 II	2				2*		
	鋼構造工学	2				2**		
	水理学 II	2				2**		
	地盤工学	1				1*		
	橋梁設計	2					2*	
	景観設計	2					2*	
	応用測量学	1					1**	
	耐震工学	1					1**	
	環境工学 II	1					1**	
	河川環境工学	1					1**	
	交通計画学	2					2*	
	応用材料学	1					1*	
	建築設備	1				1*		
	建築法規	1					1*	
	工場実習	1				1		夏季休業中実施 単位数は別途定める
	特別学修B							
	小計	23	0	0	0	10	13	
合計	開講単位数	専門科目	94	10	13	20	28	23
		一般科目	114	25	25	15	23	26
		合計	208	35	38	35	51	49
	履修可能単位数	専門科目	94	10	13	20	28	23
		一般科目	87	24	25	15	13	10
		合計	181	34	38	35	41	33

III 準学士(本科)課程学習・教育目標の達成度評価対象科目

機械工学科(H30~31入)

大目標	サブ目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3	
			美術 ※1 音楽 ※1					
	1-b	専門						1-b
		一般				工学実験[必修] 創造実習	卒業研究[必修]	
		専門						
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門					知的財産概論 ※3 卒業研究[必修]	
	2-b	一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4	2-b
		専門						
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
		物理 I	物理 II					
		化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学					
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
	3-b	一般				応用数学 I 応用数学 II		3-b
		専門	情報基礎		情報処理 I 情報処理 II		卒業研究[必修]	
		一般						
		専門	機械システム基礎					
	3-c	一般	工作実習 I [必修]	製図 I 工業力学 工作実習 II [必修] 機械工作法 I 機械工作法 II	製図 II 機械設計法 I 材料力学 I 工作実習 III [必修] 機械工作法 III	応用設計 機械設計法 II 材料力学 II	機械力学 I 機械力学 II	3-c
		専門						
		一般				熱力学 I 熱力学 II 流体工学 I 流体工学 II	伝熱工学 流体力学 エネルギー機械	
		専門	材料学 I	材料学 II	材料学 III			
		一般		情報処理 I 情報処理 II				
		専門		電気回路 電子回路	制御工学 I	制御工学 II メカトロニクス		
		一般			工学実験 I [必修] 工学演習		外書輸講	
		専門	創作活動		工場実習 創造実習[必修]		卒業研究[必修]	
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
		専門	工作実習 I [必修]	工作実習 II [必修]	工作実習 III [必修]	工学実験 I [必修] 創造実習 工学演習		
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2		4-b
		世界史	日本史			社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	
		保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4 ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
		専門					保健体育 体育	

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

機械工学科(H27~H29入)

大 目標	サブ 目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ 目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3	
			美術 ※1 音楽 ※1					
		専門						
		1-b						1-b
	2-b	一般				工学実験 I [必修] 創造実習	工学実験 II [必修] 卒業研究[必修]	
		専門						
		一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語演習 II A 英語演習 II B	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4	2-b
		専門					外書輪講	
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
			物理 I	物理 II				
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学				
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験	応用数学 III	
	3-b	一般						3-b
		専門	情報基礎	情報処理 I	情報処理 II		卒業研究[必修]	
		一般						
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
		専門	工作実習 I [必修]	工作実習 II [必修]	工作実習 III [必修]	工学実験 I [必修] 創造実習 工学演習	工学実験 II [必修]	
		一般						
	4-b	一般		日本語・日本事情(留)		日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2		4-b
		世界史	日本史			社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	
		保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	英語 V A ※4 英語 V B ※4 ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4 ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
		専門						

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

※4 : 4科目中1科目選択

電気電子工学科(H30~H31入)

大 目標	サブ 目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ 目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3	
			美術 ※1 音楽 ※1					
		専門						
		1-b	一般		電気電子工学実験 I [必修]	電気電子工学実験 II [必修] 電気電子工学実験 III [必修]	電気電子工学実験 IV [必修] 電気電子工学実験 V [必修]	卒業研究[必修]
	2	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語・日本事情(留)		2-a
							知的財産概論 ※3	
		専門					卒業研究[必修]	
		2-b	一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	2-b
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
			物理 I	物理 II				
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学				
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
			電気数学 I	電気数学 II 電気数学 III		応用数学 I 応用数学 II		
	3-b	一般	電気電子工学概論 I 電気電子工学概論 II		電磁気学 I 電磁気学 II	電磁気学 III 電磁気学 IV	電磁気学 V 電子物性	3-b
		専門	情報基礎			創造実習 I 創造実習 II	ソフトウェア応用 卒業研究[必修]	
		3-c	一般					3-c
			専門	電気回路 I 電気回路 II 電気電子工学概論 I 電気電子工学概論 II	電気回路 III 電気回路 IV	電気回路 V 電気回路 VI 電磁気学 I 電磁気学 II 計測工学 I 計測工学 II	電気回路 VII 電磁気学 III 電磁気学 IV 制御工学	電磁気学 V
4	4-a	一般		倫理				4-a
						哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	
		専門		電気電子工学実験 I [必修]	電気電子工学実験 II [必修] 電気電子工学実験 III [必修]	電気電子工学実験 IV [必修] 電気電子工学実験 V [必修]	電気電子工学実験 IV [必修] 電気電子工学実験 V [必修]	
		4-b	一般		日本語・日本事情(留)			4-b
			世界史	日本史		社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論A ※3 比較文化論B ※3	
	4-b	一般	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育 体育	4-b
			専門					

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

※4 : 4科目中1科目選択

電気電子工学科(H27~H29入)

大 目標	サブ 目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ 目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
		世界史	倫理 日本史	政治・経済		哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3	
		美術 ※1 音楽 ※1						
		専門						
	1-b	一般		電気電子工学実験 I [必修]	電気電子工学実験 II [必修] 電気電子工学実験 III [必修]	電気電子工学実験 IV [必修] 電気電子工学実験 V [必修]	卒業研究 [必修]	1-b
		専門						
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門					知的財産概論 ※3 卒業研究 [必修]	
		一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B]	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 VA ※4 英語 VB ※4	
	2-b	専門						2-b
		一般						
		専門						
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
		物理 I	物理 II					
		化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学					
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
		電気数学 I	電気数学 II 電気数学 III			応用数学 I 応用数学 II		
		電気電子工学概論				電磁気学 I 電磁気学 II	電磁気学 V 電子物性	
	3-b	一般						3-b
		専門	情報基礎			創造実習 I 創造実習 II	ソフトウェア応用 卒業研究 [必修]	
		専門						
	3-c	一般						3-c
		専門	電気回路 I 電気回路 II 電気電子工学概論	電気回路 III 電気回路 IV	電気回路 V 電気回路 VI 電磁気学 I 電磁気学 II 計測工学 I 計測工学 II	電気回路 VII 電磁気学 III 電磁気学 IV 制御工学	電磁気学 V	
		情報処理 I	情報処理 II 情報処理 III	情報処理 IV		電子計算機		
					電子工学 電子回路 I 電子回路 II 論理回路	半導体工学 I 半導体工学 II 電子回路 III デジタル回路 電気通信 I	電子物性 電気電子材料 電子回路設計 電気通信 II	
						電気機器 I 電気機器 II	パワーエレクトロニクス 発電工学 エネルギー変換工学	
		電気製図	電気電子工学実験 I [必修]	電気電子工学実験 II [必修] 電気電子工学実験 III [必修]	電気電子工学実験 IV [必修] 電気電子工学実験 V [必修]			
	3-d	一般						3-d
		専門				創造実習 I 創造実習 II 工場実習	卒業研究 [必修]	
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
		専門		電気電子工学実験 I [必修]	電気電子工学実験 II [必修] 電気電子工学実験 III [必修]	電気電子工学実験 IV [必修] 電気電子工学実験 V [必修] 工場実習		
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2		4-b
		世界史	日本史			社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	
		保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	英語 VA ※4 英語 VB ※4 ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
		専門						

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

※4 : 4科目中1科目選択

電子制御工学科(H29~31入)

大 目標	サブ 目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ 目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学※2 倫理学※2 社会概説I※2 社会概説II※2	社会概説III※3 社会概説IV※3 政治学※3 経済学※3 法医学I※3 法医学II※3	
			美術※1 音楽※1					
		専門						
	1-b	一般			工学実験I〔必修〕 創造設計I	工学実験II〔必修〕 創造設計II	工学実験III〔必修〕 卒業研究〔必修〕	1-b
		専門						
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門					知的財産概論※3 卒業研究〔必修〕	
	2-b	一般	英語 IA 英語 IB 英語演習 IA 英語演習 IB	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現※2	英語 VA※4 英語 VB※4	2-b
		専門						
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
			物理 I	物理 II				
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学				
		専門		電子制御数学	物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
						応用数学 I 応用数学 II	数値解析	
	3-b	一般						3-b
		専門	電子制御工学基礎	情報処理 I	情報処理 II 情報処理 III	情報処理 IV	卒業研究〔必修〕	
	3-c	一般						3-c
			電気回路 I	電気回路 II	電気回路 I 電気回路 II 電磁気学 I 電磁気学 II	電気回路 III デジタル回路 I 電磁気学 III	制御機器 デジタル回路 II	
			電子制御工学基礎	情報処理 I	情報処理 II 情報処理 III	情報処理 IV 制御工学 I 制御工学 II 数値制御 計測工学	コンピュータ技術 情報通信ネットワーク 制御工学 III	
		専門	機械工作法 I 設計製図 I	機械工作法 II 設計製図 II	機械工作法 III 工業力学 材料力学 I 機構学	材料力学 II 機械設計法 材料力学 I 流体工学 熱工学	材料学 II	
							ロボット工学 システム工学	
			工作実習 I	工作実習 II	工学実験 I〔必修〕	工学実験 II〔必修〕	工学実験 III〔必修〕	
	3-d	一般						3-d
		専門			創造設計 I	創造設計 II 工場実習	卒業研究〔必修〕	
4	4-a	一般		倫理		哲学※2 倫理学※2	技術倫理総論 法学 I※3 法学 I※3 知的財産概論※3	4-a
		専門	工作実習 I	工作実習 II	工学実験 I〔必修〕 創造設計 I	工学実験 II〔必修〕 創造設計 II 特別講座 工場実習	工学実験 III〔必修〕	
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論※2		4-b
			世界史	日本史		社会概説 I※2 社会概説 II※2	比較文化論 A※3 比較文化論 B※3	
		専門	保健体育	保健体育	保健体育	英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現※2 韓国文化※2 中国文化※2	英語 VA※4 英語 VB※4 ドイツ語 II A※4 ドイツ語 II B※4	

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

※4 : 4科目中1科目選択

電子制御工学科(H27~28入)

大 目標	サブ 目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ 目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3	
			美術 ※1 音楽 ※1					
	1-b	一般						1-b
					工学実験 I [必修] 創造設計 I	工学実験 II [必修] 創造設計 II	工学実験 III [必修] 卒業研究[必修]	
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
							知的財産概論 ※3 卒業研究[必修]	
	2-b	一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4	2-b
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
			物理 I	物理 II				
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学				
					物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
	3-b	一般				応用数学 I 応用数学 II	応用数学 III 数値解析	3-b
			電子制御基礎	情報処理 I	情報処理 II	情報技術 I	卒業研究[必修]	
	3-c	一般						3-c
			電気回路 I	電気回路 II	電気回路 III 電子回路 電磁気学 I 電磁気学 II	デジタル回路 I デジタル回路 II 電磁気学 III	制御機器	
			電子制御基礎	情報処理 I	情報処理 II	制御工学 I 数値制御 計測工学	電子計算機 I 電子計算機 II 制御工学 II	
			機械工作法 I 設計製図 I	機械工作法 II 設計製図 II 工業力学	機械工作法 III 材料力学 I 機構学	材料力学 II 機械設計法 材料学 エネルギー工学 I エネルギー工学 II	生産システム	
							ロボット工学基礎 システム工学 品質管理	
			工作実習 I	工作実習 II	工学実験 I [必修]	工学演習 工学実験 II [必修]	工学実験 III [必修]	
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
			工作実習 I	工作実習 II	工学実験 I [必修] 創造設計 I	工学実験 II [必修] 創造設計 II 特別講座 工場実習	工学実験 III [必修]	
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2		4-b
			世界史	日本史		社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	
						英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4 ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
			保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育 体育	
		専門						

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

※4 : 4科目中1科目選択

情報工学科(H31入)

大目標	サブ目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
		世界史	倫理 日本史	政治・経済		哲学※2 倫理学※2 社会概説I※2 社会概説II※2	社会概説III※3 社会概説IV※3 政治学※3 経済学※3 法学I※3 法学II※3	
		美術※1 音楽※1						
	1-b	専門						
		一般						1-b
		専門	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 卒業研究[必修]		情報応用演習[必修] 卒業研究[必修]	
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門				卒業研究[必修]	知的財産概論※3 卒業研究[必修]	
		一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語IV A 英語IV B 英語表現※2	英語VA※4 英語VB※4	2-b
	2-b	専門						
		一般						
		専門						
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
		物理 I	物理 II					
		化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学					
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
						情報数学 数値解析 I	数値解析 II システム工学特論 II	
		一般						
	3-b	専門	コンピュータリテラシー			卒業研究[必修]	卒業研究[必修]	3-b
		一般						
		専門						
	3-c	一般				数値解析 I	数値解析 II	3-c
		専門	情報基礎	電気磁気学 電気回路 論理回路	計測工学 電気磁気学 電気回路 電子回路 電子計算機 I	通信工学 電子計算機 II オペレーティングシステム システム工学	システム工学特論 I 情報通信工学 情報素子工学 デジタルフィルタ システム設計学	
		専門	情報処理 I	情報処理 II	情報処理 III 言語処理系	情報理論 データ構造とアルゴリズム 多変量解析 サイバーセキュリティ	情報工学特論 II 情報ネットワーク 情報工学特論 I	
		専門	創造教室	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	情報応用演習[必修]	
		一般						
		専門	創造教室			工場実習 卒業研究[必修]	システム設計学 卒業研究[必修]	
4	4-a	一般		倫理		哲学※2 倫理学※2	技術倫理総論 法学 I※3 法学 I※3 知的財産概論※3	4-a
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 工場実習	情報応用演習[必修]	
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論※2	4-b	
		世界史	日本史			社会概説 I※2 社会概説 II※2	比較文化論A※3 比較文化論B※3	
							英語IV A 英語IV B ドイツ語 I 英語表現※2 韓国文化※2 中国文化※2	
		保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	英語IV B ドイツ語 II A※4 中国文化※2	英語VA※4 英語VB※4 ドイツ語 II B※4	
		専門					保健体育 体育	

※1：2科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※2：7科目中2科目選択

(留)：留学生科目

※3：9科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※4：4科目中1科目選択

情報工学科(H30入)

大目標	サブ目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ目標	
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a	
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3		
			美術 ※1 音楽 ※1						
		専門							
		1-b	一般					1-b	
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 卒業研究[必修]	情報応用演習[必修] 卒業研究[必修]		
		2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門					知的財産概論 ※3 卒業研究[必修]		
		2-b	一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4	2-b
		専門							
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a	
			物理 I	物理 II					
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学					
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験			
						情報数学 数値解析 I	数値解析 II システム工学特論 II		
	3-b	一般						3-b	
		専門	コンピュータリテラシー			卒業研究[必修]	卒業研究[必修]		
	3-c	一般						3-c	
			情報基礎	電気磁気学 電気回路 論理回路	計測工学 電気磁気学 電気回路 電子回路 電子計算機 I	通信工学 電子計算機 II 計算機アーキテクチャ システム工学	システム工学特論 I 情報通信工学 情報素子工学 デジタルフィルタ システム設計学		
			情報処理 I	情報処理 II	情報処理 III 言語処理系	情報理論 データ構造とアルゴリズム 多変量解析 オペーティングシステム	情報工学特論 II 情報ネットワーク 情報工学特論 I		
		専門	創造教室	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	情報応用演習[必修]		
	3-d	一般						3-d	
		専門	創造教室			工場実習 卒業研究[必修]	システム設計学 卒業研究[必修]		
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a	
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 工場実習	情報応用演習[必修]		
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2		4-b	
			世界史	日本史		社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3		
							英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2		
			保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育 体育		
		専門							

※1：2科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※2：7科目中2科目選択

(留)：留学生科目

※3：9科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※4：4科目中1科目選択

情報工学科(H29入)

大目標	サブ目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法學 I ※3 法學 II ※3	
			美術 ※1 音楽 ※1					
		専門						
	1-b	一般						1-b
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 卒業研究[必修]	情報応用演習[必修] 卒業研究[必修]	
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門				卒業研究[必修]	知的財産概論 ※3 卒業研究[必修]	
		専門						
	2-b	一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語演習 II A 英語演習 II B	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4	2-b
		専門						
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
			物理 I	物理 II				
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学				
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験	数値解析 II システム工学特論 II	
	3-b	一般						3-b
		専門	コンピュータリテラシー			卒業研究[必修]	卒業研究[必修]	
	3-c	一般						3-c
			情報基礎	電気磁気学 電気回路 論理回路	計測工学 電気磁気学 電気回路 電子回路 電子計算機 I	通信工学 電子計算機 II 計算機アーキテクチャ システム工学	システム工学特論 I 情報通信工学 情報素子工学 デジタルフィルタ システム設計学	
			情報処理 I	情報処理 II	情報処理 III 言語処理系	情報理論 データ構造とアルゴリズム 多変量解析 オペーティングシステム	情報工学特論 II 情報ネットワーク 情報工学特論 I	
		専門	創造教室	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	情報応用演習[必修]	
	3-d	一般						3-d
		専門	創造教室			工場実習 卒業研究[必修]	システム設計学 卒業研究[必修]	
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 工場実習	情報応用演習[必修]	
		専門						
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2	4-b	
		世界史	日本史			社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	
		保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4 ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
		専門						

※1：2科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※2：7科目中2科目選択

(留)：留学生科目

※3：9科目中1科目選択

(留)：留学生科目

情報工学科(H28入)

大目標	サブ目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3	
			美術 ※1 音楽 ※1					
		専門						
	1-b	一般						1-b
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 卒業研究[必修]	情報応用演習[必修] 卒業研究[必修]	
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門				卒業研究[必修]	知的財産概論 ※3 卒業研究[必修]	
		専門						
	2-b	一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4	2-b
		専門						
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
			物理 I	物理 II				
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学				
					物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
		専門				情報数学 数値解析 I	数値解析 II システム工学特論 II	
		専門						
	3-b	一般						3-b
		専門	コンピュータリテラシー			卒業研究[必修]	卒業研究[必修]	
	3-c	一般						3-c
						数値解析 I	数値解析 II	
			情報基礎	電気磁気学 電気回路 論理回路	計測工学 電気磁気学 電気回路 電子回路 電子計算機 I	通信工学 電子計算機 II 計算機アーキテクチャ システム工学	システム工学特論 I 情報通信工学 情報素子工学 デジタルフィルタ システム設計学	
			情報処理 I	情報処理 II	情報処理 III 言語処理系	情報理論 データ構造とアルゴリズム 多変量解析 オペレーティングシステム	情報工学特論 II 情報工学特論 I 情報工学特論 III	
			創造教室	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	情報応用演習[必修]	
		専門	創造教室			工場実習 卒業研究[必修]	システム設計学 卒業研究[必修]	
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 工場実習	情報応用演習[必修]	
		専門						
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2	4-b	
		世界史		日本史		社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	
		専門	保健体育	保健体育	保健体育	英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4 ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
		専門						

※1：2科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※2：7科目中2科目選択

(留)：留学生科目

※3：9科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※4：4科目中1科目選択

情報工学科(H27入)

大目標	サブ目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
			世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学※2 倫理学※2 社会概説I※2 社会概説II※2	社会概説III※3 社会概説IV※3 政治学※3 経済学※3 法学I※3 法学II※3	
			美術※1 音楽※1					
		専門						
		1-b	一般					1-b
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	情報応用演習[必修] 卒業研究[必修]	
	2-b	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
							知的財産概論※3 卒業研究[必修]	
		一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語演習 II A 英語演習 II B	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現※2	英語 V A※4 英語 V B※4	2-b
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
			物理 I	物理 II				
			化学 I 化学 II	化学 III 化学 IV 自然科学				
		専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		
						情報数学 数値解析 I	数値解析 II システム工学特論 II	
	3-b	一般						3-b
		専門	コンピュータリテラシー				卒業研究[必修]	
		一般						3-c
		専門				数値解析 I	数値解析 II	
			情報基礎	電気磁気学 電気回路 論理回路	計測工学 電気磁気学 電気回路 電子回路 電子計算機 I	通信工学 電子計算機 II 計算機アーキテクチャ システム工学	システム工学特論 I 情報通信工学 情報素子工学 デジタルフィルタ システム設計学	
4	4-a	一般		倫理		哲学※2 倫理学※2	技術倫理論 法学 I※3 法学 I※3 知的財産概論※3	4-a
		専門		工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II	工学実験 I 工学実験 II 工場実習	情報応用演習[必修]	
		一般						4-b
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 日本語概論※2	比較文化論A※3 比較文化論B※3	
			世界史	日本史		社会概説 I※2 社会概説 II※2		
		専門	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育 体育	

※1：2科目中1科目選択

(留)：留学生科目

※2：7科目中2科目選択

(留)：留学生科目

※3：9科目中1科目選択

(留)：留学生科目

都市環境デザイン工学科(H30~H31入)

大目標	サブ目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
		世界史	倫理 日本史	政治・経済	哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3		
		美術 ※1 音楽 ※1						
		専門		地学				
1	1-b	一般						1-b
		専門		土質工学実験[必修] 材料学実験[必修]	構造工学実験[必修] 水理学実験[必修] 環境工学実験[必修] 鉄筋コンクリート工学実験[必修] 環境工学 I	景観設計 環境工学 II 卒業研究[必修] 建築史		
2	2-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門					知的財産概論 ※3 卒業研究[必修]	
	2-b	一般	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語演習 II A 英語演習 II B	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4	2-b
		専門					外書輪講	
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
		物理 I	物理 II					
		化学 I	化学 III					
		化学 II	化学 IV					
	3-b	専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験 応用数学	数値解析	3-b
		一般						
	3-c	専門	情報処理 I	情報処理 II		構造物設計[必修] 工学セミナー[必修]	橋梁設計 卒業研究[必修]	3-c
		一般						
	3-d	専門	測量学 I 測量学実習 I [必修] 基礎製図 I [必修・H23入～]	測量学 II 測量学実習 II [必修] 基礎製図 II [必修・H22入～]	設計演習[H22入～]		応用測量学	3-d
		一般	都市環境デザイン工学概論(H22入～)	応用力学	構造力学 I	構造力学 II 鋼構造工学 構造工学実験[必修] 構造物設計[必修]	耐震工学 橋梁設計	
		専門	コンクリート工学(H26入～)	鉄筋コンクリート工学(H26入～) 材料学実験[必修]		鉄筋コンクリート工学実験[必修]	応用材料学	
		一般			水理学 I	水理学 II 水理学実験[必修] 環境工学 I 環境工学実験[必修]	河川環境工学(H22入～)	
		専門			土質力学 土質工学実験[必修]	地盤工学		
		一般				施工学 都市計画	交通計画学	
		専門				建築計画(H22入～) 建築環境工学(H26入～)	建築設備(H26入～) 建築法規(H21入～)	
		一般				工学セミナー[必修] 工学演習(H22入～)		
		専門					橋梁設計 卒業研究[必修]	
		一般						
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
		専門	測量学実習 I [必修]	測量学実習 II [必修]	土質工学実験[必修] 材料学実験[必修]	構造工学実験[必修] 水理学実験[必修] 環境工学実験[必修] 鉄筋コンクリート工学実験[必修] 環境工学 I 工場実習	景観設計	
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2		4-b
		世界史	日本史			社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	
		保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	英語 V A ※4 英語 V B ※4 ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
		専門						

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

※4 : 4科目中1科目選択

都市環境デザイン工学科(H27~H29入)

大 目標	サブ 目標	区分	準学士(本科)課程1年	準学士(本科)課程2年	準学士(本科)課程3年	準学士(本科)課程4年	準学士(本科)課程5年	サブ 目標
1	1-a	一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3(留) 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		1-a
		世界史	倫理 日本史	政治・経済		哲学 ※2 倫理学 ※2 社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	社会概説 III ※3 社会概説 IV ※3 政治学 ※3 経済学 ※3 法学 I ※3 法学 II ※3	
		美術 ※1 音楽 ※1						
			地学					
		専門						
	1-b	一般			土質工学実験[必修] 材料学実験[必修]	構造工学実験[必修] 水理学実験[必修] 環境工学実験[必修] 鉄筋コンクリート工学実験[必修] 環境工学 I 土木・建築史(H26入~)	景観設計 環境工学 II 卒業研究[必修]	1-b
		専門						
		一般	国語 I	国語 II	国語 III 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)	日本語表現 文学概論 ※2 日本語3・4(留) 日本語・日本事情(留)		2-a
		専門					知的財産概論 ※3	
		2-b	英語 I A 英語 I B 英語演習 I A 英語演習 I B	英語 II A 英語 II B 英語表現基礎	英語 III A 英語 III B	英語 IV A 英語 IV B 英語表現 ※2	英語 VA ※4 英語 VB ※4	2-b
		専門					外書輪講	
3	3-a	一般	数学基礎A1 数学基礎A2 数学基礎B1 数学基礎B2	微分積分 I 微分積分 II 線形代数A	解析学 微分積分 III 微分方程式 線形代数B	確率・統計		3-a
		物理 I	物理 II					
		化学 I	化学 III					
		化学 II	化学 IV					
		専門	自然科学					
	3-b	専門			物理学基礎 I 物理学基礎 II	物理学基礎 III 物理学実験		3-b
		一般				応用数学	数値解析	
		専門	情報処理 I	情報処理 II		構造物設計[必修] 工学セミナー[必修]	橋梁設計 卒業研究[必修]	
		一般						
		専門	測量学 I 測量学実習 I [必修] 基礎製図 I [必修・H23入~] 基礎製図 [必修・~H22入]	測量学 II 測量学実習 II [必修] 基礎製図 II [必修・H22入~] 基礎製図 [必修・~H21入] 都市環境デザイン工学概論(H22入~)	設計・演習[H22入~]		応用測量学	3-c
	3-c	専門	応用力学	構造力学 I	構造力学 II 鋼構造工学 構造工学実験[必修] 構造物設計[必修]	耐震工学 橋梁設計		
		一般	コンクリート工学(H26入~)	鉄筋コンクリート工学(H26入~) 材料学実験[必修]		鉄筋コンクリート工学実験[必修]	応用材料学	
		専門			水理学 I	水理学 II 水理学実験[必修] 環境工学 I 環境工学実験[必修]	河川環境工学(H22入~)	
		一般			土質力学 土質工学実験[必修]	地盤工学		
		専門			施工学 都市計画		交通計画学	
	3-d	専門			建築計画(H22入~) 建築環境工学(H26入~)	建築設備(H26入~)	建築法規(H21入~)	
		一般				工学セミナー[必修] 工学演習(H22入~)		
		専門					構造物設計[必修] 工場実習	3-d
4	4-a	一般		倫理		哲学 ※2 倫理学 ※2	技術倫理総論 法学 I ※3 法学 I ※3 知的財産概論 ※3	4-a
		専門	測量学実習 I [必修]	測量学実習 II [必修]	土質工学実験[必修] 材料学実験[必修]	構造工学実験[必修] 水理学実験[必修] 環境工学実験[必修] 鉄筋コンクリート工学実験[必修] 工場実習		
		一般	世界史	日本史		社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	比較文化論 A ※3 比較文化論 B ※3	4-b
		専門	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育	保健体育 体育	
	4-b	一般			日本語・日本事情(留)	日本語・日本事情(留) 文学概論 ※2		
		専門				社会概説 I ※2 社会概説 II ※2	英語 VA ※4 英語 VB ※4 ドイツ語 I 英語表現 ※2 韓国文化 ※2 中国文化 ※2	
		一般					英語 IV A 英語 IV B ドイツ語 II A ※4 ドイツ語 II B ※4	
		専門						

※1 : 2科目中1科目選択

(留) : 留学生科目

※2 : 7科目中2科目選択

(留) : 留学生科目

※3 : 9科目中1科目選択

※4 : 4科目中1科目選択

IV 卒業後の進路

1. 機械工学科

就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計	就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計
ANAベースメンテナンステクニクス	1		1	2	4	4	ダイキンエアテクノ	1					1
ANAラインメンテナンステクニクス	2			3		5	ダイキン工業			1			1
A・R・P			1			1	タマディック			1			1
DMG森精機			1	1		2	テクノ空調	1					1
IHIプラント建設		1		1	1	3	ディスク				1		1
JALエンジニアリング	1			1		2	東研サーモテック				1		1
JXエネルギー			1			1	トヨタ車体研究所				1		1
JXエンジニアリング	1			1		2	ニシオティーアンドエム	1					1
JX喜入石油基地		1				1	雪印メグミルク			1			1
NHKメディアテクノロジー				1		1	第一三共プロファーマ	1	1				2
NOK				1		1	第一精工				1		1
SUBARU(旧:富士重工業)		1	1	1	1	4	竹田設計工業		1				1
アイエムティ		1				1	中国電力				1		
旭化成	1	1	1	2	1	6	中部電力	1	1				2
旭硝子			1	1		2	千代田工商		2				2
アルパック九州				1		1	東海旅客鉄道	1	1	1	1	1	5
いすゞエンジニアリング		1				1	東京ガス	1		1			2
荏原製作所	1					1	東芝プラントシステム		1				1
エクセン					2	2	日本オーチス・エレベータ	1					1
大阪ガス				1		1	日本ビソー			1			1
大分キャノン					1	1	日本飛行機			1			1
花王	1					1	日本郵船			1			1
川崎重工業				1		1	日立ビルシステム	1					1
関西電力	1	1				2	西日本高速道路ファシリティーズ				1		1
京セラ鹿児島国分工場	1				1	2	西日本プラント工業	2	1				3
京セラ鹿児島川内工場	1				1	2	ファスフォードテクノロジ				1		1
キャノン	1		1			1	ファナック				1		1
クレオ	1	1	1			4	富士電機					1	1
コスモテック	1	1	1			1	富士通ゼネラル				1		1
サントリースピリッツ		1				1	本田技研工業		1	1			2
サントリープロダクツ	1					1	マツダE&T			1			1
シチズン時計鹿児島		1	1	1		3	マルマエ			1			1
シマノ				1		1	三井造船	1					1
ジャパンニアス				1		1	三豊機工		1				1
ジャパンフーズ			1			1	三浦工業		1	1			2
ジャパンマリンユナイテッド	1					1	三菱重工業	1		1			2
シンワ						0	三菱電機ビルテクノサービス	1		1			2
新光糖業		1				1	三菱電機エンジニアリング				1		1
新日鐵住金				1		1	メタウォータ	1					1
シーキングベストウェイ			1			1	安川エンジニアリング		1	1			2
セイシン企業	1					1	ヤンマー	1		1	1	1	4
ソニーコーポレートサービス			1			1	独立行政法人 国立印刷局	1		1	1		3
ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング			1			1	鹿児島県警察	1					1

【進学・その他】

進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計	進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計
九州工業大学		2		4	2	8	東京農工大学			1	2		3
熊本大学		2	3	2		7	豊橋技術科学大学	2	1	1			4
鹿児島高専専攻科	7	5	6	3	3	24	立命館大学		1	1			2
鹿児島大学	1		2		7	10	鹿児島医療工学専門学校			1			1

2. 電気電子工学科

就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計	就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計
A・R・P		1				1	東海旅客鉄道				1		1
CTCテクノロジー			1			1	東京ガス		1	1			2
IHIビジネスサポート				1		1	東芝		1				1
JNC石油化学㈱ 市原製造所				1		1	東芝プラントシステム		1				1
JXTGエネルギー	1	2			1	4	東芝プラント㈱				1		1
JX喜入石油基地（旧：JX日鉱日石石油基地）	1					1	東芝メディカルシステムズ			1			1
KDDIエンジニアリング			1			1	トヨタプロダクションエンジニアリング			1			1
Misumi	1					1	千代田ビデオ			1			1
MHPSコントロールシステムズ				1	1		日鉄住金パイプライン&エンジニアリング	1					1
Mテック					1	1	西日本旅客鉄道		1	1			2
NHKアイテック		1				1	日本ガス		1				1
NTTコミュニケーションズグループ	1					1	日本建設工業㈱				1		1
旭化成		1				1	日本特殊陶業			1			1
アルプス技研		1				1	日本テクシード		1	1			2
飛鳥電気	1					1	ネオテック			1	1		2
飯塚製作所		1				1	成田空港給油施設㈱			1			1
宇部興産	1			1		2	パナソニック アプライアンス社			1			1
エコー電子工業㈱				1		1	日立メディコ		1				1
花王	1	1				2	日立ビルシステム					1	1
鹿児島空港エンジニアリング		1				1	日立ヘルスケア・マニュファクチャリング			1			1
関西電力	2	2				4	日立情報制御ソリューションズ	1					1
京セラ国分工場			2	1	2	5	日立ハイシステム21				1		1
キヤノン		1				1	藤田ワークス		1				1
九州電力	1	1	1		1	4	富士電機㈱				1	1	2
九州タブチ	2	1	1		1	5	三菱自動車エンジニアリング		1				1
九電ハイテック				1		1	三菱重工		1	1			2
霧島木質発電				1		1	三菱電機神戸製作所		1				1
コーナガス		1				1	三菱電機特機システム		1	1			2
コニカミノルタビジネスソリューションズ		1				1	三菱日立パワーシステムズ		1				1
サントリープロダクト				1		1	三菱電機ビルテクノサービス				2	2	
山九	1					1	丸善石油化学		1	1	1		3
志布志石油備蓄		1				1	村田機械		1				1
新生テクノス		1				1	ムラテックCCS			1			1
全農サイロ				1		1	明興テクノス		1				1
ソニーエンジニアリング				1		1	メタウォーター		1	1			2
ダイキン工業	2	1	1			4	ユピテル鹿児島			1	1		2
ダイハツ工業		1				1	リニューアブル・ジャパン				1		1
中国電力	1	1				2	ワールドインテック					1	1
中部電力	1				1	2	独立行政法人国立印刷局	1	1				2
中越パルプ工業 川内工場	1					1							
筑水キャニコム			1			1							

【進学・その他】

進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計	進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計
宇都宮大学		1				1	大阪大学				1		1
九州工業大学		2	1	1	3	7	長岡技術科学大学	1		2	1		4
九州大学			1			1	東京農工大学	1					1
熊本大学	1	1	2		1	5	豊橋技術科学大学			2	1	1	4
鹿児島医療工学専門学校				1		1	東京工科大学					1	1
鹿児島高専攻科	6	2	6	7	7	28	電気通信大学				1		1
鹿児島大学				3		3	琉球大学					1	1

3. 電子制御工学科

就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計	就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計
ANA				2	2	4	ダイハツ工業	2	1				3
ARP				1	1	2	筑水キャニコム			1			1
DMG森精機				1	1	2	千代田ビデオ		1				1
MHPSコントロールシステムズ	2				2	4	ツムラ	1					1
NEXCO西日本			1		1	2	ディスコ			1			1
NHKメディアテクノロジー	1				1	2	電気興業	1					1
NOK		1				1	東海旅客鉄道			1	2		3
IHIプラント建設		1				1	東京電力	2	1				3
JFEプラントエンジ				1	1	2	東芝メデカルシステムズ		1				1
NTTフィールドテクノ			1		1	2	トヨタ車体研究所			1			1
旭化成			1		1	2	日本アルゴリズム			1			1
飛鳥電気	1	1			2	4	日本特殊陶業				1	1	
アドバンステスト				1	1	2	日本モレックス	1					1
オムロンフィールドエンジニアリング九州			1		1	2	日本メックス			1			1
大阪ガス	1				1	2	ネオテック				1	1	
オーケー社				1	1	2	秦野精密・薩摩	1					1
花王		3			3	6	パナソニック オートモーティブ＆インダストリアルシステムズ社				1	1	
カマルク特定技術研究所				1	1	2	パナソニックAVCネットワークス社	1	1				2
関西電力		1			1	2	日本特殊陶業			1			1
川崎重工業	1				1	2	日立ハイテックフィールディング			1			1
九州タブチ			1		1	2	フアナック	2	1	2			5
九州電力				1	1	2	富士通アリケーションズ	1					1
キヤノンマークティングジャパン	1				1	2	ペルテ			1			1
京セラ国分	1				1	2	富士通アリケーションズ	1					1
京セラコミュニケーションシステム			2		2	4	平田機工				1		1
キラ・コードレーション	1	1			2	4	本田技研工業			1		1	2
きんでん	1				1	2	三菱自動車エンジニアリング	1	1				2
クレオ	1	1			2	4	三菱重工業長崎造船所	1	1	1			3
現場サポート	1				1	2	三菱電機システムサービス			1			1
国印刷局	1				1	2	三菱電機ビルテクノサービス			1			1
コニカミノルタビジネスソリューションズ	1				1	2	三菱電機プラントエンジニアリング	1					1
コマツ	1	1			2	4	三豊機工				1		1
サントリープロダクツ				1	1	2	マキノフライス製作所		1				1
島津メディカルシステムズ			1		1	2	南日本新聞社				1		1
ソフトマックス				1	1	2	村田機械株式会社	1			1	2	
ソニーグローバルマニュファクチャリング		1	2		3	6	メタウォーター	1	1	1		1	4
ソニーコーポレートサービス	1		1		2	4	雪印メグミルク		1				1
ソニーセミコンダクタ	1	1	1		3	4	ライト通信			1			1
ダイキン工業	1				1	2	渡辺機械製作所				1		1
ダイセル	1				1	2	国印刷局			1			1
ダイダン	1				1	2							

【進学先一覧】

進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計	進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計
長岡技術科学大学		1	2			3	鹿児島大学	1			1	3	5
豊橋技術科学大学	1	2	2	3	3	11	鹿児島高専専攻科	7	8	7	6	7	35
千葉大学			1			1	熊本高専専攻科	1					1
電気通信大学		1				1	トヨタ名古屋自動車大学校		1				1
奈良大学		1				1	大阪電気通信大学			1			1
九州工業大学	2	3	2	2	6	15	岡山大学					1	1
熊本大学	1		1	2	2	6	信州大学			1			1

4. 情報工学科

就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計	就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計
KDDIエンジニアリング	1					1	テクノプロ テクノプロ・エンジニアリング社				1		1
NEC ネッツエスアイ		1	1			2	東海旅客鉄道	1					1
NHKメディアテクノロジー					1	1	東京コンピュータサービス		1				1
NTTファシリティーズ九州		1				1	東芝ITサービス				1		1
NTTフィールドテクノ	1	1	1			3	南国システムサービス			1			1
NTTぷらら					1	1	日本アイビーエム・ソリューション・サービス	1					1
OEC						1	日本瓦斯		1				1
FIXER						2	日本血液製剤機構					1	1
YPK	2					2	ニコン					1	1
アイキューブドシステムズ		1				1	ネオテック		1				1
アイ・ティー・エス・ジャパン	1					1	浜松ホトニクス					1	1
旭化成		1				1	バリストライドグループ		1				1
飛鳥電気	1					1	ハイウェイ・トール・システム				1		1
アルパック九州			1			1	パステムソリューションズ					1	1
イーウェル					1	1	パナソニック システムソリューションズ ジャパン					1	1
エイチ・アイ・デー			1			1	日立アロカメディカル		1				1
エス・ティー・ラボ		1				1	日立ハイシステム21		1				1
エムオーテックス		1				1	富士重工業	1					1
関西電力	1					1	富士ソフト					5	5
キャノンマークティングジャパン			1			1	フアナック					1	1
九州タブチ			1			1	富士通		2				2
九州テン	2					2	富士通九州システムサービス		1	1			2
九州リオン	1					1	富士通マークティング	2					2
京セラコミュニケーションシステム	3	1	2		1	7	富士電機		1			1	2
京セラ国分	1					1	ペルテ			1			1
国立印刷局				1		1	三菱電機エンジニアリング			1	1		2
コニカミノルタビジネスソリューションズ			1			1	三菱ビルテクノサービス			1			1
サイバートラスト					2	2	南日本情報処理センター		1	1			2
ジェネス	1					1	ミライト			1			1
セイコーエプソン		1	1			2	メイテックフィルダーズ					1	1
ゼネテック				1		1	メンバーズ			1	2		3
ソニーセミコンダクタ		1				1	メタウォーター				1	1	2
ソフト流通センター	1				2	3	ユピテル鹿児島			1	1		2
ダイキンエアテクノ		1				1	リコータクノシステムズ	1					1
ダイキン工業		1				1	リンク情報システム			1			1
ダイセル		1				1	ルクレ			1			1
テクノアート	1					1	いちき串木野市					1	1
テクノプロ テクノプロ・IT社					1	1							

【進学先一覧】

進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計	進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計
豊橋技術科学大学	1	3	2	4	2	12	九州大学				1	2	3
東京大学					1	1	九州工業大学	4		5		2	11
東京工業大学		1				1	佐賀大学	1					1
筑波大学				2		2	熊本大学	1			3		4
電気通信大学		1		1		2	鹿児島大学	1	1	2			4
千葉大学	1	1			1	3	HAL東京ゲームデザイン学科				1		1
大阪大学			2		2	4	鹿児島高専専攻科	6	3	6	5	5	25
京都工芸繊維大学	1					1							

5. 都市環境デザイン工学科

就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計	就職先	H26	H27	H28	H29	H30	計
CTIグランドプランニング					1	1	東海旅客鉄道		1		3	2	6
IHIプラント建設	1					1	東急建設	1	1	2	1	1	6
JFEシビル	1				1	2	東京ガス	1	1		1		3
JNC				1		1	東京水道サービス	1	1				2
JPハイテック	1					1	東京電力ホールディングス			1			1
KDDIエンジニアリング		1				1	南生建設		1			1	2
NIPPO					1	1	西日本高速道路		1	1	1		3
NTTインフラネット					1	1	西日本高速道路エンジニアリング九州	1	1	2			4
NTTファシリティーズ			1			1	西日本旅客鉄道			2			2
出光興産			1			1	日鉄住金パイプライン&エンジニアリング	1	1	2			4
奥村土木工業	1					1	日特建設			1			1
奥村組					1	1	日本都市技術			1			1
オリエンタル白石	1	1				2	長谷工リフォーム		1				1
川田工業					1	1	パシコン技術管理	1		1	1	2	5
極東興和工業	1					1	馬場デザイン工房				1	1	
関西電力	1		1	1		3	阪神高速道路	1					1
九州電力					1	1	ピース三菱	1	1	1	1	1	5
九鉄工業				1		1	福岡都市技術		1				1
コーツ工業			2			2	富士ピース	1					1
熊谷組	1	1				2	前田道路	1					1
鴻池組			1			1	松尾建設			1			1
五洋建設	1					1	水資源機構		1				1
西部電気工業	1					1	南九地質	1		1			2
佐多コンサルタント					1	1	弓場建設		1				1
三協技術開発			1			1	横河ブリッジホールディングス			1	2		3
三機工業					1	1	吉原建設	1					1
サンコーコンサルタント			1	1		2	ライト工業			1			1
サントリーホールディングス				1		1	リード設計事務所		1				1
シーティーアイグランドプランニング	1					1	若築建設	1					1
ショーボンド建設					1	1	国立印刷局			1			1
新日本空調	1					1	国土交通省			1			1
住まいず		1				1	鹿児島県庁			5			5
住友不動産					2	2	鹿児島市役所	1	1				2
大気社			1		2	3	霧島市役所	1					1
大進		1				1	日置市			1			1
電源開発	1	1	1			3	南大隅町			1			1

【進学先一覧】

進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計	進学先	H26	H27	H28	H29	H30	計
長岡技術科学大学		1		1	1	3	熊本大学		2	1	2	2	7
北海道大学			1		1	2	宮崎大学					1	1
九州大学				1		1	鹿児島大学		1	1	1	3	6
九州工業大学	1					1	鹿児島高専専攻科	2	3	7	6	6	24
佐賀大学	1		1		1	3							

専攻科の教育

I 学習案内

本校専攻科の目的として鹿児島工業高等専門学校学則に「高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。」(第46条)と定められ、また学校教育法においても専攻科は「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。」と定められていることから分かるように、専攻科においては高度な専門教育とともに、研究を行うことが重要になります。このため、1年次から特別研究のテーマ並びに指導教員を決定し、研究活動を行います。

なお、当然のことながら専攻科では、本科以上に学生の自主性を重視しています。学校行事や諸手続きに関するることは、**行事予定表**（別表参照）に記載されていますので、よく確認して各自で対応してください。また、その他の諸手続き、授業の休講や振替等の連絡事項は、専攻科棟2階の「専攻科生交流・連絡スペース」に設置されている**掲示板および個人用のレターケース**によって行われます。見忘れたことによる不利益は本人の責任になりますので注意してください。登下校の際に少なくとも1日1回は必ず見る習慣をつけてください。

1-1 学期と年間行事

1年間を、前学期（4月1日～9月30日）と後学期（10月1日～翌年3月31日）に分け、授業が行われます。なお、年間行事については、行事予定表（別表参照）によって行われますので必ず見てください。

1-2 授業時間

授業時間は次のとおりです。

授業時間	
1 時限	8:50～10:20
2 時限	10:30～12:00
昼 食	12:00～13:00
3 時限	13:00～14:30
4 時限	14:40～16:10

1-3 教育課程

教育課程には、一般科目、専門共通科目及び専門科目の3つの区分があります。それぞれの授業科目は、前学期・後学期に分かれて授業が行われます。各学年の授業科目や単位数は、教育課程表（カリキュラム、別表参照）及びシラバスに示しております。

1-4 授業時間と自学自習時間について（履修に関する規則第2条（単位の計算方法））

専攻科では、1単位時間は50分を標準として、45単位時間の学修で1単位となります。（以下、時間=単位時間）この45時間の学修は、授業と自学自習からなっており、科目の種類に

よって以下のように授業時間が決められています。

- (1) 講義については、15時間の授業+30時間の自学自習
- (2) 演習については、30時間の授業+15時間の自学自習（特別セミナー、各種演習科目）
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業（特別研究、特別実習）

1-5 授業科目（受講届、受講辞退届）

授業科目には、必修科目と選択科目があります。必修科目は、必ず修得しなければならない科目です。選択科目は、授業を受けたい科目を自ら自由に選べる科目です（以下「選択科目の履修」という。）。

選択科目の履修には、必ず「受講届」の手続きを定められた日までに学生課教務係で行う必要があります。本科とシステムが異なるので注意してください。また、受講を辞退するときは、定められた日までに「受講辞退届」を出すことで、開講時にさかのぼって受講しなかったことになります。

1-6 欠課・欠席・忌引・公欠（欠課届、公欠・忌引届）

欠課・欠席・忌引・公欠は、いずれも各科目の欠課時数として算入されます。忌引・公欠に関する「届用紙」は、学生課教務係に備え付けてあります。

1-7 試験の種類（追試験願、再試験願）

試験の種類は、定期試験、追試験、再試験があり、次の方法で実施されます。

書類	理由	備考	提出先
欠課届 (医師の証明書 あるいは診断書)	病気・けが等により、 1週間以上欠席又は欠 課をしなければならな いとき	事前に専攻長に届け出 ること 事前に届け出ることが出 来なかった場合は、出席 した日から7日以内に届 けを提出すること	専攻長
公欠・忌引届 (A票・B票)	伝染病等、交通機関の 事故、就職等の試験、 学会等の研究発表等の ため欠席・欠課をする とき	公欠日を確認できる書 類（試験の案内・遅延 証明書・診断書の写し 等）を添付すること	専攻長印を貰い、 A票・B票を教務係 へ提出 教務係確認印を 貰い、B票を科目 担当教員へ提出
	父母近親の喪に服すと き	忌引の日数 父母 7日 祖父母・兄弟姉妹 3日 曾祖父母・伯叔父母 1日 ただし、葬儀のため遠隔地への旅行 を要するときは、その往復日数を忌 引の期間に加える場合がある。	A票は事後1週間、 B票は事後2週間以内に提出先 へ提出すること。

■定期試験

定期試験は、前学期末と後学期末にそれぞれ1回ずつ実施します。

■追試験

追試験とは、病気・忌引・その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかつた者について、本人の願い出により実施されるものです。

追試験を受けるには、定期試験終了日の翌日までに「追試験願」を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受ける必要があります。追試験の点数は、得点の8割となります。ただし、以下の場合は、得点の10割となります。

- (1) 公欠
- (2) その他専攻科委員会で認めたもの

また、追試験を受けることが許されなかった者の当該試験の点数は0点となります。

■再試験

再試験とは、未修得科目（各学期末の評価の評語がD）に対して、再度単位修得のチャンスを与えるものです。再試験を受けるには、前学期及び後学期のそれぞれ行事予定表に示されている日までに「再試験願」を提出し、科目担当教員の指示を受けてください。1年生の前期科目の未修得科目については、1年生の後期に再試験が行われます。1年生の後期科目の未修得科目については、2年生の前期に再試験が行われます。2年生の前期科目の未修得科目については、2年生の後期に再試験が行われます。2年生の後期科目の未修得科目については、再試験は行われません。本科とシステムが違うので、注意してください。ただし、実験、実習、演習、その他実技を伴う科目に関しては、再試験は行いません。再試験の実施は「再試験願」が受理された学期の間に少なくとも1回は行うことになっています。なお、「再試験願」の申請は1回限りとし、再試験の結果が評語Dの場合には、再履修するようになっています。

再試験の担当は、原則としてその科目の担当教員が行いますが、再試験の日、時間及び方法など担当者によって異なりますので、担当教員と相談してください。

1-8 成績の評価

学業成績の評価は、科目担当教員が試験の成績、平常の学習態度や出席状況等を総合的に評価して、原則として100点法で行います。各科目の具体的な評価方法に関しては、シラバスに明示しておりますので事前に熟読してください。

- (1) 100点法で評価する科目
- (2) 100点法で評価しない科目（特別実習が相当します。）

1-9 科目の修得・未修得・未履修

評価の点数60点以上及び合の科目は、修得科目となり、単位の修得が認定されます。評語

評語	評価
A	80点から100点まで
B	70点から79点まで
C	60点から69点まで
D	59点以下

がD及び否の科目は、未修得科目となり、単位は認定されません。また、1/3を超える欠課

評語	評価
合	合格
否	不合格

をした科目は未履修科目となり、単位は認定されません。

1-10 専攻科の修了要件

専攻科の修了の判定は、専攻科修了判定会議によって行われます。

専攻科の修了に必要な単位は、62 単位以上（そのうち、すべての必修科目を含み一般科目 8 単位以上、専門共通科目 16 単位以上、専門科目 32 単位以上）修得する必要があります。

大学及び他の教育施設における学修並びにその他文部科学大臣が別に定める学修として認定された単位は、「専攻科授業科目の履修に関する規則の第 9 条」に基づき、「大学等履修科目単位」として認められますが、専攻科における修得単位として含めることはできません。ただし、専攻科委員会が本校専攻科の「学習・教育到達目標」を達成するための学習として、鹿児島工業高等専門学校学則第 51 条に規定する授業科目と振り替えることができると判断したものについては、この限りではありません。なお、この場合でも認定することができる単位数は 12 単位を限度とします。

1-11 休学・復学・退学（休学願・復学願・退学願）

病気や一身上の都合等により、休学・復学・退学をする場合は、保護者や特別研究指導教員と相談し、慎重に手続きを行ってください。

■休学・復学

病気やその他の理由により、3ヶ月以上継続して就学することができないときは、医師の診断書または理由書を添えた上で専攻長を通して「休学願」を学生課教務係に提出してください。1 年以内に限り休学が許可されます。また、休学の理由がなくなったときには「復学願」を提出し、復学することができます。

■退 学

病気その他やむを得ない理由により、学業継続が困難となり、やむなく退学しなければならない場合には「退学願」を専攻長を通して学生課教務係に提出してください。

その他、転学・留学・他校受験については、校長の許可が必要ですので、学生課教務係に問い合わせてください。

これらの学習に関する「届・願用紙」は、全て学生課教務係に備え付けてあります。

1-12 オフィス・アワーズの活用

本校では「学生のための時間帯」を各先生が確保し、諸君の学業や生活に関することなどの相談に応じる制度（オフィス・アワーズ）を設けています。

各教員室入口付近のボードに明記してある時間帯は必ず先生が在室している時間です。この制度を大いに利用して、先生方とのコミュニケーションをはかり、個性的で充実した高専生活を創造してください。オフィス・アワーズの活用は君達次第です。先生方も諸君の来訪を「welcome！」で待っています。

II 教育課程表

別表第3

1-1-1 機械・電子システム工学専攻

平成31年度入学生用

区分	必／選	授業科目	単位数	学年別開講単位数	
				第1学年	第2学年
一般科目	必修科目	技術倫理	2		2
		総合英語	2	2	
	履修単位数			4	2
	選択科目	科学技術英語	2	2	
		論理的英語コミュニケーション	2		2
		現代企業法論	2	2	
		国際関係論	2	2	
		開講単位数	8	6	2
	履修単位数			4以上	
専門共通科目	必修科目	環境プロセス工学	2	2	
		環境科学	2	2	
		環境創造工学プロジェクト	2	2	
		環境電磁気学	2		2
		環境人間工学	2		2
	履修単位数			10	6
	選択科目	微分方程式	2	2	
		ベクトル解析	2	2	
		応用代数学	2		2
		線形代数学	2		2
		解析力学	2		2
		量子力学	2		2
		地球物理学概論	2	2	
		知的生産システム	2		2
		溶接・接合工学	2		2
		安全衛生工学	2		2
		超伝導工学	2		2
		応用電子計測	2	2	
		ヒューマンインターフェース	2		2
	技術と社会のかかわり			2	2
	環境創造工学特別講義			1	1
	開講単位数			29	13
	履修単位数			6以上	16
専門科目	必修科目	特別研究I	4	4	
		特別研究II	10		10
		特別セミナー	2	2	
		履修単位数	16	6	10
	選択科目	伝熱工学特論	2		2
		流体力学特論	2	2	
		流体力学特論	2		2
		材料物性工学	2		2
		弹性力学	2	2	
		メカトロニクス特論	2		2
		固体の力学	2	2	
		制御工学特論	2	2	
		計測制御工学	2	2	
		知能情報処理論	2	2	
		画像工学	2		2
		電気回路特論	2	2	
		機械・電子システム工学特別演習I	1	1	
		機械・電子システム工学特別演習II	1	1	
		機械・電子システム工学特別演習III	1	1	
		特別実習A(4週間)	4		
		特別実習B(2週間)	2		
		機械・電子システム工学特別講義I	1	1	
		機械・電子システム工学特別講義II	1		1
	開講単位数			35	18
	履修単位数			16以上	11
	開講単位数合計			102	51
	履修単位数合計			62以上	45

1科目以上修得

休業中実施

必要に応じて開講

別表第3

1-1-2 機械・電子システム工学専攻

平成30年度入学生用

区分	必／選	授業科目	単位数	学年別開講単位数		
				第1学年	第2学年	
一般科目	必修科目	技術倫理	2		2	
		総合英語	2	2		
		履修単位数	4	2	2	
	選択科目	科学技術英語	2	2		
		論理的英語コミュニケーション	2		2	
		現代企業法論	2	2		
		国際関係論	2	2		
		開講単位数	8	6	2	
		履修単位数	4以上			
		環境プロセス工学	2	2		
専門共通科目	必修科目	環境科学	2	2		
		環境創造工学プロジェクト	2	2		
		環境電磁気学	2		2	
		環境人間工学	2		2	
		履修単位数	10	6	4	
	選択科目	微分方程式	2	2		
		ベクトル解析	2	2		
		応用代数学	2		2	
		線形代数学	2	2		
		解析力学	2		2	
		量子力学	2		2	
		地球物理学概論	2	2		
		ディジタル信号概論	2	2		
		知的生産システム	2		2	
		溶接・接合工学	2		2	
		安全衛生工学	2		2	
		超伝導工学	2		2	
		応用電子計測	2	2		
		ヒューマンインターフェース	2		2	
専門科目		技術と社会のかかわり	2	2		
		環境創造工学特別講義	1	1		
		開講単位数	31	15	16	
		履修単位数	6以上			
必修科目	特別研究Ⅰ	4	4			
	特別研究Ⅱ	10		10		
	特別セミナー	2	2			
	履修単位数	16	6	10		
	伝熱工学特論	2		2		
	流体力学特論	2	2			
	流体力学特論	2		2		
	材料物性工学	2		2		
	弹性力学	2	2			
	メカトロニクス特論	2		2		
	固体の力学	2	2			
	制御工学特論	2	2			
	計測制御工学	2	2			
	知能情報処理論	2	2			
	画像工学	2		2		
	専門科目		電気回路特論	2	2	
			機械・電子システム工学特別演習Ⅰ	1	1	
			機械・電子システム工学特別演習Ⅱ	1	1	
			機械・電子システム工学特別演習Ⅲ	1	1	
			特別実習A(4週間)	4		
			特別実習B(2週間)	2		
			機械・電子システム工学特別講義Ⅰ	1	1	
			機械・電子システム工学特別講義Ⅱ	1		1
			開講単位数	35	18	11
			履修単位数	16以上		
	開講単位数合計			104	53	45
	履修単位数合計			62以上		
	1科目以上修得					
	休業中実施					
	必要に応じて開講					

別表第3

1-2-1 電気情報システム工学専攻

平成31年度入学生用

区分	必／選	授業科目	単位数	学年別開講単位数		
				第1学年	第2学年	
一般科目	必修科目	技術倫理	2		2	
		総合英語	2	2		
		履修単位数	4	2	2	
	選択科目	科学技術英語	2	2		
		論理的英語コミュニケーション	2		2	
		現代企業法論	2	2		
専門共通科目	必修科目	国際関係論	2	2		
		開講単位数	8	6	2	
		履修単位数	4以上			
	選択科目	環境プロセス工学	2	2		
		環境科学	2	2		
		環境創造工学プロジェクト	2	2		
専門科目	必修科目	環境電磁気学	2		2	
		環境人間工学	2		2	
		履修単位数	10	6	4	
	選択科目	微分方程式	2	2		
		ベクトル解析	2	2		
		応用代数学	2		2	
		線形代数学	2	2		
		解析力学	2		2	
		量子力学	2		2	
		地球物理学概論	2	2		
		知的生産システム	2		2	
		溶接・接合工学	2		2	
		安全衛生工学	2		2	
		超伝導工学	2		2	
		応用電子計測	2	2		
		ヒューマンインターフェース	2		2	
		技術と社会のかかわり	2	2		
		環境創造工学特別講義	1	1		
		開講単位数	29	13	16	
		履修単位数	6以上			
専門科目	必修科目	特別研究I	4	4		
		特別研究II	10		10	
		特別セミナー	2	2		
		履修単位数	16	6	10	
	選択科目	電磁気学特論	2	2		
		応用電子物性	2	2		
		集積回路製造技術	2		2	
		電力システム解析	2	2		
		電子回路解析	2	2		
		マルチメディア工学	2		2	
		ニューラルネットワーク	2	2		
		回路工学特論	2		2	
		画像処理基礎	2	2		
		ネットワークアーキテクチャ	2		2	
		電気電子工学特別演習	1	1		
		情報工学特別演習	1	1		
		特別実習A(4週間)	4			
		特別実習B(2週間)	2			
		電気情報システム工学特別講義I	1	1		
		電気情報システム工学特別講義II	1		1	
		開講単位数	30	15	9	
		履修単位数	16以上			
開講単位数合計			97	48	43	
履修単位数合計			62以上			

1科目以上修得

休業中実施

必要に応じて開講

別表第3

1-2-2 電気情報システム工学専攻

平成30年度入学生用

区分	必／選	授業科目	単位数	学年別開講単位数	
				第1学年	第2学年
一般科目	必修科目	技術倫理	2		2
		総合英語	2	2	
		履修単位数	4	2	2
		科学技術英語	2	2	
		論理的英語コミュニケーション	2		2
	選択科目	現代企業法論	2	2	
		国際関係論	2	2	
		開講単位数	8	6	2
		履修単位数	4以上		
専門共通科目	必修科目	環境プロセス工学	2	2	
		環境科学	2	2	
		環境創造工学プロジェクト	2	2	
		環境電磁気学	2		2
		環境人間工学	2		2
	選択科目	履修単位数	10	6	4
		微分方程式	2	2	
		ベクトル解析	2	2	
		応用代数学	2		2
		線形代数学	2	2	
		解析力学	2		2
		量子力学	2		2
		地球物理学概論	2	2	
		デジタル信号概論	2	2	
		知的生産システム	2		2
		溶接・接合工学	2		2
		安全衛生工学	2		2
		超伝導工学	2		2
		応用電子計測	2	2	
		ヒューマンインターフェース	2		2
		技術と社会のかかわり	2	2	
		環境創造工学特別講義	1	1	
		開講単位数	31	15	16
		履修単位数	6以上		
専門科目	必修科目	特別研究I	4	4	
		特別研究II	10		10
		特別セミナー	2	2	
		履修単位数	16	6	10
	選択科目	電磁気学特論	2	2	
		応用電子物性	2	2	
		集積回路製造技術	2		2
		電力システム解析	2	2	
		電子回路解析	2	2	
		マルチメディア工学	2		2
		ニューラルネットワーク	2	2	
		回路工学特論	2		2
		画像処理基礎	2	2	
		ネットワークアーキテクチャ	2		2
		電気電子工学特別演習	1	1	
		情報工学特別演習	1	1	
		特別実習A(4週間)	4		休業中実施
		特別実習B(2週間)	2		
		電気情報システム工学特別講義I	1	1	必要に応じて開講
		電気情報システム工学特別講義II	1		
		開講単位数	30	15	9
		履修単位数	16以上		
	開講単位数合計		99	50	43
	履修単位数合計		62以上		

別表第3

1-3-1 建設工学専攻

平成31年度入学生用

区分	必 ／ 選	授業科目	単位数	学年別開講単位数	
				第1学年	第2学年
一般科目	必修科目	技術倫理	2	2	
		総合英語	2	2	
	履修単位数		4	2	2
	選択科目	科学技術英語	2	2	
		論理的英語コミュニケーション	2		2
		現代企業法論	2	2	
		国際関係論	2	2	
		開講単位数	8	6	2
		履修単位数	4以上		
専門共通科目	必修科目	環境プロセス工学	2	2	
		環境科学	2	2	
		環境創造工学プロジェクト	2	2	
		環境電磁気学	2		2
		環境人間工学	2		2
		履修単位数	10	6	4
	選択科目	微分方程式	2	2	
		ベクトル解析	2	2	
		応用代数学	2		2
		線形代数学	2	2	
		解析力学	2		2
		量子力学	2		2
		地球物理学概論	2	2	
		知的生産システム	2		2
		溶接・接合工学	2		2
		安全衛生工学	2		2
		超伝導工学	2		2
		応用電子計測	2	2	
		ヒューマンインターフェース	2		2
		技術と社会のかかわり	2	2	
		環境創造工学特別講義	1	1	
		開講単位数	29	13	16
		履修単位数	6以上		
専門科目	必修科目	特別研究I	4	4	
		特別研究II	10		10
		特別セミナー	2	2	
		履修単位数	16	6	10
	選択科目	マトリックス構造解析	2	2	
		連続体力学	2	2	
		廃棄物工学	2	2	
		環境流体輸送特論	2	2	
		環境生物学	2	2	
		地盤防災工学特論	2	2	
		建設材料学	2	2	
		デザイン論	2	2	
		都市計画特論	2		2
		都市計画演習	1		1
		建設工学特別演習I	1	1	
		建設工学特別演習II	1		1
		特別実習A(4週間)	4		
		特別実習B(2週間)	2		
		建設工学特別講義I	1	1	
		建設工学特別講義II	1		1
		開講単位数	29	18	5
		履修単位数	16以上		
	開講単位数合計		96	51	39
	履修単位数合計		62以上		

1科目以上修得

休業中実施

必要に応じて開講

別表第3

1-3-2 建設工学専攻

平成30年度入学生用

区分	必 ／ 選	授業科目	単位数	学年別開講単位数	
				第1学年	第2学年
一般科目	必修科目	技術倫理	2		2
		総合英語	2	2	
		履修単位数	4	2	2
	選択科目	科学技術英語	2	2	
		論理的英語コミュニケーション	2		2
		現代企業法論	2	2	
専門共通科目	必修科目	国際関係論	2	2	
		開講単位数	8	6	2
		履修単位数	4以上		
	選択科目	環境プロセス工学	2	2	
		環境科学	2	2	
		環境創造工学プロジェクト	2	2	
専門科目	必修科目	環境電磁気学	2		2
		環境人間工学	2		2
		履修単位数	10	6	4
	選択科目	微分方程式	2	2	
		ベクトル解析	2	2	
		応用代数学	2		2
		線形代数学	2	2	
		解析力学	2		2
		量子力学	2		2
	選択科目	地球物理学概論	2	2	
		デジタル信号概論	2	2	
		知的生産システム	2		2
		溶接・接合工学	2		2
		安全衛生工学	2		2
		超伝導工学	2		2
	選択科目	応用電子計測	2	2	
		ヒューマンインターフェース	2		2
		技術と社会のかかわり	2	2	
		環境創造工学特別講義	1	1	
		開講単位数	31	15	16
		履修単位数	6以上		
専門科目	必修科目	特別研究I	4	4	
		特別研究II	10		10
		特別セミナー	2	2	
		履修単位数	16	6	10
	選択科目	マトリックス構造解析	2	2	
		連続体力学	2	2	
		廃棄物工学	2	2	
		環境流体輸送特論	2	2	
		環境生物学	2	2	
		地盤防災工学特論	2	2	
		建設材料学	2	2	
		デザイン論	2	2	
		都市計画特論	2		2
		都市計画演習	1		1
		建設工学特別演習I	1	1	
		建設工学特別演習II	1		1
		特別実習A(4週間)	4		
		特別実習B(2週間)	2		
	休業中実施	建設工学特別講義I	1	1	
		建設工学特別講義II	1		1
		開講単位数	29	18	5
		履修単位数	16以上		
	開講単位数合計		98	53	39
	履修単位数合計		62以上		

III 修了後の進路

【就職先一覧】

機械・電子システム工学専攻					電気情報システム工学専攻					建設工学専攻					
会社名	H26	H27	H28	H29	会社名	H26	H27	H28	H29	会社名	H26	H27	H28	H29	H30
DMG森精機	1				A・R・P				1	JFEシビル					1
IHIプラント建設			1		IHIプラント建設					JPハイテック				1	
IFEプラントエンジ			1	1	大阪ガス				1	NTTインフラネット				1	
JXエンジニアリング			1		飛島電気	1				飛鳥建設		1			
NHKメディアテクノロジー				1	アルパック九州		1			奥村組		1			
TANAKAホールディングス	1				鹿児島県警		1			佐賀県建設技術支援機構		1			
旭化成				1	花王				1	新日本空調				1	
アイシン・コムクルーズ					京セラ				1	セントラルコンサルタント	1				
アロン電機	1				サントリーブロダクト				1	大気社				1	
川崎重工業				1	全農サイロ				1	通信技術コンサルタント		1			
グローブライド		1			デンソー				1	西日本高速道路			1	1	
セイコーエプソン	1				トヨタ車体研究所					日特建設	1				
ソニーセミコンダクタ九州			1		ニコン				1	日本上下水道設計	1				
ソラシドエア				1	日本電子		1			パシフィックコンサルタント				1	
千代田工商	1				西日本高速道路エンジニアリング九州				1	福岡都市技術	1				
ディスク			1	1	ハナソニック株式会社AVCネットワーク社	1									
デンソーテクノ				1	ハイバーソフト										
東京R&D	1	1			日立ハイテクノロジーズ			1							
東レエンジニアリング	1				日立製作所	1									
日本精工			1		富士通		1	1							
日産オートモーティブテクノロジー				1	富士通エフサス	1									
ノリタケカンパニーリミテド	1				富士通ミッショングリティカルシステムズ			1							
ハマ製作所			1		三菱電機ビルテクノサービス				1						
パーソルR&D(株)				1	明興テクノス		1								
ファナック				1	メタウォーター			1							
日立産業制御ソリューションズ				1	メルコ・パワー・システムズ			1							
富士通		1			安川シーメンス オートメーション・ドライブ	1									
富士電機	1	1			ローム		1								
牧野フライス製作所		1													
三菱電機エンジニアリング				1											
村田機械				1											
安川エンジニアリング				1											
安田工業	1														

【進学先一覧】

機械・電子システム工学専攻					電気情報システム工学専攻					土木工学専攻					
学校名	H26	H27	H28	H29	学校名	H26	H27	H28	H29	学校名	H26	H27	H28	H29	H30
東京大学大学院		1			東京工業大学大学院		1	3		長岡技術科学大学大学院		2	1		1
早稲田大学大学院			2		大阪大学大学院	1				九州大学大学院			1		
北陸先端科学技術大学院大学				1	九州大学大学院			2	1	熊本大学大学院		1			
長岡技術科学大学大学院			1		筑波大学大学院		2								
奈良先端科学技術大学院大学	1			1	九州工業大学大学院		2		1						
九州大学大学院	1	2	2	1	奈良先端科学技術大学院大学		1								
九州工業大学大学院		1	1		長岡技術科学大学大学院			1							
熊本大学大学院	1				電気通信大学大学院			1							
電気通信大学大学院				1	航空大学校						1				
電気通信大学大学院			1		鹿児島大学大学院		1								

学 生 生 活

I 施設の利用案内

1. 図書館

1-1 開館時間

月曜日～金曜日 8時30分～20時

春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間

月曜日～金曜日 8時30分～17時

1-2 休館日

土曜日、日曜日

国民の祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）

臨時開館及び臨時休館にする場合は予め掲示してお知らせします。

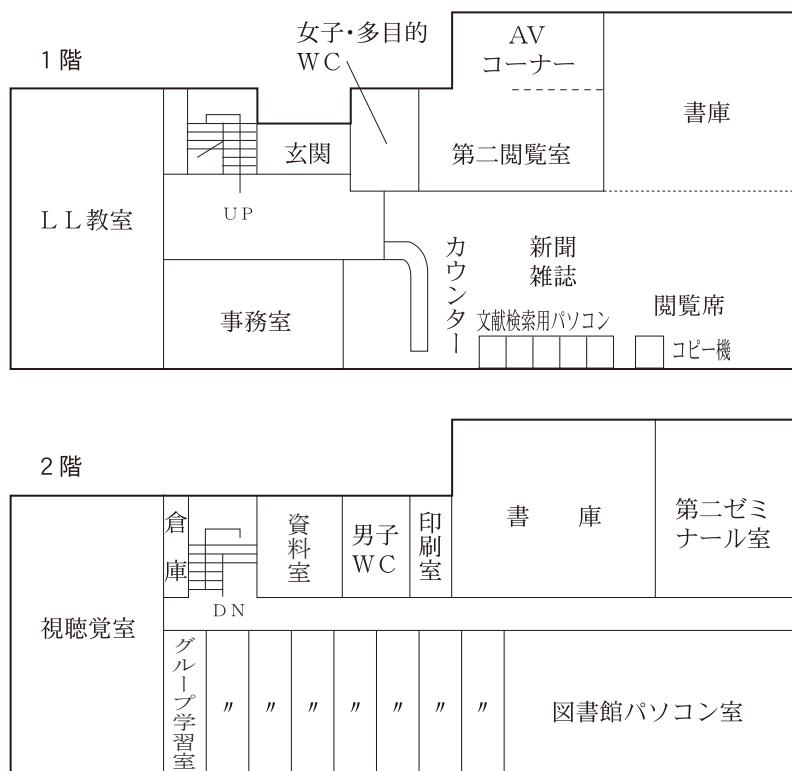


図1 館内略図

1－3 閲 覧

書庫には専門図書、教養図書が分類順に配置しております。

1階書庫には洋書コーナーが設置しております。

第2閲覧室にはAVコーナーがあり、自由にビデオやDVDなどを視聴することができます。

また、シラバスに掲載された参考書、洋書、地図帳、年鑑、白書なども配置しております。

雑誌コーナーには「電気学会誌」、「日本機械学会誌」、「Newton」、「ロボコンマガジン」などの雑誌が多数備え付けてあります。

新聞コーナーには「朝日新聞」、「読売新聞」、「日刊工業新聞」、「毎日新聞」、「南日本新聞」、「日本経済新聞」などがあります。

これらの資料は館内で自由に利用できます。利用を終えたら元の位置に戻してください。

2階書庫には学術雑誌のバック・ナンバーなどがあります。利用を希望するときは係員にお申込みください。

1－4 本を探す

図書館と教員室には、合わせて約99,400冊の図書があります。これらの図書は、図書館ホームページの蔵書検索メニューで探すことができます。書名、著者名、出版社名、キーワード等を入力して検索してください。配架場所と現在利用できるかがわかります。

1－5 貸 出

図書を借りたい時は、次のような手続きをとります。

- (1) 図書を持ってカウンターへ行く。
 - (2) 「学生証」と図書を係員に渡し、貸出とブザー防止の処理をしてもらう。
- …手続き終了

1－6 貸出期間及び冊数

図 書 …… 2週間以内 5冊まで

雑 誌 …… 1週間以内 2冊まで（新着雑誌の貸出は不可）

ただし、夏休みなどの長期休業の場合や卒業研究用に借り受ける場合については、特別の取扱いをします。

1－7 貸出できない図書

次の図書は、貸出できません。

- (1) 貴重図書（「禁帶出」のラベルが貼ってある）
- (2) その他、特に指定した図書

1－8 返 却

カウンターの返却箱に入れてください。図書館が閉館している時は、図書館玄関横の青色のブックポストに返却してください。

1－9 返却期限の超過

読み終った本や雑誌は、次の読者が待っていますので速やかに返却してください。返却期

限を守らないと、罰則により、貸出禁止期間中は本の貸出ができません。

本は、期限内に必ず返却してください。

延長を希望する時は、一旦本を返却し、再度貸出の手続きをしてください。

1－10 希望図書

図書館に備え付けを希望する図書がある時は「希望図書購入申込書」に書いて提出してください。図書館ホームページからオンライン申込もできます（事前登録必要）。

1－11 予 約

所蔵の図書が貸出中の場合、予約することができます。備え付けの「図書予約申込書」に書いて提出してください。図書館ホームページ蔵書検索メニューからも予約することができます。（事前登録必要）

1－12 参考調査

次のようなときは、係員に相談してください。

- (1) 求める本が見つからないとき。
- (2) 検索方法が分からぬとき。
- (3) 卒業研究用の文献調査のとき。
- (4) その他、図書館利用について分からぬことがあるとき。

1－13 注意事項

次の事項については特に注意してください。守らないときは、図書館から退出してもらうことや、その後の利用ができなくなることがあります。

- (1) 大声を出して騒いだり、飲食する、ソファーに寝転がるなど周囲に迷惑を及ぼす行為をしないこと（飲食物持込禁止）。
- (2) 図書や雑誌は丁寧に取扱い、ページを折ったり破ったり、書き込みをしたりしないこと。
- (3) トラブルの原因となるので「学生証」を他人に使用させないこと。
- (4) 返却期限を守ること。返却が1日遅れる毎に、2日間貸出禁止期間が延長されます。
- (5) 借りた図書を失くしたり、破いたり、汚したりしたときは速やかに届け出て、原則として同じ図書を弁償すること。
- (6) 携帯電話などは、必ず電源を切るかマナーモードにして入館すること。
- (7) その他、鹿児島工業高等専門学校図書館利用規則を守り、係員の指示に従うこと。

2. 情報教育システムセンター

2-1 まえがき

情報教育システムセンターは、学内 LAN およびパソコン等の機器の管理と運営を行っています。

2-2 利用資格

情報教育システムセンターの施設を利用できるのは、「ユーザー ID」の使用を認められている在学生に限ります。新入生と編入学生には、当センターの設備を利用するための「ユーザー ID」と「パスワード」が与えられます。これらは「ユーザ認証」に必要ですので、絶対に忘れないように、また他人に知られないように注意しましょう。

2-3 施設紹介

情報教育システムセンターの全施設のうち、学生は、当センター内の「CAD室」と「試作室」、図書館 2 階の「図書館パソコン室」、情報工学科棟 3 階の「情報棟パソコン室」、および学生共通棟 C 2 階の「インフォメーションラーニングルーム」を利用できます。

◇ CAD 室（当センター内）

パソコン（Windows10）54 台（教員用 1 台を含む。）

◇ 試作室（当センター内）

B0 プロッタと印刷用のパソコンが備えられています。指導教員の立ち会いの下で利用してください。学生のみでの使用は禁止しています。

◇ 図書館パソコン室（図書館 2 階）

パソコン（Windows10）49 台（教員用 1 台を含む。）

◇ 情報棟パソコン室（情報工学科棟 3 階）

パソコン（Windows10）50 台（教員用 1 台を含む。）

◇ インフォメーションラーニングルーム（学生共通棟 C 2 階）

パソコン（Windows10）55 台（教員用 1 台を含む。）

2-4 利用時間

情報教育システムセンターの施設の利用時間は、下表のとおりです。各パソコン室は情報処理関係の授業のために予約されていますが、それ以外の空き利用時間であれば、いつでも利用できます。空き利用時間はパソコン室の入口に掲示してある利用計画表で確認してください。なお、CAD 室と図書館パソコン室は、管理の関係上、授業以外での利用はできません。また、土曜日及び日曜日、祝日、本校で入試が実施される日等は終日閉室です。

利　用　時　間		
部　屋	平常授業日	平常授業日以外の平日
CAD 室	授業時以外は閉室	閉室
試作室	8：30～17：00	閉室
図書館パソコン室	授業時以外は閉室	閉室
情報棟パソコン室	8：30～19：00	8：30～19：00
インフォメーションラーニングルーム	8：30～18：00	閉室

2-5 提供されるサービス

当センターは、以下のサービスを提供しています。2, 5については学内 LAN を通じての利用もできます。

1. パソコンの利用
2. WWW の閲覧
3. ネットワークディスクの利用
4. ネットワークプリンタの利用
5. UNIX サーバの利用
6. 無線 LAN 接続 (Wi-Fi) の利用

※これらのサービスと機器の利用法について、以下に説明します。

◇パソコンの利用

パソコンを単独で利用したり、学内 LAN を利用する情報端末として利用できます。

◇WWW の閲覧

学内 LAN に接続されているパソコンからインターネットを通じて、WWW (World Wide Web) を閲覧できます。本校では、プロキシサーバを介してインターネットに接続されており、パソコン室からは昼休みと放課後に閲覧できます。

◇ネットワークディスクの利用

ネットワーク上に大容量のディスクが設置されており、ユーザ認証の後に、パソコン室からアクセスできます。Windows では「X ドライブ」として、UNIX サーバでは「ホームディレクトリ」としてマウントされます。どちらからも使用したいデータは、そのことを意識して管理するとよいでしょう。なお、一人あたり最大約 0.5GB までデータを保存できます。

◇ネットワークプリンタの利用

パソコン室にカラーインクジェットプリンタやモノクロレーザープリンタが設置されており、ユーザ認証の後に使用できます。なお、一人あたりの印刷枚数には制限があります。

◇UNIX サーバの利用

学内 LAN を通じて 2 台の UNIX サーバにログインし、プログラミング言語やネットワークの学習に利用できます。SSH クライアントソフトを使って、unixs1.g-alc.kagoshima-ct.ac.jp あるいは unixs2.g-alc.kagoshima-ct.ac.jp にアクセスします。

◇無線 LAN 接続 (Wi-Fi) の利用

準備中のため、後日お知らせします。

2-6 利用心得

パソコン室を利用するときは、次のことを厳守してください。

○あたりまえのことですが…

・空いているパソコンがあるからといって、授業中に勝手に入って使ってはいけません。

○埃の進入を防ぐために…

- ・入室前にスリッパに履き替えましょう。
- ・窓を開けずに、エアコンを利用しましょう。

○パソコンのトラブルを防ぐために…

- ・飲食物を持ち込まないでください。
- ・パソコンは正しく操作しましょう。特に、電源を切るときは正しい手順を実施してください。
- ・トラブルが起きたときは、教職員に届け出て対処してもらいましょう。勝手に電源を切ってはいけません。

- ・コンピュータウィルスの侵入を防ぐために、インターネットから不要な情報をダウンロードしないでください。

○マナー（学生全員のために…、資源の節約のために…）

- ・パソコンは公共物です。勝手に設定を変更したり、アプリケーションソフトをインストールしないでください。破壊行為等はもってのほかです。
- ・必要なものだけ印刷し、印刷した用紙はミスプリントでも持ち帰りましょう。
- ・最後に退出する学生は、照明とエアコンの電源を切りましょう。

2-7 最後に

情報機器を使いこなせることは、技術者にとって必須の条件です。当センターは、学生の皆さんを利用しやすい環境づくりに努力しています。皆さんも、利用マナーやネットワーク利用上のエチケット（ネチケット）をしっかりと守りましょう。もし、マナーが悪かったり、学校の名誉を傷つけるような行為が行われた場合には、その学生のユーザIDを使用禁止にするとともに、全パソコン室を利用禁止にせざるを得ません。当センターの機器は「正しく」「大いに」利用してください。

※学生へのお知らせは、「情報教育システムセンターのホームページ」や「鹿児島高専ムーブル」に掲載します。

※トラブルが発生したり、利用方法が分からない場合は、教職員に遠慮なく尋ねてください。

※パソコン室のパソコンや教育用電子計算機システムに対する要望等がありましたら、センター長やシステム管理者に申し出て下さい。

※2-5の6に記載した無線LAN接続（Wi-Fi）の利用以外の方法で私物のパソコン等を勝手に学内LANに接続することは禁止されています。勉学や研究のために必要な場合は、指導の教職員を通じて「ネットワーク接続申請」をセンターに提出して下さい。

II 証明書等の手続きについて

1 諸手続き一覧

(1) 交付を受けるもの

種類	時期	係	備考
学生証	1・4年	教務係	
在学証明書	必要時	〃	自動発行機にて発行する。
成績証明書	〃	〃	必要日の3日前（土・日、祝日除く。）までに申し込むこと。
学割証	〃	学生係	自動発行機にて発行する。
通学証明書	〃	〃	窓口にて発行する。
在寮証明書	〃	寮務係	必要日の前日（土・日、祝日除く。）までに申し込むこと。

※注 申し込み用紙は各担当係窓口にあります。

(2) 届出をするもの

種類	時期	届出先	備考
誓約書	入学時	教務係	
保証人 (連帯保証人) 変更届	変更時	〃	学級担任または専攻長を経由すること。
身上異動届	〃	〃	
住居変更届	〃	〃	学級担任または専攻長を経由すること。
欠課届	その都度	担任	科目担当教員より印鑑をもらい提出
公欠・忌引届	〃	教務係	学級担任または専攻長を経由すること。
奨学生進学届	入学時	学生係	
奨学生異動届	その都度	〃	

(3) 願出をするもの

種類	時期	願出先	備考
学生証再交付願	その都度	教務係	
休学願	〃	〃	学級担任または専攻長を経由すること
復学願	〃	〃	〃
退学願	〃	〃	〃
受験許可願(進学・就職)	〃	〃	〃
受講届	指定期日	〃	
受講辞退届	〃	〃	科目担当教員を経由すること
再履修免除願	〃	〃	〃
特別学修単位認定申請書	〃	〃	証明されるものを添付
追試験願	〃	〃	担任、担当教員を経由すること
学生団体結成願	その都度	学生係	指導教員、学生主事を経由すること
校外団体参加願	〃	〃	〃
集会・行事・施設設備許可願(学内用)	〃	〃	指導教員、学生主事を経由、1週間前に提出
集会・行事・許可願(学外用)	〃	〃	〃
印刷物配布、販売許可願	〃	〃	学生主事を経由すること
掲示許可願	〃	〃	〃
入学料免除願	指定期日	学生係	
入学料徴収猶予願	〃	〃	
授業料免除願	〃	〃	担任を経由すること
授業料徴収猶予願	〃	〃	〃
アルバイト許可願	その都度	〃	担任、学生主事を経由、アルバイト開始1週間前に提出
図書館附属施設使用許可願	〃	教務係	
入寮願	指定期日	寮務係	担任、寮務主事を経由すること
退寮願	その都度	〃	〃
特別外出許可願	〃	〃	寮務主事を経由すること
外泊願及び確認書	〃	〃	〃

(4) 入学料及び授業料について

(1) 入学料免除・徴収猶予申込者の入学料納入について

納入方法： 指定口座へ振込をお願いします。振込名義は必ず**学生の氏名**で振り込んでください。

免除不許可者の納入期限 : 免除の不許可を告知した日から起算して14日以内

半額免除許可者の納入期限 : 半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内

徴収猶予者の納入期限 : 指定期日

種類	金額(円)	対象者	備考
入学料	84,600	本科 新入生 本科 編入生 の申請者 専攻科 新入生	

(2) 前学期の納入について

前学期分納入時期： 4月26日(金) 口座振替

※前日の4月25日(木)までに、届け出た引落口座へ準備をお願いします。

①授業料・寄宿料

種類	金額(円)	対象者	備考
前学期授業料	117,300	全員	1~3年生は、就学支援金の支給金額が決定後、納入していただくことになります。
寄宿料(4~9月分)	4,200円(相室) (月額700円×6ヶ月)	入寮者	前納して、途中で退寮する学生には返還する場合があります。 詳細については、学生寮事務室へお問い合わせください。
	4,800円(個室) (月額800円×6ヶ月)		

②学生会費・寮費

種類	金額(円)	対象者	備考
学生会費	7,000	本科生	
寮費	42,100	入寮生	

③その他の経費

種類	金額(円)	対象者	備考
後援会費	24,000	会員	
後援会入会金	25,000	本科 新入生・編入生	
	10,000	専攻科 新入生	
同窓会入会金	13,000	本科 新入生・編入生 専攻科 新入生(本科卒を除く)	

(3) 後学期の納入について

後学期分納入時期： 10月28日(月) 口座振替

※前日の10月25日(金)までに届け出た引落口座へ準備をお願いします。

※該当する金額と手数料(66円)を届け出た引落口座へ準備してください。1円でも不足すると口座振替できません。

①授業料・寄宿料

種類	金額(円)	対象者	備考
後学期授業料	117,300	全員	1~3年生は、就学支援金の支給金額が決定後、納入していただくことになります。
寄宿料(10~2月分)	3,500円(相室) (月額700円×5ヶ月)	入寮者	前納して、途中で退寮する学生には返還する場合があります。 詳細については、学生寮事務室へお問い合わせください。
	4,000円(個室) (月額800円×5ヶ月)		

②寮費

種類	金額(円)	対象者	備考
寮費	42,100	入寮生	

(4) 授業料の免除・徴収猶予の申請者について

授業料免除・徴収猶予申請中の授業料は口座振替しませんが、寄宿料・諸納金は口座振替します。

(5) 口座振替ができなかった場合 及び 半額免除・免除不許可・徴収猶予の決定後の口座振替について

口座振替ができなかった場合等の口座振替日

前学期： 5月27日(月)、6月26日(水)、7月26日(金)、8月26日(月)、9月26日(木)

後学期： 11月26日(火)、12月26日(木)、1月27日(月)、2月26日(水)

口座振替ができなかった場合の授業料、寄宿料、その他の学納金の納入：次の口座振替日の前日までに届け出た引落口座へ準備をお願いします。

半額免除者の授業料納入：決定通知到達後、次の口座振替日の前日までに届け出た引落口座へ授業料と手数料の準備をお願いします。

不許可者の授業料納入：決定通知到達後、次の口座振替日の前日までに届け出た引落口座へ授業料と手数料の準備をお願いします。

徴収猶予者の授業料納入：猶定期限日の前までに口座振替ができるよう、届け出た引落口座へ授業料と手数料の準備をお願いします。

(6) 手数料について

手数料は口座振替1回ごとに66円かかります。ただし、口座振替ができなかった場合はかかりません。

なお、後期分の納入時の手数料については、消費税増税に伴い変更になる可能性があります。後期分納入時の手数料が確定次第、ご連絡いたします。

2 学生証使用上の注意

学生は、第1学年と第4学年の初め、教務係より学生証の交付を受けるが、その使用に当たっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 本校学生たる身分は、本証をもって証明される。
- (2) 本証は、登校、外出の際に必ず携帯しなければならない。
- (3) 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできない。
- (4) 本証は、本校における諸施設利用の証に充てられる。
- (5) 本証は、請求があった時は提示しなければならない。
- (6) 有効期間を経過した時は、直ちに返納して新たに交付を受けなければならない。
- (7) 本証は、落としたり、盗まれたりすると思いがけない迷惑をこうむることがあるから大切にすること。

万一紛失した時は、直ちに教務係に届出て再交付を受けなければならない。

- (8) 卒業、退学等により学籍を離れた時は、直ちに返納しなければならない。

3 旅客運賃等の割引申請の仕方

1 学生旅客運賃割引証

学生が校外実習、課外活動、帰省等のため鉄道を利用し片道100kmを超えて旅行しようとするときは、学校から学生旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受けて利用することができる。その詳細は次のとおりである。

(ア) 学割証は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施される制度である。

(イ) 学割証の交付を受けられる旅行は、原則として、次の目的をもって旅行する必要があると認められた場合に限る。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 体験実習等の正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動または体育、文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

(ウ) 学割証使用の際は必要事項を正確に記入し、本人が記入した事項の訂正是消しゴム等を用いないで、二線を引き本人の認印を押すこと。

(エ) 学割証は次の場合は無効として回収される。

- ① 記入事項が不鮮明又は無記入のとき
- ② 発行者の捺印及び記入者の訂正印もれのとき
- ③ 記名以外の者が使用したとき
- ④ 発行の日から3ヶ月経過したとき

(オ) 学割により乗車する際は学生証を携帯し、係員の要求があったときは提示しなければならない。

(カ) 不正使用

学割証を不正に使用した場合、乗車券が無効になるとともに普通運賃の2倍の追徴金をとられ、かつ、本校学生全体の信用にもかかわり、他の学生に対して非常に迷惑をかける

ので、このようなことのないように使用には十分気をつけること。

2 通学証明書について

通学定期券は住所の最寄りの駅までの区間について発売されるため、学生係で通学証明書の交付を受け、駅で購入すること。

III 奨学金について

本校の学生で学業、人物とも優秀、かつ、健康で、学資の支弁が困難と認められる学生に対しては、選考のうえ奨学金が貸与される。

奨学金の種類は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。（旧日本育英会））が主なものであるが、その他にも地方公共団体、民間団体の奨学金があり、受付期間やその他の要領については掲示により連絡するので時期を失わないように注意すること。

1 奨学金の種類

(ア) 機構

予約採用 中学校3年在学中に機構の行う選考試験により、採用候補者として採用され、本校へ進学した学生

在学採用 本校へ入学後、出願して採用された学生

(イ) 地方公共団体

(ウ) 民間団体

2 貸与期間

貸与期間は、高等専門学校での採用時から正規の最短修業年限の終期までであるが、学業成績の低下その他で、貸与期間の短縮または貸与の停止を受けることがある。

3 奨学生の募集

奨学生の募集は、すべて掲示により連絡する。募集時期は、機構の場合4月となっている。

掲示を見なかったことによって募集期限を経過した場合は、申請できない場合があるので1日1回は必ず掲示を見ること。

申請された書類は委員会で審査され、適格者は機構へ推薦される。その他の奨学生募集は、その都度掲示により連絡する。

4 奨学生に採用されたら

機構奨学生として採用されたら、機構奨学生証及び奨学生のしおりが交付される。これには注意事項や届出義務を有する手続き等が詳しく記されている。また、機構ホームページにも諸手続や各種様式等が掲載されている。それらをよく確認し、所定の手続を行うこと。

5 奨学金の交付

奨学金の交付は通常毎月（ただし4月分は5月・5年生の3月分は2月）11日頃、各奨学生本人名義の普通預金口座に機構から直接振り込まれるので、必要なときに銀行から各人で引き出すことができる。

また、キャッシュカードを発行しているところはこれで払い出すこともできる。印鑑、キャッシュカードを紛失したり、破損した場合は、直ちに改印届を銀行に提出しなければならないので、登録した印鑑はいろいろなものに使用せず大切に保管しておくこと。

6 奨学金継続願について

機構奨学生は、毎年度冬期に奨学金継続願を提出し、適格認定を受けなければならない。
(但し、本科5年生及び専攻科2年生は除く)

7 学業成績報告

学校では、奨学生学業成績報告を毎年機構に提出することになっている。その結果により成績不良者に対し、1ヶ年停止・廃止等の処置がなされるので、そのようなことのないよう勉学すること。

8 奨学金の返還

奨学金は貸与されるものであるから返還の義務がある。

従って、次のいずれかに該当するときは、貸与終了の翌月から数えて6ヶ月経過後に始まり「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」により奨学金を返還しなければならない。

- ① 卒業または奨学金の貸与期間が満了したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 奨学金の交付を廃止されたとき。
- ④ 奨学金を辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。

(ア) 卒業後上級学校へ進学したとき、災害または重い疾病により返還が困難になった場合は、奨学金の返還を猶予されることがある。

(イ) 奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は廃疾となり、その奨学金の返還が不能となつたときは、願い出により、奨学金の一部又は全部の返還を免除されることがある。

IV 高等学校等就学支援金制度について

1 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校（第1学年～第3学年）の学生で「市町村民税+都道府県民税所得割額」が50万7000円未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。なお、保護者（学生の親権者）の所得に応じて就学支援金の加算または、未支給となることがあります。

2 国立高等専門学校における就学支援金支給額

※授業料は、年間 234,600 円（月額換算 19,550 円(a)）です。 (a)-(b)

判定基準(保護者合算)	就学支援金支給額(b)	授業料 本人負担額
”道府県民税所得割額”+”市町村民税所得割額”	月額	月額
507,000 円以上	0 円	19,550 円
257,500 円以上 ~ 507,000 円未満	9,900 円	9,650 円
85,500 円以上 ~ 257,500 円未満	14,850 円	4,700 円
0 円(非課税) ~ 85,500 円未満	19,550 円	0 円

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。

学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り授業料に充てるものです。

授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（上図参照）

※保護者全員（父母両方（収入が無くても必要））の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額で判定します。（100円未満切り捨て）

3 受給資格認定の申請、収入状況の届出

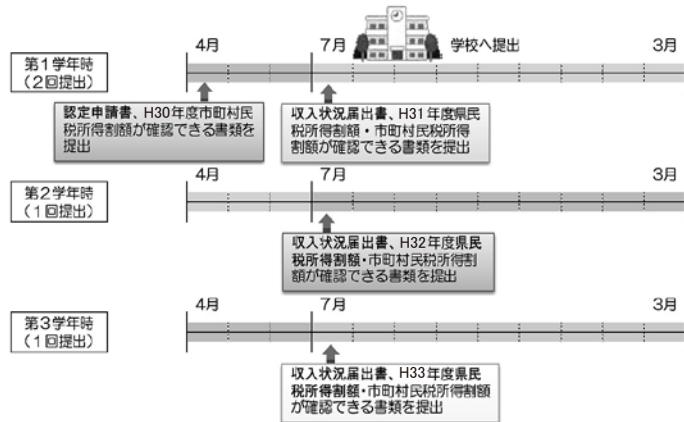
第1学年時は、平成31年4～6月の支給を平成30年度、平成31年7月～平成32年6月の支給を平成31年度の市町村民税、都道府県民税所得割額で判定します。そのため4月には認定申請書と課税証明書等を、7月には収入状況届出書と課税証明書等を提出する必要があります。（第1学年は2回提出が必要です。）

また、就学支援金を受給している学生は毎年度提出期限までに収入状況届出書等を提出しなければなりません。（図参照）正当な理由がなく提出しない場合は、就学支援金が一時差し止めとなり、収入状況届出書等を提出するまでの間の月は就学支援金を受給することができません。

3 受給資格認定の申請、収入状況の届出

(1) 就学支援金の支給期間は、原則として36月です。第1学年から第3学年であっても留年等で36月を超える場合は、支給対象外となります。（休学期間は、就学支援金は停止

就学支援金に関する届出書類及び添付書類（課税証明書等）の提出時期



し、復学時に支給期間を超えない範囲で就学支援金の支給が再開します。)

(2) 授業料は前学期・後学期の年2回に分けて支払います。また、就学支援金は、受給資格認定申請のあった月から始まり、受給事由の消滅（受給限度期間の終了、退学、転学等）した月に終了します。したがって、期の途中で退学した場合は、退学した月の翌月から就学支援金は支給されなくなり、退学した月の翌月以降の授業料を負担しなければなりません。

(3) 過去に就学支援金を受給したことがある場合（高等学校等学び直し支援金）や加算支給に関する届出書提出後に婚姻またはその解消等により、保護者に変更があった場合は、改めて届出書等の提出が必要となるので、学生係へ申し出て下さい。

*「高等学校等学び直し支援金」

平成26年4月1日以降に入学した1～3年生で高等学校等就学支援金新制度対象者であった者のうち、高等学校等を退学又は転学した経歴があり、高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者について、就学支援金に相当する額を支給するもの。

(4) その他

保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに算出される就学支援金に相当する額を支給する「高等学校等家計急変支援金」という制度があります。該当する場合は、学生係へ申し出て下さい。

*保護者の離婚、死別により収入が減少する場合は、本制度の対象となりません。

高等学校等就学支援金制度又は学び直し支援金制度にて、保護者の変更の手続きを行ってください。

*定年による離職は、家計急変の対象となります。

V 学生の安全心得

1. 教職員は、学生に危険のある有害要因を確認し、安全確保の徹底を図ること。
2. 教職員は、授業等で学生の安全に必要な免許の取得及び必要な研修を受講し、学生が実験・実習及び課題研究（以下「実験実習等」という。）を行う場合、必ず学生に対して適切な指導を行い、常に監督を行うこと。
3. 教職員は、本来学生の自主性を尊重すべき課外活動についても事故の発生する危険性について周知し、常に安全な活動を行うように指導すること。

（学生の責務）

1. 学生は、危険有害要因に繋がる実験実習等を行う場合、施設等の管理者及び担当教員並びに技術職員（以下「指導責任者等」という。）の指示や注意を守ること。
2. 学生は、課外活動を行う場合、常に安全が確保できるよう点検し、安全管理の徹底を図ること。
3. 寄宿生は、寮規則を遵守し、寮内の災害等が発生した場合、お互いに協力し安全を確保すること。
4. 通学生は、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践して交通事故等を防止すること。

（事故による対応等）

1. 指導責任者等は、学生による事故や負傷等が発生した場合は、速やかに適切な処置を行うこと。
2. 事故が発生した場合、学生を安全な場所に移動させ、速やかに学生課へ連絡すること。
3. 指導責任者等は、負傷した学生の処置をした後、必ず「事故発生報告書」を学生課へ提出すること。ただし、緊急の場合は、口頭で状況等を学生課へ隨時報告すること。

VI 平成31年度高専体育大会について

1 九州沖縄地区国立高等専門学校体育大会

沖縄高専を除く8高専9キャンパスをA, B, Cの3ブロックに分け、毎年各ブロックが持ち回りで担当する。

なお、平成30年度は以下の3高専において実施される。

- ・主管校 鹿児島
- ・第2担当校 熊本（八代キャンパス）
- ・第3担当校 都城

夏季実施種目は陸上競技、ソフトテニス、バドミントン、水泳、ハンドボール、硬式野球、バスケットボール、卓球、剣道、サッカー、柔道、バレーボール、テニスの13種目である。また、冬季実施種目はラグビーフットボールの1種目である。

開催ブロック

ブロック	担当校
A	北九州・久留米・佐世保
B	有明・熊本（熊本キャンパス）・大分
C	鹿児島・都城・熊本（八代キャンパス）

競技種目の分担区分

競技種目	第1担当校 (主管校)	第2担当校	第3担当校
陸上競技	○		
ソフトテニス	○		
バドミントン（男・女）	○		
水泳	○		
ハンドボール	○		
ラグビーフットボール（冬季）	○		
硬式野球		○	
バスケットボール（男・女）		○	
卓球		○	
剣道		○	
サッカー			○
柔道			○
バレーボール（男・女）			○
テニス			○

2 全国高等専門学校体育大会

九州沖縄地区から選ばれたチーム又は個人選手が全国大会に出場する。この全国大会は、全国を8ブロックに分け、各地区持ち回りで開催されている。

なお、平成31年度は中国地区の高専の担当で、実施種目は陸上競技、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、硬式野球、サッカー、ハンドボール、テニス、バドミントン、水泳、ラグビーフットボールの14種目である。

上記以外で本校が参加している種目

- ① 九州沖縄地区高等専門学校弓道大会
- ② 全国高等専門学校弓道大会

VII 健康・悩み等の相談

1 保健室

学校では、健康診断・心身の健康相談・救急処置等を行うため、保健室を設けて救急薬品を常備し、校医（非常勤）の指示のもとに看護師が校内で発生した疾病や傷害に対する応急処置並びに保健指導を行っています。

（1）定期健康診断

学校保健安全法等の規定に従い、定期健康診断を毎年4～5月に実施しています。日時・場所については、事前に各クラスに通知します。

各学生の健康管理と、就職・進学用の健康診断証明書及びクラブ行事等の参加用の書類の作成は、主として定期健康診断の結果に基づいていますので必ず受診してください。

なお、定期健康診断期間中に受診しなかった場合は、後日各自医療機関で受診し、その結果を保健室に提出してもらいます。

定期健康診断実施項目（○印は、受診項目です。）

学年 項目	1	2	3	4	5	専攻科生
身体計測	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○
内科	○	○	○	○	○	○
胸部間接撮影	○		新留学生 のみ	編入生 のみ		
尿検査	○	○	○	○	○	○
歯科検査	○	○	○			
聴力検査	○		○		○	
心電図検査	○		新留学生	編入生		

（2）健康相談

校医の先生による健康相談を月に1回、厚生会館2階の学生何でも相談室で実施しています。なお、病気の際、医療機関で治療を受けるためには健康保険証が必要ですから、自宅通学生以外は各自で健康保険証の管理を行ってください。

（3）災害共済給付に関する業務

学校の管理下での災害の場合、申請により「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」の災害共済給付が受けられます。共済掛金は、後援会で支払います。

災害に遭った場合、保健室で書類を貰い申請してください。詳しい内容は「独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害給付制度について」を見てください。

2 学生何でも相談室

「学生何でも相談室」は、皆さんが学生生活を送っていく上で生じる、いろいろな疑問や悩み、不安、その他、様々な問題について相談を受け、それらについて共に考え、解決の糸口を探る手助けをするところです。皆さんが充実した学生生活が送れるようにサポートすることが目的です。

下記のような場合には気軽に相談室を訪ねてください。

- * もっと充実した高専生活を送るには
- * 将来のことや卒業後の進路について
- * 家族のこと
- * 勉強への意欲がわからない
- * 自分の生活について
- * 対人関係（友人、先輩、後輩、異性、先生など）の悩み
- * その他

※相談内容に関する秘密は堅く守ります。

（1）相談室の場所

厚生会館 2 階（階段上がって右）

（2）相談日時

「カウンセリング・相談日のお知らせ」を毎月教室に掲示します。電話でも確認できます。

（3）相談室のメンバー

学外の専門カウンセラー（臨床心理士）と学内の相談室担当教員。

（4）相談室の対象者

本校関係者（学生、学生の保護者、教職員など）の相談を受け付けます。

（5）相談室に相談したいとき

相談室長または保健室を直接訪ねるか、電話やメールで連絡して下さい。

連絡先

電話（平日 8：30～17：00）

相談室長：0995-42-9087

保健室：0995-42-9017

Eメール（終日）

相談室長：soudanshitsu@kagoshima-ct.ac.jp

保健室：hokenshitsu@kagoshima-ct.ac.jp

その他、クラス担任やクラブ指導顧問などを通じて連絡していただいても構いません。

VIII 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」について

「災害共済給付制度」は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校（高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）及び保育所等（以下「学校」という。）の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児（以下、「児童生徒等」という。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります

給付の対象となる「学校の管理下の範囲」と「災害の範囲」

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲

(平成30年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの		医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病		
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）		障害見舞金 3,770万円～82万円〔通学（園）中の災害の場合 1,885万円～41万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 2,800万円〔通学（園）中の場合 1,400万円〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800万円〔通学（園）中の場合 1,400万円〕
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400万円〔通学（園）中の場合も同額〕

IX 学生表彰について（申合せ）

平成12年12月20日校長裁定
平成13年12月21日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成26年3月19日一部改正
平成27年3月20日一部改正
平成30年2月19日一部改正
平成31年3月5日一部改正

学則第43条の規定に基づく学生の表彰については、平成31年4月1日以降、下記により行う。

1 表彰の種類

表彰の種類は、皆勤賞、功労賞、スポーツ賞、文化賞、学習奨励賞、善行賞及び特別賞とする。

2 表彰の基準及び時期

表彰の基準及び時期は次表のとおりとする。

表彰の種類	表 彰 の 基 準	表彰の時期	備 考
皆 勤 賞	(1)在学中に欠課が皆無の者	卒 業 時	
功 労 賞	(1)全国高専体育大会で優勝経験がある者 (2)九州沖縄地区高専体育大会で2回以上の優勝経験がある者 (3)学生会又は寮生会において顕著な功績があった者 (4)その他本校の名声を高めることに功績があった者	卒 業 時 修 了 時	ただし、左記の条件に該当しても、学則による懲戒処分のある者又は本科生で欠課の多い者(欠課時間が5年間で111時間を越える者)は除外される場合がある。 西日本地区大会は九州沖縄地区高専体育大会に準ずる。
ス ポ ーツ 賞	全国高専体育大会で優勝、準優勝若しくは九州沖縄地区高専体育大会での優勝又はこれに準ずるスポーツ大会で優秀な成績を収め、本校の名声を高めることに功績のあった者又は団体	適 時	西日本地区大会は九州沖縄地区高専体育大会に準ずる。
文 化 賞	(1)文化活動又は学会活動等において本校の名声を高めることに功績があった者又は団体	適 時	
	(2)本校内における文化的イベントにおいて優秀な成績を収めた者又は団体	適 時	
学習奨励賞		適 時	
善 行 賞	社会福祉、人命救助及び重大事故の未然防止等、社会的に顕著な善行があった者又は団体	適 時	
特 別 賞	上記以外で学生の模範として表彰に値する者又は団体	適 時	

3 推薦の方法

担任又は指導教員等の関係教員が、推薦理由を付して文書により学生主事に推薦する。

4 選考の方法

学生委員会の議を経て、校長が決定する。

5 表彰の方法

表彰状を授与する。ただし、表彰状と併せて記念品を授与することができる。

6 その他

功労賞は、スポーツ賞、文化賞、学習奨励賞、善行賞及び特別賞と重複して授与することができる。

X 鹿児島工業高等専門学校学生の懲戒等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第44条の規定に基づき、学生に対する懲戒及び学生心得に違反した学生に対する指導（以下「懲戒等」という。）の基準を定める。

(懲戒等の種類)

第2条 学生に対する懲戒は、退学、退学勧告、停学及び訓告とし、学生に対する指導は、主事説諭及び厳重注意とする。

- 2 前項の退学、退学勧告、停学及び訓告は、学生の保護者同席の上、校長がこれを行う。
- 3 第1項の主事説諭は、学生の保護者同席の上、主事がこれを行う。
- 4 第1項の厳重注意は、担任又は主事補がこれを行う。

(懲戒等の対象となる行為)

第3条 懲戒及び指導の対象となる行為（以下、「懲戒等の対象となる行為」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 試験時における不正行為
- (2) 噫煙及び飲酒並びに煙草及び酒類の所持（学生心得の2に定める事項に違反した行為）
- (3) 車輌使用違反（学生心得の3に定める事項に違反した行為）
- (4) 交通事故及び交通法規違反のうち、軽微な交通事故（自損事故など）又は道路交通法施行令別表第二に定める違反点数6点未満の違反
- (5) 交通事故及び交通法規違反のうち、重大な交通事故（人身事故など）又は道路交通法施行令別表第二に定める違反点数6点以上の違反若しくは暴走行為
- (6) 公共交通機関における不正乗車
- (7) 暴力行為
- (8) 窃盗または無断借用
- (9) 恐喝
- (10) 薬物等の不正使用又は法令により所持を禁止された薬物等の所持
- (11) その他本校の名譽・信用を失墜させる行為、あるいは社会通念に反する行為

2 前項各号に定める行為に対する懲戒等の基準は、別表のとおりとする。

3 第1項第1号の行為を行った学生については、当該行為を行った試験期間中に実施されたすべての試験科目的得点を零点とする。

(懲戒等の手続)

第4条 学生に対する懲戒等は、原則として前条の規定に従い、学生委員会又は寮務委員会における審議を行った後、校長が決定する。

- 2 前項の決定は、懲戒等の対象となる行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に勘案して行う。
- 3 校長は、停学又は退学の懲戒等を決定した場合には、理由書を添えて当該学生に通知しなければならない。
- 4 懲戒等を行うに当たっては、対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えるなければならない。

(懲戒等の加重)

第5条 学生が懲戒等の対象となる行為を繰り返した場合は、違反行為の内容にかかわらず、第2条第1項に定める懲戒等の範囲内において、より重い懲戒等を行うことができる。

2 学寮は、規律ある共同生活を通じて将来にわたる学生の人格形成に資する場としての教育寮であることに鑑み、学寮において懲戒等の対象となる行為がなされた場合は、当該行為を

行った学生に対して、第2条第1項に定める懲戒等の範囲内において、より重い懲戒等を行うことができる。

(停学)

第6条 停学とされた学生は、自宅謹慎をするか、又は、教育的配慮から当該学生の更正を促すための指導プログラムを受けなければならない。

2 前項の指導プログラムは、主事、当該学生の所属する学科の長及び担任教員等が作成し、実施する。

(通報に基づく懲戒等)

第7条 懲戒等の対象となる行為を行った学生以外の者からの通報により学生の当該行為が判明した場合は、当該行為の事実についての十分な調査を行い、客観的な証拠が得られたときに限り、当該学生に対する懲戒等を行う。

(自主的な申し出に基づく懲戒等)

第8条 学生の自主的な申し出により懲戒等の対象となる行為が判明した場合において、客観的な証拠により当該行為の事実を確認でき、かつ、当該学生の懲戒等の対象となる行為が初回であるときは、当該学生に対する懲戒等を軽減することができる。

2 学生の自主的な申し出に基づき懲戒等の対象となる行為が判明した場合において、十分な調査を行っても客観的な証拠が得られず、当該行為の事実を確認することができないときは、当該学生に対して主事説諭を行う。この場合の主事説諭は、説諭のみにとどめず、一定期間、反省を促すための適切な指導を行う。

3 前項に定める主事説諭の後、当該学生が再び懲戒等の対象となる行為を行ったときは、第2条第1項に定める懲戒等の範囲内において、より重い懲戒等を行うことができる。

(異議申し立て)

第9条 懲戒等を受けた学生は、その内容等につき異議申し立てを行うことができる。ただし、この異議申し立ては、原則として、当該懲戒等の日から1週間以内に行わなければならない。

附 則

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

2 指導及び懲戒処分基準は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別 表 (懲戒等の基準)

懲戒等 の対象 となる 行為 (第3 条第1 項)	懲 戒 等 の 基 準								備 考
	厳 重 注 意	主 訓 事 説 諭 告	停 学 1 週 間	停 学 2 週 間	停 学 1 ヶ 月	（無 期 以 上） 3 ヶ月 以 上） 学	退 学 勧 告	退 学	
第1号		○							○内の 数字は 違反回 数。
第2号		①	②		③以上				
第3号	①	②	③以上						
第4号	①	②	③以上						
第5号			○	○	○	○	○	○	
第6号			○	○	○	○	○	○	
第7号			○	○	○	○	○	○	
第8号				○	○	○	○	○	
第9号					○	○	○	○	
第10号						○	○	○	
第11号	その都度、学生委員会又は寮務委員会で審議する。								

学 生 会

I 学生会の仕組み

学生会について

学生会とは、鹿児島高専の全学生が会員となっており、その中から選ばれた役員で構成される組織により運営されています。主にクラスマッチ、リーダー研修等の学生参加行事の企画・運営、学生会各種委員会の運営、会費の出納管理等を行います。

総会について

総会は学生会の最高議決機関です。全学生が構成員として参加します。主に予算関係、部活動の昇格等の議決を取ります。

評議会について

各クラスの評議員、総務、執行委員、各局長、会計監査員により構成され、総会の審議事項等を審議します。

役員会について

学生会は、その活動を円滑に行うため「役員会」をおいています。役員会は、会長以下学生会役員が全員参加する会議です。

委員会について

委員会は、各学級の委員及び局長により構成されています。ただし、体育祭実行委員会、文化祭実行委員会はこの限りではありません。各種委員会により、総会や役員会で決定された事項について学校生活をよりよいものにするための活動を行っています。

学生会の組織

役 職	役 職 の 説 明
執行部 会長 副会長 書記 会計 涉外	学生会を代表し、会務を統轄する。 会長を補佐し、先頭に立って実務を行う。 各種の会議記録を整理保管する。 学生会の出納事務、予算・決算等を取り扱う。 他校等との交渉及び交流を任務とする。
学生会役員 文化局 体育局 風紀局 環境局 交通局 報道局 総務局	文化系部活動の活動報告書等を管理する。 体育的行事や体育系部活動の管理をする。 学生の風紀を守る。 学校の環境を守る。 学生の交通に関する指導を行う。 学生への新聞等の作成を行う。 学生からの意見抽出を行う。

各種委員会

専門委員会名	委員会の説明
文化専門委員会	文化活動の向上発展に努める。
図書専門委員会	学生からの図書館に対する要望をまとめる。
体育専門委員会	体育活動の向上発展に努める。
保健専門委員会	保健の増進及び疾病予防に努める。
風紀専門委員会	学生会の親睦及び礼儀に関するこを行なう。
環境専門委員会	校内の美化、清掃に努める。
交通専門委員会	車輌の整備点検・登録を行う。
選挙管理委員会	選挙の管理にあたる。
会計監査委員会	会計、経理の監査を行う。
体育祭実行委員会	体育祭の計画・運営を行う。
文化祭実行委員会	文化祭の計画・運営を行う。

II 学生会の経費

【収入】	前年度繰越金	前年度決算から繰り越した金額。
	学生会費	全学生の学生会費の総額。
【支出】	部活動予算	各部活動に割り当てる経費。
	体育祭予算	体育祭の運営に必要とされる経費。
	文化祭予算	文化祭の運営に必要とされる経費。
	運営費	執行部の運営に必要とされる経費。
	クラスマッチ	クラスマッチに必要とされる経費。
	交流会費	学生会交流会に必要とされる経費。
	報道局予算	報道局の活動に必要とされる経費。
	予備費	執行部の予備費。全支出の1割を計上しなければならない。

III 部 活 動

本校には平成31年4月現在、11の文化系部活動と18の体育系部活動があります。学生生活をよりよいものにする大変よい機会なので、自分にあった部活動で積極的に活動しましょう。

基本的に、学校側に提出する入部願のようなものはありませんが、各部活動の責任者は前・後学期の初めに部活動計画書、部員名簿を、前・後学期の終わりに実績報告書を、それぞれ学生会に提出し、各月活動報告書を学生会に提出しなければなりません。なお、実績報告書は、顧問が学生係に提出する「クラブ活動各種大会・コンテスト等成果報告書」をもって、これに代えることができます。

提出時期	提出する書類
前・後学期の初め	部活動計画書 部員名簿
前・後学期の終わり	実績報告書 (顧問が学生係に提出する「クラブ活動各種大会・コンテスト等成果報告書」をもって、これに代えることができる。)
毎月	活動報告書

〈文化系部活動〉

- ・写真部
- ・吹奏楽部
- ・英語部
- ・軽音楽部
- ・エコラン部
- ・メカトロニクス研究部
- ・電子・情報・システム研究部
- ・将棋・囲碁部
- ・環境創造物理研究部
- ・航空技術研究部
- ・建築研究部

〈体育系部活動〉

- ・硬式野球部
- ・バスケットボール部
- ・バレーボール部
- ・剣道部
- ・空手道部
- ・柔道部
- ・卓球部
- ・陸上競技部
- ・弓道部
- ・サッカーボル
- ・水泳部
- ・ソフトテニス部
- ・テニス部
- ・バドミントン部
- ・合気道部
- ・ハンドボール部
- ・極真空手部
- ・ラグビーフットボール部

IV 同好会活動

本校には平成31年4月現在、5の同好会があります。同好会は同じ趣味を持った仲間が集まる団体です。

新しく同好会を立ち上げるには、顧問になってもらえる先生の了解をもらい、「学生団体結成願」に必要事項を記入し、規約、会員名簿等を添えて学生係に提出してください。同じような内容のクラブ・同好会が存在する場合は、結成が許可されないことがあります。

〈同好会一覧〉※平成30年4月以降新入部員の募集を停止しています

- ・フットサル同好会
- ・天文気象同好会
- ・ストリートバスケット同好会
- ・数学同好会
- ・美術・イラスト漫画同好会

V 同好会の昇格・廃止基準について

・昇格基準について

同好会を結成後2年以上活動し、以下の条件を満たした場合、評議会、学生総会で承認された後、部への昇格が認められます。

①活動上十分必要な人数の会員がいること
②部と同様に活動計画書、活動報告書、実績報告書を定期的に提出していること

なお、申請する場合、以下の書類を学生会に提出して下さい。

- (1)代表者2名以上捺印された部認定要望書
- (2)会員名簿（顧問の先生の名前も記入すること。）
- (3)団体規約
- (4)実績報告書

・廃止基準について

評議会において、次の事項が該当すると認められた場合は、その同好会は活動停止を命ぜられる。

- (1) 同好会の目的に反し、義務を怠ったとき
- (2) 部員が著しく減少したとき
- (3) その他、正当と認められる理由のあったとき

活動を停止した同好会に対して、評議会は正当な理由があれば、その停止を解くことができる。

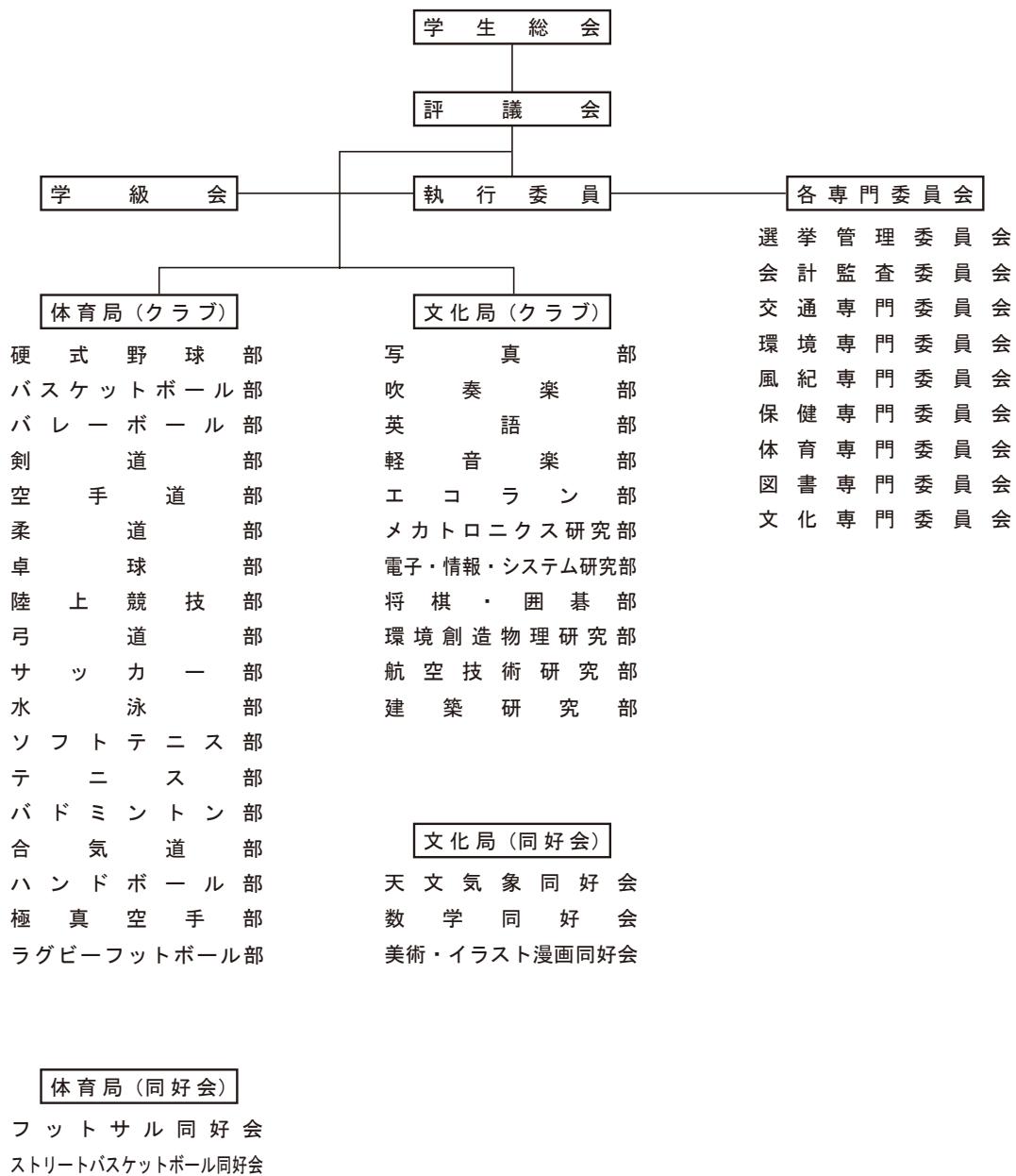
活動停止期間が1年を超す時は、評議会はその同好会の廃止を決定することができる。

VI さ い ご に

ここに説明してあるものは、あくまで概要なので、詳しくは学生便覧の鹿児島工業高等専門学校学生会規約及び鹿児島工業高等専門学校学生会規約準則を確認してください。

なお、この組織図は、平成31年4月現在の内容で作成しました。

学生会の組織図



学 察

I 学寮（志学寮）の概要

本校の学生寮は「志学寮」と呼ばれています。

寮生が生活する建物は女子寮を含めて7棟あり、それぞれ、1志、2志、4志、5志、6志、7志、女志と呼ばれています。その他に、食堂と共に施設棟（風呂場、学寮事務室（寮務係）、当直室等）があります。

志学寮には約560名（内女子約60名）の寮生がいて、数カ国からの留学生も寮生活をしています。

志学寮は、寮生にとって日々の生活の場であり、精神的にも肉体的にも安らぎが得られる憩いの場でなければなりません。一方、規律ある共同生活を通じて、将来にわたる学生の人格形成に資する場という意義をもっており、単なる厚生施設ではありません。寮生活では、これら二面性の調和が大切になります。

II 入 退 寮

1年生の入寮希望者は合格内定者集合日に『入寮願』を寮務係に提出します。

2年生以上の入寮希望者は、1月に担任の確認印を押印した『入寮願』を寮務係に提出します。希望者が定員を超えた場合、2月上旬に寮務委員会において生活状況を基に“志学寮生として相応しいかどうか”を審議して入寮者を選考します。ただし、希望者が定員より少ない場合でも、寮生活に適していないと思われる学生及び寮費・食費の未納者に対しては、入寮を許可しない場合があります。

また学期途中の入寮は原則として認めていませんが、空き部屋がある場合、臨時の入寮を認めることができます。

なお、入寮許可期間は当該年度限りです。継続して入寮を希望する場合でも、年度毎に上記の手続きを行う必要があります。

退寮は特別な事情がない限り、年度途中の退寮は認められません。特別な事情があり退寮を希望する寮生は、『退寮願』と『寄宿料返還金請求書並びに振込依頼書』を記入して担任の確認印を押印した後、寮務係に提出して下さい。ただし一旦退寮すると、原則として年度内の再入寮は認められません。

III 寮 費

①寮管理費	: 年額	62,200円	}	84,200円
②寮生会費	: 年額	2,000円		
③舎監及び寮母等経費	: 年額	10,000円		
④空調経費	: 年額	10,000円		
⑤食 費	: 月額	約30,000円		

IV 学寮行事

寮生会（寮長、副寮長、統括、各専門委員長等約30名）、班長が中心になり、以下の様な行事を毎年行っています。

- ・新入生歓迎マッチ（4月）
- ・寮避難訓練（〃）
- ・寮生総会（〃）
- ・七夕パーティー（7月）
- ・留学生パーティー（10月）
- ・志学寮パーティー（1月）

V 学寮での禁止・違反事項等

(1) 飲酒、喫煙、窃盗、暴力等の違法行為

- ① 酒類の空き缶や空ビン所持も『飲酒』行為と見なします。
- ② タバコの吸い殻や空き箱、ライター所持も『喫煙』行為と見なします。
- ③ 食堂における「盜食」や、自転車等の「無断借用」も『窃盗』と見なします。

(2) 部外者（寮外生や異性）の寮舎内連れ込みや、施錠時間帯の寮舎内無断侵入

(3) 火災の原因となる火気や火薬類、電熱製品等の持ち込み

ヘアードライヤー、扇風機、電気スタンド、掃除機、パソコン、携帯電話、音楽プレーヤー等は持ち込み可です。持ち込み禁止品の判断が各自でつかない場合は、寮務係に相談して下さい。

(4) T Vやゲーム機等の娯楽品あるいはダーツ等の危険物の持ち込み

禁止品の持ち込みが発覚した場合は、没収し、着払いで保護者の元へ送付します。禁止品の持ち込みは、違反点の大きさから次年度以降の入寮審査では不利になりますので注意して下さい。

VI 学寮日課時間

(◎はチャイム)

日 課	日 課 時 間	休業日の前日の日課時間	備 考
起 床	◎ 7:00	〃	
点呼(朝)体操	◎ 7:10～ 7:20	〃	晴天時はグラウンド土、日、祝日を除く
清 掃	7:20～ 7:40	〃	
朝 食	◎ 7:20～◎ 8:20	〃	
登校閉寮	◎ 8:30	〃	平日は授業がなくとも寮舎を出る
昼 食	◎12:00～◎13:00	〃	試験時は別途定める
開 寮	14:25	〃	
入 浴	◎16:30～ 19:50	◎16:30～ 20:50	
夕 食	◎17:30～◎19:00	〃	19:00までに寮食堂を出る
門 限	19:50	20:50 (男子) 19:50 (女子)	
点呼(中間)	◎19:55	20:55 (男子) ◎19:55 (女子)	
完全自習時間	◎20:00～◎21:20	寮舎内の自己研修時間 21:00～◎23:00 (男子) ◎20:00～◎23:00 (女子)	
自己研修時間	◎21:20～◎22:00		
完全自習時間	◎22:00～◎23:00		
点呼(最終)	◎23:00	〃	
消 灯	24:00	〃	

規則集

規則集目次

I 学則及び学生準則等

鹿児島工業高等専門学校学則	107
鹿児島工業高等専門学校学生準則	121

II 教務関係

〈本科〉

鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則	129
鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規	136

〈専攻科〉

鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則	155
鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則の運用内規	158

III 学生支援関係

鹿児島工業高等専門学校入学科、授業料の免除及び入学料、授業料の徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する規程	163
鹿児島工業高等専門学校学寮施設における長期休業期間中の合宿に関する要項	167

IV 寄宿務関係

鹿児島工業高等専門学校学寮規則	169
-----------------	-----

V 留学生関係

鹿児島工業高等専門学校外国人留学生規則	172
---------------------	-----

VI 施設・設備利用関係

鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設使用規則	173
鹿児島工業高等専門学校情報教育システム利用規則	174
鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程	176
鹿児島工業高等専門学校文化局共用室使用内規	179
鹿児島工業高等専門学校器楽練習室使用内規	180

VII 学生会関係

鹿児島工業高等専門学校学生会規約	181
鹿児島工業高等専門学校学生会規約細則	188
鹿児島工業高等専門学校学生会選挙細則	192

I 学則及び学生準則等

鹿児島工業高等専門学校学則

第1章 本校の目的

(目的)

第1条 本校は、教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を養成することを目的とする。

2 本校の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、別に定める。

第2章 自己評価等

(自己評価等)

第2条 本校の教育水準の向上を図り、かつ本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者により検証を努めるものとする。

第3章 修業年限 学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第3条 修業年限は5年とする。

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長はこれらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日（4月20日）

(4) 春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業期間は別に定める。

(5) 臨時休業 校長がその都度定める。

2 春季休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業の期間は、学校の事情により、校長の承認を得て変更することができる。

(授業開始の時刻)

第7条 授業開始の時刻は、校長が別に定める。

第4章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

(学科、学級数及び入学定員)

第8条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。ただし、教育上有益と認められるときは、校長は、異なる学科の学生をもって学級を編成することがある。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
機 械 工 学 科	1	40 人
電 気 電 子 工 学 科	1	40 人
電 子 制 御 工 学 科	1	40 人
情 報 工 学 科	1	40 人
都市環境デザイン工学科	1	40 人

(職員の種類)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第10条 本校に教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関するこを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関するこ（寮務主事の所掌に属するものを除く）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関するこを掌理する。

(事務部及び技術室)

第11条 本校に事務部を置き、事務部に総務課及び学生課を置く。

2 本校に技術室を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第5章 教育課程

(授業を行う期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第14条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその単位数は、一般科目にあっては別表第1、専門科目にあっては別表第2のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
- 6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 7 特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間以上実施する。

第6章 入学、転学科、休学、退学、転学及び留学

(入学資格)

第15条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
 - (2) 義務教育学校を卒業した者
 - (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学者の選抜及び入学許可)

第16条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書、その他必要な書類を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜方法によるほか、入学定員の一部について出身学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、送付された調査書を資料として、入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき第35条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予の申請を受理された者にあってはこの限りでない。

(編 入 学)

第17条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

(転 入 学)

第18条 他の高等専門学校から転入学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障のない場合には、転入学を許可することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転学科)

第20条 転学科を希望する者があるときは、校長は、選考の上第3学年までに限り、転学科を許可することがある。

2 転学科の時期は学年の始めとする。

(休 学)

第21条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3ヶ月以上継続して就学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

第22条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な事情等やむを得ない場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を越えることができない。

(復 学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退 学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときには、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、予め、校長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第27条 校長は教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学を許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認めることができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 課程修了の認定等

(全課程の修了に必要な単位)

第28条 全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。）とする。

(学年の課程の修了又は卒業の認定)

第29条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

(再履修)

第30条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目を原則として再履修するものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第31条 校長は、教育上有益と認められるときは、学生が本校の定めるところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

ただし、この単位は学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることはできない。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第32条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、本校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。

ただし、この単位は学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることはできない。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は30単位を超えないものとする。

(卒業及び称号)

第33条 全学年の課程を修了した者には、校長は所定の卒業証書を授与する。

2 卒業した者は、準学士（工学）と称することができる。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第34条 入学、転学、編入学又は再入学を志望する者は願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（以下この章において「規則」という。）に定める検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第35条 入学料の額は、規則に定める額とし、入学を許可するときに徴収するものとする。

(授業料)

第36条 学生は、規則に定める授業料を前学期及び後学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前学期にあっては4月30日までに、後学期にあっては10月31日までに納付するものとする（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）。

3 収納方法は、原則口座振替とする。ただし、特別な事情等やむを得ない場合は、この限りではない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生から申出があったときは、前学期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料を併せて納付することができる。

5 入学年度の前学期又は前学期及び後学期の授業料については、第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の中途で入学、復学、転学、編入学又は再入学した者の授業料)

第37条 学年の中途において入学した者が、前学期又は後学期において納付する授業料の額は、授業料の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

2 学年の中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）した者が前学期又は後学期において納付する授業料の額は、授業料の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の中途で退学する者の授業料)

第38条 学年の中途で退学する者は、退学する月の属する時期が前学期であるときは、授業料の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する月が後学期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料の額及び収納、徵収方法)

第39条 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎した日の属する月までの間、規則に定める寄宿料を納付するものとする。

2 寄宿料は、寄宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月当月分を月末までに納付するものとする。（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）ただし、3月分については2月26日までに納付するものとする（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）。

3 収納方法は、原則口座振替とする。ただし、特別な事情等やむを得ない場合は、この限りではない。

4 第2項の規定にかかわらず、学生からの申出又は承諾があったときは、前学期にあっては4月30日までに、後学期にあっては10月31日までに徵収することができるものとする（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除若しくは徵収猶予)

第40条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は、その徵収を免除することができる。また、経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合には、その徵収を猶予することができる。

2 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事由があると認められる場合には、授業料の全額若しくは一部を免除し、又その徵収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、災害当月の翌月から起算して6ヶ月の範囲内において納付すべき寄宿料の全部を免除することがある。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の返還)

第41条 納付済みの検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、次の各号に該

当する場合には、当該各号に掲げる額を返還する。

- (1) 第36条第3項又は4項の規定により、前学期に係る授業料を徴収するときに、後学期に係る授業料を併せて納付した者が、後学期に係る授業料の納付時期前に休学又は退学した場合において、納付した者の申出があったときは、後学期に係る授業料に相当する額
- (2) 第36条第4項の規定により、入学を許可するときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合において、納付した者の申出があったときは、当該授業料に相当する額
- (3) 第39条の規定により、寄宿料を納付した者が、途中で退舎した場合において、納付した者の申出があったときは、退舎月の翌月から起算して前納した寄宿料に相当する額

第9章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第42条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第44条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。懲戒の基準については別に定める。ただし、退学は次の各号の一に該当する場合について行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第22条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料、寄宿料を納付しない者
- (4) 第16条第3項に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者で、次に掲げる者
 - ア 免除又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、免除又は徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しない者
 - イ 徴収猶予が許可された者で、入学料を所定の期日までに納付しない者

第10章 専攻科

(目的)

第46条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 専攻科の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、別に定める。

(専攻及び入学定員)

第47条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	入 学 定 員
機 械・電 子 シ ス テ ム 工 学 専 攻	8 名
電 気 情 報 シ ス テ ム 工 学 専 攻	8 名
建 設 工 学 専 攻	4 名

(修業年限及び在学期間)

第48条 専攻科の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第49条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により、大学に編入学することができる者
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を、我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第50条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(教育課程)

第51条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

(休学の期間)

第52条 専攻科学生の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第48条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第53条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者について、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

3 第1項に規定する単位の修得方法については、別に定める。

(準用規定)

第54条 専攻科学生については、第4条から第7条まで、第13条、第19条、第21条、第23条から第27条まで、第32条、第34条から第45条までの規定を準用する。この場合において、第27条第1項及び第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」、第45条第2号中「第22条」とあるのは「第52条」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第55条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学寮

(学寮)

第56条 本校に学寮を設ける。

- 2 学生は学寮に入寮することができる。
- 3 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第57条 本校に、公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 外国人留学生

(外国人留学生)

第58条 外国人で、本校に留学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生については、別に定めるもののほか、この学則を準用する。

第14章 研究生、聴講生及び科目等履修生

(研究生)

第59条 本校において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、本校の教育施設に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生及び特別聴講学生)

第60条 本校において、開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、本校の教育施設に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 大学間相互単位互換協定等に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 3 聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第61条 本校において開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、本校の教育施設に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は昭和38年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 昭和41年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

2 昭和47年3月31日以前に入学した者の授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和47年4月1日以後に、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4 昭和47年度に入学した者に係る授業料の額は、第29条の額にかかわらず、昭和47年度に限り年額14,400円とし、前期にあっては4,800円、後期にあっては9,600円を納付するものとする。

5 昭和47年度の学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、前第4号に定める当該前期又は後期において、納付する額の6分の1に相当する額に、入学の日の属する月から、次の納付の時期の前月までの月数を乗じて得た数とする。

6 昭和47年度に入学した者が、学年の中途で退学する場合は、第31条の規定にかかわらず、昭和47年度に限り、退学する日の属する時期が前期であるときは4,800円、退学する日の属する時期が後期であるときは9,600円の授業料をそれぞれ納付するものとする。

7 昭和47年度に入学を許可された者に係る入学料の額は、第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 昭和47年度の入学を志願する者に係る入学検定料は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和51年3月31日以前に入学した者の授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和51年4月1日以後に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

4 昭和51年度に入学した者に係る授業料の額は、第29条の額にかかわらず、昭和51年度に限り年額31,200円とし、前期にあっては9,600円、後期にあっては21,600円を納付するものとする。

5 昭和51年度の学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、第30条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、前第4号に定める当該前期又は後期において、納付する額の6分の1に相当する額に、入学の日の属する月から、次の納付の時

期の前月までの月数を乗じて得た額とする。

- 6 昭和51年度に入学した者が、学年の中途中で退学する場合は、第31条の規定にかかわらず、昭和51年度に限り、退学する日の属する時期が前期であるときは9,600円、退学する日の属する時期が後期であるときは21,600円の授業料をそれぞれ納付するものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度の入学を志願する者に係る入学検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和52年度に入学を許可された者に係る入学料の額は、第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 昭和52年度の第2学年以上に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年4月1日以後に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度の入学を志願する者に係る入学検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年3月31日以前に入学した者の授業料の額は、第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和55年4月1日以後に転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年の入学を志願する者に係る入学検定料の額は、第27条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行し、第17条第2項の改正規定は、昭和56年1月10日から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年12月14日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年5月30日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 この学則の適用の際、在学する第2学年、第3学年、第4学年及び第5学年の学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和62年2月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年2月15日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 機械工学科の2学級については、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この学則の施行の際、存続する機械工学科の第2学年から第5学年までの学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成4年2月21日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

2 改正前の教育課程から改正後の教育課程に移行するための特別の措置は、別に定める。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成8年4月1日以後において、在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る第14条第2項の別表第1並びに第2については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以後において、在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に係る第14条第2項の別表第1並びに第2については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年5月18日から施行し、平成13年3月30日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年7月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年2月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 電気工学科については、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成15年3月31日以前に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則の施行の際、在学する電気工学科の第2学年から第5学年までの学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年6月18日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第45条の規定は、平成19年3月6日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 土木工学科は、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に土木工学科に在学する者が土木工学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成21年度以前に土木工学科に入学した者に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 4 平成21年度以前に土木工学科に入学した者が、休学等の事由により原学年にとどめられた

場合で、その者が都市環境デザイン工学科へ転学科を希望するときは、第20条の規定にかかわらず、校長は、都市環境デザイン工学科の第4学年又は第5学年へ転学科を許可することがある。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年6月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日において現に在学する者（以下この項目において「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第31条及び第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 土木工学専攻は、改正後の第47条の規定にかかわらず、平成27年3月31日在学する者が土木工学専攻に在学する日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年7月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校学生準則

第1章 誓約書及び保証人

第1条 学生は、学則・学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう心がけなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記第1号の様式により、在学中の保証人が連署した誓約書を提出しなければならない。

第3条 保証人となる者は、独立の生計を営む成年者で、次の各号のいずれかに該当しないものでなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被補佐人

第4条 保証人が死亡し又は資格を失った場合は、直ちに新たに保証人となる者を定めて、別記第2号の様式による連帯保証人・保証人 変更届を提出しなければならない。

第2章 学 生 証

第5条 本校の学生は、第1学年と第4学年の初めに、また専攻科生は第1学年の初めに学生証の交付を受けて通学・旅行等には常時携帯し、求められた場合には、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証はその有効期間を終了したとき又は退学するときは、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又は毀損したときには、別記第3号の様式により直ちに校長に届出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学、退学、欠席等

第8条 学生は疾病その他の事由により、3ヶ月以上継続して就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任又は専攻長を経て、校長に別記第4号の様式による休学願を提出して、その許可を受けなければならない。

第9条 休学したものが、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記第5号の様式による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第10条 学生が退学しようとするときは、別記第6号の様式による退学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は改氏名その他一身上の異動があったときは、別記第7号の様式により、直ちに校長に届け出なければならない。

第12条 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第8号の様式による住居変更届を校長に提

出しなければならない。

第13条 学生が欠席又は欠課しようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任に別記第9号の様式による欠課届を提出してその許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。専攻科生については、1週間未満の欠席については届けを要しない。

2 疾病のため、引き続いて1週間以上欠席するときは、欠課届に医師の診断書を添えるものとする。

第14条 父母近親の喪に服するときは、別記第10号の様式による公欠・忌引届を学級担任又は専攻長を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。ただし、葬儀のため遠隔地への旅行を要するときは、その往復日数を忌引の期間に加える場合がある。

第4章 服 装

第15条 学生は、通学時には、制服または制服以外の服のいずれでも着用することができる。

2 制服及び徽章の制定については別表のとおりとする。
3 特に学校が指示した場合は、それに従うものとする。
4 学生は学内外のいずれにおいても学生としての自覚の下に品位をそこなわない服装を心掛ける。

第5章 健康診断

第16条 学生は毎年の定期又は臨時の健康診断、及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に本校学生全員をもって構成する学生会を置く。

第19条 学生会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門学校教育の目的達成に資することを目的とする。

第20条 学生会は、前条の目的を実現するため、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学生生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに公民としての資質を向上させる。

第21条 学生会活動を行うにあたっては、次に掲げる事項を遵守するとともに法令及び学則・学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、校内の秩序を乱すような活動を行わないこと。
- (3) 学生は学生会の運営について常に深い関心をはらい、その活動に参加すること。
- (4) 学生会は会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても個人の思想・良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は学外活動を行うにあたっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上、必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができるものとする。

第22条 学生会は学生全員をもって組織するものとする。

2 学生は入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第23条 学生会に総会、評議会、学級会、執行委員会、専門委員会、局及び部並びに会計監査員を置く。

- 2 総会は少なくとも年2回開催するものとする。
- 3 評議会は学級より選出された評議員及び総務、学生会執行委員、各種委員会委員長、局長並びに会計監査員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。
- 4 学生会執行委員のうち、会長・副会長は立候補による総選挙により選出し、その他の委員は会長が委嘱して、それぞれ学生会の事務を処理する。
- 5 局の構成は文化局、体育局、風紀局、環境局、交通局、報道局及び総務局とする。
- 6 局をその活動内容に応じて、部及び同好会に分ける。
- 7 学生はその希望によって、部又は同好会に所属するものとする。

第24条 学生会は規約を制定して、学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中に少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類及びその任務
- (6) 総会・評議会の機能と権限
- (7) 局及び部・同好会の種類とそれらの機能
- (8) 会費のこと
- (9) 会計のこと

- (10) 指導教員に関すること
- (11) 会議の招集に関すること
- (12) 部・同好会活動の連絡調整に関すること
- (13) 選挙に関すること
- (14) 会議、各部、会計、選挙等の細則に関すること
- (15) 事業計画及び予算・決算に関すること
- (16) 規約の改正に関すること

第25条 学生会は、毎年度事業計画書及び収支決算書について学校の承認を受け、また事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第26条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が統括する。

- 2 各部及び各同好会にそれぞれ指導教員を置く。
- 3 指導教員は校長が命じ、学生主事の統括のもとに部又は同好会の活動の指導にあたる。
- 4 学生会の予算は部に対して計上し、同好会には計上しない。

第27条 学生が学生会のほか、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名捺印のうえ、学生主事を経て校長に別記第11号の様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

第28条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずる場合がある。

第29条 学生の団体が、本校名を使用して学外団体に加入しようとするとときは、当該学外団体の目的・規約及び役員に関する事項並びに加入の目的を記載した文書を添え、学生主事を経て校長に別記第12号の様式による学外団体加入願を提出し、その許可を受けなければならない。

第30条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消す場合がある。

第7章 集会及び施設設備使用

第31条 学生及び学生の団体が集会、催物その他の行事を学内において行う場合、又は学外において本校名を使用して行う場合、若しくは学外団体の企画するものに本校名を使用して参加する場合は、校長の許可を受けなければならない。

- 2 許可の願い出は、次の各号のいずれかにより、責任代表者が集会・行事・施設設備使用許可願を一週間以前に学生主事を経て校長に提出しなければならない。ただし、学内において日常その使用を認められた施設設備をその認められた目的で使用する場合、及び公欠の場合はこの限りではない。

(1) 学内において行う場合は、その目的、日時、場所、責任者、参加学生名等を別記第13号A様式の許可願に記入する。また、学外者も参加するときは、その団体名、団体代表者

名、参加人数等も併記する。

(2) 学外において本校名を使用して行う場合は、その目的、日時、場所、責任者、参加学生名等を別記第13号B様式の許可願に記入する。また、学外団体の企画するものに本校名を使用して参加する場合は、当該主催団体の名称及び責任者名、行事等の目的、日時、場所等並びに参加する者の責任者名、参加学生名等を別記第13号B様式の許可願に記入する。

第32条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

2 学生又はその団体が、本校の施設設備を故意又は重大な過失により滅失、毀損又は破損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

第8章 印刷物の配布及び販売

第33条 学生が学内において、又は本校名を使用して学外において、雑誌・新聞・パンフレット、他の印刷物を発行・配布又は販売しようとするときは、別記第14号の様式により当該印刷物2部を添えて学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9章 掲 示

第34条 学生が学内において、又は本校名を使用して学外において、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、別記第15号の様式により当該掲示物の写を添えて、学生主事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第10章 雜 則

第35条 本則施行に際して必要あるときは、施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和61年5月30日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成5年12月17日から施行する。

附 則

この準則は、平成7年1月20日から施行する。

附 則

この準則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成11年6月18日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生準則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成17年4月22日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生準則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成20年7月25日から施行する。

附 則

この準則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この準則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第15条第2項別表に定める学科章のうち、土木工学科については、在学する者が当該学科に在学しなくなる日（平成26年3月31日）において廃止するものとする。

附 則

この準則は、平成22年7月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成28年2月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成31年4月1日から施行する。

制 服 及 び 徽 章

学生準則第15条に基づく制服及び徽章は、下記のとおりとする。

1 制服（本校指定のもの）

（1）男子服（冬服）

黒色詰襟学生服に本校のボタン、右襟に「学生章」、左襟に「学科章」を写真に示すようにつける。

（2）男子服（夏服）

上 …… 白色、半袖シャツ
下 …… 黒色、学生ズボン

左ポケットに「鹿高専_{M E S I C}」と刺繡する。

（3）女子服（冬服・合服）

スカート …… グレー
ブラウス …… 白色、長袖とする
ブレザー …… 濃紺
リボン …… エンジ

右襟に「学生章」、左襟に「学科章」を写真に示すようにつける。

（4）女子服（夏服）

スカート …… グレー
ブラウス …… 白色、半袖とする

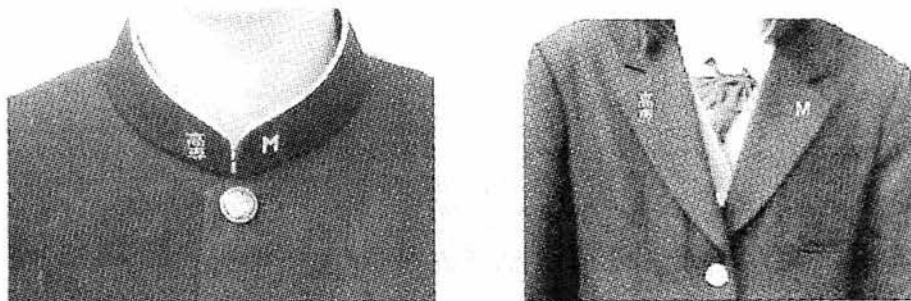
左ポケットに「鹿高専_{M E S I C}」と刺繡する。

2 徽 章

（1）学生章、学科章

紋様は別表のとおりとする。

学生章と学科章のつけかた



徽 章

学生章



学 科 章

M E S I C

機械工学科

電気電子工学科

電子制御工学科

情報工学科

都市環境
デザイン工学科

ボ タ ン



大



小

II 教務関係

鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに 課程修了の認定等に関する規則

第1章 定期試験

第1条 定期試験は、各学期末に実施する。

- 2 中間試験は、必要のある授業科目（以下「科目」という。）について各学期の中間に実施する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、平素の成績で評価のできる科目は、定期試験を行わないことがある。

第2条 定期試験を、病気、忌引、その他やむを得ない理由により受けられなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。

第2章 学業成績評価

第3条 学業成績（以下「成績」という。）の評価は、出席時数が所定の授業時数の5分の4以上の科目についてのみ行う。

- 2 出席時数の算出方法については、別に定める。

第4条 成績は、定期及びその他の試験、学習態度、出席状況等を総合して科目ごとに原則として100点法で評価する。

- 2 成績を100点法で評価しない科目については、別に定める。

第5条 学期末には、その学期の成績を評価する。

- 2 通年で開講される科目的学年の成績は、各学期の成績に基づいて学年末に評価する。
- 3 一つの学期で終了する科目的学年の成績は、原則としてその学期末の成績とする。

第6条 学年の成績の評価は、次の各号のとおりとする。

(1) 100点法で評価する科目

- | | | |
|----|-----|-------------|
| 優 | ……… | 80点から100点まで |
| 良 | ……… | 70点から79点まで |
| 可 | ……… | 60点から69点まで |
| 不可 | ……… | 59点以下 |

(2) 100点法で評価しない科目

- | | | |
|---|-----|-----|
| 合 | ……… | 合格 |
| 否 | ……… | 不合格 |

第7条 定期試験及び中間試験において不正行為を行った者は、その時以降の当該試験中の受験を停止させ、その期間中に実施された全科目的得点は0点とする。

第3章 修得及び単位の認定

第8条 学年の成績の評語が、優・良・可・合のいずれかである科目に対しては、その科目を修得したものとして所定の単位を認定する。

2 修得単位数には、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第27条、第31条及び第32条の規定により、認定された単位数も含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、現学年に留められた者の当該学年の科目については、別に定める科目を除き、再履修するものとする。

第8条の2 学則第14条第2項の別表第1に規定する特別学修A及び別表第2に規定する特別学修Bについては、各種技能検定試験等のうち、本校が教員の指導の下に学習し、合格した場合に単位の修得を認定することが適当であると認めるものであって、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項に規定する特別学修A又は特別学修Bについては、本校における授業科目の修得とみなし、申請により所定の単位の取得を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

3 特別学修A及び特別学修Bとして認定する単位数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

4 第2項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。この申請は、毎年2月中に行わなければならない。

5 第2項により認定された単位は、学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができる。

第8条の3 学則第32条第1項に規定する、その他文部科学大臣が別に定める学修の、本校における授業科目の履修とみなすことのできる科目を、特別学修Cとし、各種技能検定試験等のうち、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に規定する特別学修Cについては、申請により所定の単位を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。

3 特別学修Cとして認定する単位数は、別表第3に定めるとおりとする。

4 第2項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。この申請は、毎年2月中に行わなければならない。

5 第2項により認定された単位は、学則第14条第2項の別表第1又は別表第2の定めるB群科目の修得単位とみなすが、学年進級及び卒業の要件を満たすための単位とすることができます。

第8条の4 第8条の2第2項及び前条第2項の規定により、認定することのできる単位は、同一年度内においてはその合計が6単位を超えてはならない。

- 2 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち、複数の階級のあるものについて、同時に複数の階級に合格した場合には、別表第1及び別表第2並びに別表第3において上位の階級について、定められた単位数を認定する。
- 3 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち複数の階級のあるものについて、下位の階級に合格した後に上位の階級に合格した場合は、別表第1及び別表第2並びに別表第3に定められた上位の階級に対応する単位数から、下位の階級に対応する単位数を控除した単位数を認定する。

第4章 課程修了の認定

第9条 学年の課程修了の認定は、進級判定会議又は卒業判定会議において審議の上、校長が行う。

第10条 第1学年から第4学年については、次の各号のうち当該学年に関わる要件を満たした者は、その学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者
- (3) 第1学年末において、修得単位の合計が一般科目18単位を含んで25単位以上の者
- (4) 第2学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目43単位を含んで53単位以上の者
- (5) 第3学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目58単位、専門科目28単位を含んで94単位以上の者
- (6) 第4学年末において、第1学年からの修得単位の累計に本校が第5学年で開講する授業科目の履修可能単位数を加えれば、一般科目75単位、専門科目82単位を含んで167単位以上の者
- (7) 当該学年で実施された特別活動の出席時数が、所定の時数の5分の4以上である者

第11条 次の各号に該当する者は、第5学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席した日数が、出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得している者
- (3) 学科が指定する科目の単位を修得している者
- (4) 当該学年までに一般科目75単位、専門科目82単位を含んで167単位以上修得している者

第12条 前2条の出席すべき日数は、学則に規定する休業日以外のすべての日数とする。

第13条 第1学年から第4学年までの各学年の課程を修了した者は、それぞれ上級学年に進級させる。

第14条 同一学年に2回以上留め置かれた者は、原則として在学することはできない。ただし、休学による場合を除く。

第15条 第9条の規定にかかわらず、退学する者の取扱いについては、校長が別に定める。

第5章 再 試 験

第16条 進級者の不可の科目については、原則として再試験を行い、進級者の否の科目については再試験を行わない。

2 再試験を行わなくてもよい科目については、別に定める。

第17条 再試験による単位修得の可否の確認は、教務委員会において行う。ただし、実技をともなう科目については、再試験を行わないことがある。

第18条 再試験によって修得した科目の評価は、60点とする。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度の第2学年以上に係る者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 附則のただし書きを削る。

3 昭和53年度の第3学年以上に係る者については、学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（II）を適用する。

附 則

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定（II）は廃止する。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年11月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31日において現に在学するもの（以下この項において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第10条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行日前に不可となった科目の再試験の評価に関しては、第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年6月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年11月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年3月31日において現に在学する者（以下この項目において「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日において、現に在学する者（以下この項目において「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成26年3月31日において現に在学する者（以下この項目において「在学者」という。）及び平成26年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第8条の2及び第8条の3規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 特別学修A

名称・資格・得点		単位数	表記	備考
TOEIC	850点以上	6	TOEIC	
	700-849	4		
	500-699	2		
	400-499	1		
ドイツ語技能検定試験	3級	2	独語検	
	4級	1		
法学検定試験	4級	2	法学検	
海外語学研修		1		
海外異文化研修		1		
教養講座 I				詳細は別途定める

別表第2 特別学修B

名称・資格・得点		単位数	表記	備考			
技術士第一次試験		4					
水質関係第一種 公害防止管理者試験		4					
危険物取扱者試験	乙種第4類	1					
陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線 技術士				
	2級	2					
電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任				
	3種	2					
ボイラー技士	2級	1	ボイラー				
工事担任者試験	AI第1～3種	1	工事担任 者				
	DD第1～3種						
情報処理技術者試験 III		各3	情報処理	II(はIの上位階級、IIIはIIの上位階級とする。 IまたはIIに合格した後に最初に取得したIIIは、第8条の4第3項に該当するものとするが、その後取得したIIIについては、第8条の4第3項を適用しない。			
ITストラテジスト							
システムアーキテクト							
プロジェクトマネージャ							
ネットワークスペシャリスト							
データベーススペシャリスト							
エンベデッドシステムスペシャリスト							
情報セキュリティスペシャリスト							
ITサービスマネージャ							
情報処理技術者試験 II	応用情報技術者	2					
情報処理技術者試験 I	基本情報技術者	1					
2級土木施工管理技術検定試験	学科試験	1	土木施工				
2級建築施工管理技術検定試験	学科試験	1	建築施工				
教養講座 II				詳細は別途定める			

別表第3 特別学修C

名称・資格・得点		単位数	表記	一般科目・専門科目の別 備考
実用英語技能検定	1級	6	実用英検	一般科目
	準1級	4		
	2級	2		
工業英語能力検定	1級	6	工業英検	一般科目
	2級	4		
	3級	2		
日本漢字能力検定	1級	4	漢字検定	一般科目
	準1級	3		
	2級	2		
	準2級	1		
デジタル技術検定	1級	4	デジタル	専門科目 制御部門に限る 3級は3年次までの合格に限る
	2級	2		
	3級	1		

別紙様式

学級担任

特別学修単位認定申請書

平成 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

工学科 年 番
氏名
(入学年度 年)

下記のとおり技能検定等に合格・得点しましたので、単位認定を申請いたします。

記

1. 技能検定等の種類

名 称	資格・得点

2. 認定を受けようとする特別学修の種類及び単位数

種 類 特別学修A 特別学修B 特別学修C
単位数 [] 単位

3. 添付書類 合格認定証(写し)

その他 []

4. 既に単位認定受けた技能検定等の種類等

なし

あり 平成 年 月 (年次)

名 称	資格・得点	年 次

鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに 課程修了の認定等に関する規則の運用内規

- 1 選択科目を履修しようとする者は、定められた日までに受講届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 2 選択科目の履修を取りやめようとする者は、定められた期限までに、受講辞退届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 3 受講辞退届の提出された科目は、開講時にさかのぼって履修しなかったものとして取り扱う。
- 4 学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則（以下「規則」という。）第1条第3項に規定する定期試験を実施しなくてもよい科目は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 卒業研究
 - (2) 実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技を伴う科目
 - (3) 時間割外の科目
 - (4) 上記のほか、各学科又は一般教育科からの要請により、教務委員会が認めた科目
- 5 前項の規定により定期試験を実施しなくてもよい科目は、別表第1のとおりとする。
- 6 100点法で評価しない科目は、定期試験を実施しない。
- 7 規則第2条に規定する追試験を受けようとする者は、定期試験終了日の翌日までに別紙様式の追試験願を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 8 追試験の点数は得点の8割とする。追試験を受ける事が許可されなかった者の当該試験の点数は0点とする。ただし、以下の場合については得点の10割とする。
 - (1) 出校停止などの法定伝染病
 - (2) インターハイあるいは国体など県を代表して出場する全国大会
 - (3) その他教務委員会で認めたもの
- 9 追試験を受けることができない特別な事情がある者については、校長の許可を受け、見込点により、学期の成績を評価することができる。ただし、見込点は70点以下とする。
- 10 規則第4条第2項に規定する100点法で評価しない科目は、次表のとおりとする。

一般科目	機械工学科 専門科目	電気電子工学科 専門科目	電子制御工学科 専門科目	情報工学科 専門科目	都市環境デザイン工学科 専門科目
	工場実習	工場実習	工場実習	工場実習	工場実習

11 規則第5条第3項の規定の適用において、前学期の成績が不可であった科目の成績を学年末に再評価することが適當と認められる場合には、60点を限度として再評価できるものとする。

12 規則第8条第3項に規定する再履修を免除できる科目は、次の各号のとおりとする。ただし、卒業研究の再履修は免除しない。

- (1) 第4学年と第5学年で修得した科目のうち、評価が70点以上である科目
- (2) 一般科目的B群科目的うち、修得した科目
- (3) 第4学年と第5学年の実験、実習、設計、製図、体育に関する科目的うち、修得した科目
- (4) 第4学年と第5学年の時間割外の科目的うち、修得した科目
- (5) 上記のほか、各学科又は一般教育科からの要請により、教務委員会が審議し、校長が認めた科目的うち、修得した科目

13 前項第2号から第5号までの規定により、再履修を免除できる科目は、別表第2のとおりとする。

14 前項に定める科目的再履修の免除を希望する者は、定められた日までに別紙様式の再履修免除願を学生課教務係へ提出しなければならない。

15 校長の承認を得た次の各号の事由による欠課は、公欠とする。

- (1) 鹿児島工業高等専門学校学則第24条の規定による欠課
- (2) 授業中の負傷による治療のための欠課
- (3) 交通機関の事故による欠課
- (4) 教育課程、就職試験等に関する試験を受験するための欠課
- (5) 文化活動、体育活動として学校又は地方公共団体を代表して参加するための欠課
 - ① 高専体育大会、国民体育大会、高等学校体育連盟及び高等学校野球連盟、学生連盟主催の大会及びその関連大会
 - ② 文化系クラブも①に準じて、年間に2回の公欠が認められる
 - ③ その他学生主事及び校長が公欠と認めたもの
- (6) 学会で研究発表をし、又は連名者が研究発表する学会に参加するための欠課
- (7) 卒研等において研究機関先等で研究調査等を行うための欠課

ただし、事前に研究調査計画書が提出され、教務主事及び校長が公欠と認めたもの

16 前項による欠課は、別紙様式の公欠届を学生課教務係へ提出しなければならない。

17 規則第3条第1項に規定する出席時数の計算において、忌引及び公欠は欠課に算入しない。なお、規則第10条第7号に規定する特別活動の出席時数の計算においても、本項を準用する。

18 規則第3条第1項に規定する出席時数が所定の授業時数の5分の4以上の科目的定義は、次のとおりとする。

- (1) 履修単位および学修単位講義Iの科目については、当該科目的実際の授業時数が1単位当たり30単位時間未満の場合は、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位当たり

6 単位時間を超えない科目

- (2) 学修単位講義Ⅱの科目については、当該科目の実際の授業時数が1単位当たり15単位時間未満の場合は、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位当たり3単位時間を超えない科目
- (3) 当該科目の実際の授業時数が1単位当たりの所定の単位時間（履修単位および学修単位講義Ⅰの科目については30単位時間、学修単位講義Ⅱの科目については15単位時間）以上の場合には、欠課時数が実際の授業時数の5分の1を超えない科目、この場合の欠課時数の算定において、1単位時間に満たない端数を生じたときは、その端数は切り上げる。

19 規則第10条第1号及び規則第11条第1号に規定する出席日数の計算においては、忌引及び公欠による欠課は出席したものとみなし、次式により算出する。

ただし、除算の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{「出席日数」} = \text{「出席すべき日数」} - (\text{「欠課時数」} - \text{「忌引時数」} - \text{「公欠時数」}) \div 7$$

ただし、各項の定義は以下のとおりである。

「出席すべき日数」：規則第12条に規定する日数

「欠課時数」：受講した科目の欠課時数の合計+特別活動の欠課時数
+特別活動を除く学校行事の欠課時数

「忌引時数」：忌引による欠課時数

「公欠時数」：公欠による欠課時数

20 規則第9条に規定する審議にあたって、次の各号のいずれかに該当する者は、第5学年の課程修了を認定しないものとする。

- (1) 規則第11条第1号の規定を満たしていない者
(2) 規則第11条第2号の規定を満たしていない者

21 規則第11条第3号に定める学科が指定する科目は、次のとおりとする。

平成27年度以降入学

一般科目	機械工学科 専門科目	電気電子工学科 専門科目	電子制御工学科 専門科目	情報工学科 専門科目	都市環境 デザイン工学科 専門科目

平成26年度以前入学

一般科目	機械工学科 専門科目	電気電子工学科 専門科目	電子制御工学科 専門科目	情報工学科 専門科目	都市環境 デザイン工学科 専門科目
	A群の修得単位の累計が、37単位以上のもの				

- 22 再試験は前学年における不可の科目について行う。
- 23 再試験を実施する科目の未修得者は全員再試験の該当者とし、科目担当教員の指示を受けるものとする。
- 24 規則第16条第2項に規定する再試験を行わなくてもよい科目は、次の各号のとおりとする。
(1) 実験、実習、設計、製図、演習、体育、その他実技を伴う科目
(2) 時間割外の科目
(3) 上記のほか、各学科又は一般教育科からの要請により、教務委員会が認めた科目
- 25 前項の規定により再試験を行わない科目は、別表第3のとおりとする。
- 26 再試験は、11月中旬までに1回行い、科目担当教員が必要と認めた場合は不合格者に対して、更に2月上旬までに1回行うことができる。
- 27 再試験の合否の結果は、定められた日までに科目担当教員から学生課教務係に通知し、単位修得の可否を教務委員会において確認する。
- 28 病気等を理由とした長期欠席により、規則第3条第1項に規定する出席時数が満たされない科目については、教務委員会における審議を経て、その科目の評価を行うことができる。

附 則

- 1 この内規は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日において、現に在学する者（以下この項目において「在学者」という。）及び平成9年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第5項、第10項、第13項、第20項、第24項の規定にかかわらず、別に定める。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年12月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 土木工学科は、在学する者が当該学科に在学しなくなる日（平成26年3月31日）において廃止するものとする。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 定期試験を実施しなくてもよい科目(2019年度)

学年	一般科目	機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	都市環境デザイン工学科
第1学年	保健体育 美術 音楽	工作実習 I 機械システム基礎 創作活動	電気製図	工作実習 I	創造教室 コンピュータリテラシ	測量学実習 I 基礎製図 I 都市環境デザイン工学概論
第2学年	保健体育	工作実習 II 製図 I	電気電子工学実験 I	工作実習 II	工学実験 I 工学実験 II	測量学実習 II 基礎製図 II
第3学年	保健体育	工作実習 III 製図 II	電気電子工学実験 II 電気電子工学実験 III	工学実験 I 創造設計 I	工学実験 I 工学実験 II	土質工学実験 材料学実験 設計演習
第4学年	保健体育	工学実験 I 物理学実験 応用設計 工学演習 創造実習 工場実習	電気電子工学実験 IV 電気電子工学実験 V 物理学実験 創造実習 I 創造実習 II 工場実習	工学実験 II 物理学実験 創造設計 II 工場実習 特別講座	卒業研究 物理学実験 工学実験 I 工学実験 II 工場実習	構造工学実験 水力学実験 環境工学実験 鉄筋コンクリート工学実験 構造物設計 工学セミナー 物理学実験 工学演習 工場実習
第5学年	保健体育 体育	工学実験 II 卒業研究 外書輪講	卒業研究	卒業研究 工学実験 III	情報応用演習 卒業研究	卒業研究 外書輪講 橋梁設計 景観設計

別表第2 再履修を免除できる科目(2019年度)

学年	一般科目	機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	都市環境デザイン工学科
第1学年						
第2学年						
第3学年			電気電子工学実験 II 電気電子工学実験 III			
第4学年	日本語表現 保健体育 英語表現 哲学 倫理学 社会概説 I 社会概説 II 文学概論 韓国文化 中国文化 英語IVA 英語IVB	工学実験 I 物理学実験 応用設計 創造実習 工場実習	電気電子工学実験 IV 電気電子工学実験 V 物理学実験 創造実習 I 創造実習 II 工場実習	工学実験 II 物理学実験 創造設計 II 工場実習 特別講座	物理学実験 工学実験 I 工学実験 II 情報技術実習 I 情報技術実習 II 工場実習	構造工学実験 水力学実験 環境工学実験 鉄筋コンクリート工学実験 構造物設計 物理学実験 工場実習
第5学年	技術倫理総論 保健体育 英語VA 英語VB ドイツ語IIA ドイツ語IIB 法学I 法学II 経済学 政治学 社会概説III 社会概説IV 知的財産概論 体育 比較文化論A 比較文化論B	工学実験 II	電気電子工学実験 VI 電子回路設計 ソフトウェア応用	工学実験 III	情報応用演習	橋梁設計 景観設計

別表第3 再試験を行わない科目(2020年度)

学年	一般科目	機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科	都市環境デザイン工学科
第1学年	保健体育 美術 音楽	工作実習 I 機械システム基礎 創作活動	電気製図	工作実習 I	創造教室 コンピュータリテラシ	測量学実習 I 基礎製図 I 都市環境デザイン工学概論
第2学年	保健体育	工作実習 II 製図 I	電気電子工学実験 I	工作実習 II	工学実験 I 工学実験 II	測量学実習 II 基礎製図 II
第3学年	保健体育	工作実習 III 製図 II	電気電子工学実験 II 電気電子工学実験 III	工学実験 I 創造設計 I	工学実験 I 工学実験 II	土質工学実験 材料学実験 設計演習
第4学年	保健体育	工学実験 I 物理学実験 応用設計 工学演習 創造実習 工場実習	電気電子工学実験 IV 電気電子工学実験 V 物理学実験 創造実習 I 創造実習 II 工場実習	工学実験 II 物理学実験 創造設計 II 工場実習 特別講座	物理学実験 工学実験 I 工学実験 II 工場実習	構造工学実験 水力学実験 環境工学実験 鉄筋コンクリート工学実験 構造物設計 工学セミナー 物理学実験 工学演習 工場実習

鹿児島工業高等専門学校出欠の取扱に関する要領

- 1 この要領は、学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則第3条、第10条第1号及び第11条第1号に定める「出席時数」及び「出席日数」を明確にするために、学生の欠課、遅刻、早退、公欠及び忌引（以下「出欠」という。）の取扱に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 授業担当教員は、授業時間ごとに、学生の出欠の状況を自己の教員手帳に記載しなければならない。
- 3 非常勤講師は、教員手帳に替えて科目別出席簿に出欠の状況を記載することができる。
- 4 第1学年から第3学年の各学級には、学生の指導に用いるために、教員手帳の補助簿としての出席簿を設置し、第4学年及び第5学年については、学級担任の申出により出席簿を設置することができる。出席簿は、別に指示された場合を除き、学級担任が管理・保管するが、学年末に学生課教務係が回収し、以後は、学生課教務係が定められた期間保管する。
- 5 授業担当教員は、出席簿が設置されている場合には、自己の教員手帳に加えて、出席簿にも学生の出欠の状況を記載しなければならない。この場合に、教員手帳の記載と出席簿の記載が一致しないときは、教員手帳の記載を正とする。
- 6 欠課、遅刻、早退、公欠及び忌引の定義については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 欠課とは、授業を受けなかったことをいう。
 - (2) 遅刻とは、授業開始時間に遅れたことをいい、遅刻とするかどうかの判定は授業担当教員の判断によるが、原則として授業開始時から起算して15分を超えて遅ってきた場合は、欠課とみなす。
 - (3) 早退とは、授業終了前に教室等を退出したことをいい、早退とするかどうかの判定は授業担当教員の判断によるが、原則として授業終了15分以前に退出した場合は欠課とみなす。
 - (4) 忌引とは、学生準則第14条の規定による欠課をいう。
 - (5) 公欠とは、学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規第15項の規定による欠課をいう。
- 7 2単位時間以上、授業が連続する場合は、単位時間ごとに前項の規定を適用する。
- 8 第6項に定める遅刻の合計が3回となった場合は、欠課1時間に起算する。第6項に定める早退の場合も同様とする。
- 9 教員手帳及び出席簿に出欠の状況を記載するときは、次の各号に定める符号を用いるものとする。訂正する場合は、符号に二重線を引き押印する。
 - (1) 欠課「／」
 - (2) 遅刻「×」
 - (3) 早退「△」
 - (4) 公欠「コ」
 - (5) 忌引「〇」
- 10 授業担当教員は、別に定められた期日（各年度の行事予定表に記載）までに、その担当する授業科目について、各学生の欠課時数を教務システムに入力しなければならない。
- 11 学級担任は、特別活動、学校行事、その他学級担任に出欠をとるよう要請された場合については、教員手帳に出欠の状況を記載し、前項の場合と同様に、別に定められた期日（各年度の行事予定表に記載）までに、各学生の欠課時数を教務システムに入力しなければならない。
- 12 欠課（公欠を除く。）をする場合には、事前に学級担任に欠課届を提出しなければならぬ。

い。ただし、やむを得ない事情のあるときは、出席した日から起算して7日以内に欠課届を学級担任に提出するものとする。

13 忌引による欠課の許可を受けようとする学生は、学生準則第14条第1項に定める別記第10号様式により、校長に宛てた公欠・忌引届を、必要事項を記載した上で、学級担任又は専攻長を経由して、学生課教務係に提出しなければならない。

14 公欠の承認を得ようとする学生は、教務主事又は学生主事に宛てた公欠願を、必要事項を記載した上で、次の各号に定める教員を経由して、学生課教務係に提出しなければならない。

(1) 課外活動による公欠を申請する場合

当該課外活動の指導教員

(2) その他の場合

専攻長、学級担任又は学年副担任もしくは関係する教員

15 前項の規定により公欠願を提出した学生は、公欠の事由が終了した翌日から起算して7日以内に、学生課教務係に公欠届を提出しなければならない。

16 授業担当教員は、学生から欠課時数の通知を求められたときは、教員手帳又は科目別出席簿の記載に基づき、欠課時数を通知しなければならない。

17 学生課教務係は、少なくとも4半期毎（6月、8月、12月、2月）に、欠課時数一覧表を作成し、学生に欠課時数を提示しなければならない。

18 前項により提示された欠課時数に誤りがある場合には、学生は、別に定められた期日（欠課時数一覧表に記載）までに、授業担当教員（非常勤講師の場合には学生課教務係）に対して、その訂正を求めることができる。

19 学生課教務係は、欠課時数一覧表作成時には、各学生の総欠課時数から公欠及び忌引による欠課時数を差し引き、各学生の出席日数の算定に備えなければならない。

20 教員手帳は、各教員の管理の下で5年間保管されなければならない。ただし、非常勤講師については、科目別出席簿を学生課教務係に提出した場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校学生の受験心得

1. 試験開始時刻までに教室に入り試験に臨むための準備をしておく。試験開始時刻以降の私語は絶対にしない。
2. 机は等間隔に並べ、出席番号順に着席する。
3. 机の上には鉛筆（含む鉛筆削り）, シャープペンシル（含む替芯）, 消しゴム（ケースを外す）, 時計, 試験監督者が試験開始前に持ち込み許可物に関して指示したもの以外は置かない。筆箱はカバンの中に入れ、机の上には置かない。また、試験中の物品の貸し借りは認められない。
(計算機付き腕時計及び英単語等の出る時計の持ち込みはできない。メモリー付き電卓は試験開始前に、必ずリセットする。携帯電話は電源を切り教室外に出す。)
4. 机の中には何も入れておかない。また、机の周りにも何も置いておかない。カバン等は教室の外に出すか、ロッカーの上に置く。
5. 遅刻者は30分を経過した後は入室を認められない。
6. 試験終了の時刻で必ず鉛筆等を置き、試験終了後は、速やかに教室外（試験会場外）に退室する。
7. 病気等止むを得ない場合は、挙手して監督者の指示に従う。
8. その他、不正行為とみなされるような不審な行動をとらない。

注) (1) 上記4のカバン等とは、持ち込みを認められた以外の学習に使用する本・ノート・紙片を含む。

(2) 財布は、ポケットの中に入れておくか、上記4の例外として、机の脇の床に置いておくことができる。

(3) 次のような行為は不正行為とみなされる。

- 明らかなカンニング行為。
- 他人の解答を見たり、自分の解答を教えたりすること。
- 受験科目の内容に関する情報を書いたもの（情報端末も含む）を所持していたり、机の中に入れていたりすること。

(4) 試験中の途中退室は試験時間にかかるわらず認めない。

教育課程修了後の資格一覧（抄）

免許の種類	学歴又は資格	実務の経験	
		実務の内容	経験年数
労働安全（衛生）コンサルタント	労働安全衛生法 ◆第82条 3 次の各号のいずれかに該当するものでなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。 (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの	安全（又は衛生）の実務に従事する。	卒業後7年以上

○機械工学科

免許の種類	学歴又は資格 実務の経験	実務の内容
		経験年数
第1種ボイラー・ タービン 主任技術者	右の(1)～(3)につき、すべて満たしている者	(1) 卒業後にボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は、運用に係わった年数として、8年の実務経験年数。 (2) 上記(1)のうち、発電用の設備(電気工作物に限る。)に係わった年数として、8年の実務経験年数。 (3) (2)のうち、圧力5,880キロパスカル以上の発電用の設備に係わった年数として、4年の実務経験年数。
第2種ボイラー・ タービン 主任技術者	右の(1)～(2)につき、すべて満たしている者	(1) 卒業後にボイラー、蒸気タービン、ガスタービン又は、燃料電池設備(最高使用圧力が98キロパスカル以上のもの)の工事、維持又は、運用に係わった年数として4年の実務経験年数。 (2) 上記(1)のうち、発電用の設備(電気工作物に限る。)に係わった年数として4年の実務経験年数。

○電気電子工学科

免許の種類	学歴又は資格 実務の経験	実務の内容	
		経験年数	
第二種電気主任技術者免状(認定)	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令 第一条 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者	電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事、維持または運用	卒業前の経験年数の2分の1と卒業後の経験年数との和が5年以上
第三種電気主任技術者免状(認定)	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令 第一条 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者	電圧500ボルト以上の電気工作物の工事、維持または運用	卒業前の経験年数の2分の1と卒業後の経験年数との和が2年以上
第二級陸上無線技術士試験（一部免除）	無線従事者規則 第七条 総務大臣の認定を受けた学校教育法第一条に規定する学校その他の教育施設を卒業した者が当該学校等卒業の日から三年以内に実施される国家試験を受ける場合は、総務大臣が別に告示するところにより、申請によって、「無線工学の基礎」を免除する		
第二種電気工事士(筆記試験免除)	電気工事士法施行令 第九条 2 次に該当する者に対しては、その申請により、第二種電気工事士試験の筆記試験を免除する。 一 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による実業学校又はこれらと同等以上の学校において経済産業省令で定める電気工学の課程を修めて卒業した者		

○情報工学科

免許の種類	学歴又は資格 実務の経験	実務の内容	
		経験年数	
工事担任者試験	工事担任者規則 第11条 総務大臣の認定を受けた学校教育法第1条に規定する学校（本校情報工学科）その他の教育施設において認定に係る教育課程を修了した者が試験を受ける場合は、申請により、試験のうち電気通信の基礎技術の基礎の試験科目の試験を免除する。		

○ 都市環境デザイン工学科

免許の種類	学歴又は資格	実務の経験	
		実務の内容	経験年数
測量士となる資格	<p>測量法 (測量士となる資格)</p> <p>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。</p> <p>二 短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）であつて文部科学大臣の認定を受けた者において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者で、測量に関し三年以上の実務の経験を有する者</p> <p>但し、測量学を必須とし、測量に関する教科目（別表1-1参照）の単位数の合計が30単位以上であること。</p>		測量に関する実務3年以上
測量士補となる資格 (卒業後各自で申請。 但し、編入生について は、この限りではな い。)	<p>測量法 (測量士補となる資格)</p> <p>第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。</p> <p>二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該短期大学等を卒業した者</p> <p>※但し、測量学を必須とし、測量に関する教科目（別表1-1参照）の単位数の合計が30単位以上であること。</p>		なし
土木（一級・二級） 建築（一級・二級） 施工管理技士の受験資格	<p>建設業法施行令（昭和38年8月2日 政令第273号）</p> <p>第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は次のとおりとする。</p> <p>二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者（別表2参照）</p>		土木施工管理に 関し指導監督的 実務経験1年以 上含む5年以 上の実務経験
二級建築士の受験資格 (都市環境デザイン工学科)	<p>建築士法第十五条第一号（平成20年11月28日施行）</p> <p>学校教育法による大学もしくは高等専門学校、旧大学令による大学または旧専門学校令による専門学校に於いて、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（別表3参照）</p>	別表2(新要件) 参照	<p>卒業後 総単位数40以 上：0年 総単位数30以 上：1年 総単位数20以 上：2年</p>

別表 1-1 平成26年度～31年度入学生適用

本校における分類	科目名	単位数
必修科目	測量学実習 I	2
	測量学実習 II	2
	土質工学実験	1.5
	水理学実験	1
選択科目	測量学 I	2
	地学	1
	測量学 II	2
	応用力学	2
	物理学基礎 I	1
	物理学基礎 II	1
	物理学基礎 III	1
	物理学実験	1
	構造力学 I	2
	水理学 I	2
	土質力学	2
	工学演習	2
	都市計画	2
	応用数学	1
	数値解析	1
	構造力学 II	2
	水理学 II	2
	地盤工学	1
	応用測量学	1
	耐震工学	1
	河川環境工学	1
	交通計画学	2

測量学 I・測量学 IIを必須とし、30単位以上取得すること。

別表2-1(平成27~29年度入学の都市環境デザイン工学科)

上記科目のうち、A群からC群までの各群から1科目以上、B群から11単位以上、合計28単位以上履修した者

別表2-2（平成30～31年度入学の都市環境デザイン工学科）

上記科目のうち、A群からC群までの各群から1科目以上、B群から11単位以上、合計28単位以上履修した者

別表3-1 (平成27~29年度入学生適用)

指定科目の分類 (単位数)	指定科目として申請する開講科目			
二級・木造	分類番号	科目名	履修学年	単位数
①建築設計 実務0~2年:(5単位以上)	①	基礎製図 I	1	2
	①	設計演習	3	3
	①	景観設計	5	2
	①			
	①			
	7			
	①			
	②	建築計画	3	2
	②	都市計画	4	2
	②	土木・建築史	4	1
②~④建築計画、建築環境工学又は建築設備 実務0~2年:(7単位以上)	②			
	③	建築環境工学	3	2
	③			
	③			
	④	建築設備	4	1
	④			
	④			
	8			
	④			
	⑤	応用力学	2	2
⑤~⑦構造力学、建築一般構造又は建築材料 実務0~2年:(6単位以上)	⑤	土質力学	3	2
	⑤	構造力学 I	3	2
	⑤	構造力学 II	4	2
	⑤	地盤工学	4	1
	⑤	構造工学実験	4	1
	⑤	耐震工学	5	1
	⑤			
	⑥	鉄筋コンクリート工学	3	2
	⑥	鉄筋コンクリート工学実験	4	1
	⑥	鋼構造工学	4	2
	⑥			
	⑥			
	⑦	コンクリート工学	2	2
	⑦	材料学実験	3	1.5
	⑦	応用材料学	5	1
	⑦			
	20.5			
⑧建築生産 (1単位以上) 単位数小計	⑧	施工学	4	2
	⑧			
	⑧			
⑨建築法規 (1単位以上) 単位数小計	2			
	⑧			
	⑨	建築法規	5	1
	⑨			
⑩その他 (適宜)	⑨			
	⑩	測量学 I	1	2
	⑩	測量学 II	2	2
	⑩	測量学実習 I	1	2
	⑩	測量学実習 II	2	2
	⑩	応用測量学	5	1
	⑩	都市環境デザイン工学概論	1	2
	⑩	環境工学 I	4	2
	⑩	基礎製図 II	2	2
	⑩	構造物設計	4	2
単位数小計	17			
	⑩			
	38.5	①~⑨の単位数合計		
55.5 総単位数(①~⑩の単位数合計)				

別表3-2 (平成30~31年度入学生適用)

指定科目の分類 (単位数)	指定科目として申請する開講科目			
二級・木造	分類番号	科目名	履修学年	単位数
①建築設計 実務0~2年:(5単位以上)	①	基礎製図 I	1	2
	①	設計演習	3	3
	①			
	①			
	①			
	5			
	①			
	②	建築計画	3	2
	②	建築史	5	2
	②			
②~④建築計画、建築環境工学又は建築設備 実務0~2年:(7単位以上)	②			
	②			
	②			
	③	建築環境工学	3	2
	③			
	③			
	④	建築設備	4	1
	④			
	④			
	7			
⑤~⑦構造力学、建築一般構造又は建築材料 実務0~2年:(6単位以上)	⑤	応用力学	2	2
	⑤	土質力学	3	2
	⑤	構造力学 I	3	2
	⑤	構造力学 II	4	2
	⑤	地盤工学	4	1
	⑤	構造工学実験	4	1
	⑤	耐震工学	5	1
	⑤			
	⑥	鉄筋コンクリート工学	3	2
	⑥	鉄筋コンクリート工学実験	4	1
	⑥	鋼構造工学	4	2
	⑥			
	⑥			
	⑦	コンクリート工学	2	2
	⑦	材料学実験	3	1.5
	⑦	応用材料学	5	1
	⑦			
⑧建築生産 (1単位以上)	20.5			
	⑧	施工学	4	2
	⑧			
	⑧			
⑨建築法規 (1単位以上)	2			
	⑧			
	⑨	建築法規	5	1
	⑨			
⑩その他 (適宜)	1			
	⑨			
	⑩	測量学 I	1	2
	⑩	測量学 II	2	2
⑩その他 (適宜)	17			
	⑩	測量学実習 I	1	2
	⑩	測量学実習 II	2	2
	⑩	応用測量学	5	1
	⑩	都市環境デザイン工学概論	1	2
	⑩	環境工学 I	4	2
	⑩	基礎製図 II	2	2
	⑩	構造物設計	4	2
35.5 ①~⑨の単位数合計				
52.5 総単位数(①~⑩の単位数合計)				

鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第53条第3項及び第55条の規定に基づき、専攻科における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定める。

(単位の計算方法)

第2条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 1単位時間は50分を標準とする。
- (2) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、年度当初に別に定める「選択科目履修届」を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(指導教員)

第4条 専攻科の学生は、各専攻の指導教員から授業科目の履修に関すること及び特別研究の指導を受けるものとする。

(試 験)

第5条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平素の成績で評価できる科目は、定期試験を行わないことがある。
- 4 追試験は、次の各号のいずれかに該当する理由により、定期試験を受けることができなかつた者で、別に定める「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。
 - (1) 病気（医師の診断書を要する。）
 - (2) 忌引
 - (3) その他やむを得ない理由があると校長が認めた場合

(成績の評価)

第6条 学業成績（以下「成績」という。）の評価は、出席時数が所定の授業時数の3分の2以上の科目についてのみ行う。

- 2 成績は、授業科目ごとに前条に規定する試験の成績、その他を総合して評点で評価する。
- 3 評語及び評点は、次の区分による。

評 語	A	B	C	D
評 点	100～80	79～70	69～60	59～0

- 4 100点法で評価しない授業科目については、合否で評価する。

(再試験)

第7条 再試験は、Dの評語の授業科目に対して行う。

2 再試験は、別に定める「再試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対して実施する。

3 再試験によって修得した科目的評点は60点とし、Cの評語とする。

(単位の認定)

第8条 第6条第3項、第4項及び前条第3項の規定に基づき、評語がA、B、C及び合に評価された授業科目については、当該授業科目を修得したものとして、単位を認定する。

(他の大学等で修得した単位の認定)

第9条 学則第54条の規定により、大学（留学先の大学及び外国の大学が行う通信教育を含む。）及び他の教育施設等での学修並びに文部科学大臣が別に定める学修として認定された単位は「大学等履修科目単位」とし、専攻科の修了要件を満たすための単位とすることはできない。ただし、専攻科委員会が本校専攻科の「学習・教育到達目標」を達成するための学修として、学則第51条に規定する授業科目と振り替えることができると判断したものについては、この限りではない。

2 前項ただし書きにより認定することのできる単位数は12単位を限度とする。

3 第1項に規定する文部科学大臣が別に定める学修及び認定することのできる単位数は、別表第1のとおりとする。

第10条 専攻科の修了に必要な単位は、62単位以上（そのうち、すべての必修科目を含み一般科目8単位以上、専門共通科目16単位以上、専門科目32単位以上）修得するものとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31において現に在学するもの（以下この項において「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

名 称・資 格・得 点		単位数	表 記	一般科目・専門科目の別 備 考
実用英語 技能検定	1 級	6	実用英検	一般科目
	準1級	4		
	2 級	2		
工業英語 能力検定	1 級	6	工業英検	一般科目
	2 級	4		
	3 級	2		
日本漢字 能力検定	1 級	4	漢字検定	一般科目
	準1級	3		
	2 級	2		
	準2級	1		
デイジタル 技術検定	1 級	4	デイジタル	専門科目 制御部門に限る
	2 級	2		

鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則の運用内規

- 選択科目を履修しようとする者は、定められた日までに受講届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則（以下「規則」という。）第5条第3項に規定する定期試験を行わないことがある科目は、次の表のとおりとする。

学 年	機械・電子システム工学専攻	電気情報システム工学専攻	建設工学専攻
第1学年	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究 I 機械設計演習 特別実習 技術と社会のかかわり	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究 I 特別実習 技術と社会のかかわり	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究 I 特別実習 建設工学特別演習 I 技術と社会のかかわり
第2学年	特別研究 II	特別研究 II	特別研究 II 都市計画演習 建設工学特別演習 II

- 規則第5条第4項に規定する追試験を受けようとする者は、定期試験終了日の翌日までに、別紙様式の追試験願を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 追試験の点数は得点の8割とする。追試験を受けることが許可されなかった者の当該試験の点数は0点とする。ただし、以下の場合については、得点の10割とする。
 - 公欠
 - その他専攻科委員会で認めたもの
- 追試験を受けることができない特別な事情がある者については、校長の許可を受け、当該学期内の範囲において追試験を受けることができる。
- 規則第6条第4項に規定する100点法で評価しない科目は、次表のとおりとする。

学 年	機械・電子システム工学専攻	電気情報システム工学専攻	建設工学専攻
第1学年	特別実習	特別実習	特別実習

- 校長の承認を得た次の各号のいずれかによる欠課は、公欠とする。
 - 鹿児島工業高等専門学校学則第24条の規定による欠課
 - 授業中の負傷による治療のための欠課
 - 交通機関の事故による欠課
 - 教育課程、就職等に関する試験を受験するための欠課
 - 文化活動、体育活動として学校又は公共団体を代表して参加するための欠課
 - 学会及び共同研究等の研究活動に参加するための欠課
 - 学会で研究発表をし、又は連名者が研究発表をする学会に参加するための欠課
 - 共同研究等に参加するための欠課

- (7) 専攻科委員会の審議を経て専攻科長が公欠と認めたもの
- 8 前項による欠課は、別紙様式の公欠（欠課）届を学生課教務係へ提出しなければならない。
- 9 規則第6条第1項に規定する出席時数の計算においては、忌引及び公欠による欠課は出席とみなさない。
- 10 規則第6条第1項に規定する出席時数が所定の授業時数の3分の2以上の科目の定義は、次のとおりとする。
- (1) 当該科目の実際の授業時数が規則第2条で定められた1単位当たりの時間数（以下「1単位当たり時間数」という。）より少ない場合には、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位当たり時間数の3分の1を超えない科目
- (2) 当該科目の実際の授業時数が、1単位当たり時間数より多い場合には、欠課時数が実際の授業時数の3分の1を超えない科目
- 11 規則第6条第2項に規定する成績の評価においては、次の各号のいずれかに該当する専攻科入学前の教育活動を、専攻科委員会の審議を経て評価対象とすることができる。
- (1) 国立高等専門学校機構が実施する海外インターンシッププログラム
- (2) その他、前号と同等の教育活動と認められるもの
- 12 再試験は前の学期における評語Dの科目について行う。
- 13 規則第7条に規定する再試験を受けようとする者は、前年度後学期の授業科目については、当該年度前学期の定められた期間、当該年度前学期の授業科目については、当該年度後学期の定められた期間に別紙様式の再試験願を提出し、科目担当教員の指示を受けるものとする。
- 14 同一科目の再試験願の提出は1回限りとし、再試験の結果が評語Dの場合には、再履修できるものとする。
- 15 再試験は、再試験願を提出した学期内に少なくとも1回は行うものとする。
- 16 再試験の合否の結果は、定められた日までに科目担当教員から学生課教務係に通知する。

附 則

この内規は、平成15年6月3日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年5月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成22年2月19日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年2月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年3月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年4月1日において現に在学する者は、改正後の2項及び6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成27年9月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校専攻科の出席の取扱要領

- 1 鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則第6条第1項に定める「出席時数」を明確にするために、出席の取扱を次のとおり定める。
 - 2 欠課、遅刻、忌引、早退については、毎時間授業担当者が教員手帳等に記入するものとする。
 - 3 上記欠課等の定義及び取扱い
 - (1) 欠課とは、各授業時間において、授業を受けなかったときをいう。
 - (2) 遅刻とは、授業ごとの始業時間に遅れたときをいい、遅刻とするかどうかの判定は、担当教員の判断とする。この場合において、担当教員が授業を開始してから15分を超える遅刻は、原則として欠課とする。
 - (3) 早退とは、授業ごとの終了時間前に退出したときをいい、早退とするかどうかの判定は、担当教員の判断とする。この場合において、授業終了15分以前の早退は、原則として欠課とする。
 - (4) 2単位時間以上の連続授業は、1単位時間ごとに前3号の規定を適用する。
 - (5) 遅刻又は早退の合計3回で、欠課1時間に換算する。
 - (6) 公欠とは、鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則の運用内規第7項による欠課をいう。
 - 4 出席状況の記入について、符号は次のとおりとする。
 - (1) 欠課「/」
 - (2) 遅刻「×」
 - (3) 早退「△」
 - (4) 公欠「○」
 - (5) 忌引「○」
 - 5 公欠願は、特別研究指導教員を通して、専攻科長に申請するものとする。学生は、事後、公欠届を7日以内に学生課教務係に提出しなければならない。
 - 6 各授業科目担当者は、成績一覧表作成時に各学生の欠課時数を教務システムにより報告するものとする。
 - 7 各授業科目担当者は、各学期ごとの定められた日に、学生に欠課時数を示さなければならぬ。
 - 8 学生から個々に欠課時数を聞かれた場合は、教員手帳等により、その出席状況を知らせなければならない。
 - 9 出欠用の教員手帳等は、各自5年間は保管するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月3日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校学生の受験心得

- 1 チャイムの鳴り始めが試験開始の時刻となるので、それまでに試験に臨むための準備をしておく。
- 2 机の上には鉛筆、ペンシル、鉛筆削り、消しゴム、時計、その他指示されたもの以外は置かない。また、試験中の貸し借りは認めない。
- 3 計算機付き腕時計及び英単語等の出る時計の持ち込みはできない。
- 4 携帯電話、ポケベルは電源を切り、教室外に出す。
- 5 机の中には何も入れておかない。カバン等は教室の外に出すか、ロッカーの上に置く。
- 6 退室は、次の時間を経過した後でないと認めない。
 - (1) 1 単位時間の試験のものは、試験開始から30分
 - (2) 2 単位時間の試験のものは、試験開始から60分

なお、その際は答案用紙を裏返しにして、静かに退室する。
- 7 遅刻者は、前記時間経過した後は入室を認めない。
- 8 試験終了のチャイムで必ず鉛筆等を置く。
- 9 病気等やむを得ない場合は、挙手して監督者の指示に従う。
- 10 その他、不正行為とみなされるような不審な行動をとらない。

注)

- (1) 上記5のカバン等とは、学習に使用する本・ノート・紙片を含む。
- (2) 次のような行為は不正行為とみなされる。
 - ① 明らかなカンニング行為
 - ② 他人の解答を見たり、自分の解答を教えたりすること。
 - ③ 受験科目の内容に関する情報を書いたものを所持していたり、机の中に入れていたりすること。

附 則

この心得は、平成15年6月3日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

III 学生支援関係

鹿児島工業高等専門学校入学期料、授業料の免除及び入学期料、 授業料の徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する規程

第1章 総則

第1条 鹿児島工業高等専門学校学則第40条の規定に基づく入学期料、授業料の免除及び入学期料、授業料の徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する取扱いに関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 入学期料の免除

第2条 入学期料の免除は、学則第40条第1項に定めるもののほか、次に掲げる入学期料についても免除することができる。

- (1) 免除又は徴収猶予を申請した者について、徴収を猶予している期間内において死亡したことにより、除籍した者にかかる未納の入学期料
- (2) 免除又は徴収猶予を不許可とした者、若しくは半額免除の許可をした者について、徴収を猶予している期間内において死亡したことにより、除籍した者にかかる未納の入学期料
- (3) 免除又は徴収猶予を不許可とした者、若しくは半額免除の許可をした者であって、納付すべき入学期料を納付しないことにより除籍した者にかかる未納の入学期料

第3条 入学期料の免除は、本人の申請に基づき、選考の上これを行う。

第3章 授業料の免除

第4条 授業料の免除は、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には、選考の上、その期に納付すべき授業料の全額又は半額についてこれを行う。

2 授業料の納付期限前までに休学を許可された者は、授業料の12分の1に相当する額に休学の翌月から復学の前月までの月数を乗じた額を免除する。ただし、休学の開始が月の当初である場合は、休学の月から免除できるものとする。

第5条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる授業料についても免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍した者にかかる未納の授業料
- (2) 授業料の前納期前（入学前一年以内）に学生の学資を負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が、風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合は、災害発生の翌期に納付する授業料、ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納付期限前である場合は、当該期の分についても免除することができる。
- (3) 授業料の徴収猶予及び月割分納の許可を受けている者が、願い出により退学した場合は、その翌月以降の授業料

- (4) 授業料、寄宿料の未納を理由として除籍された者にかかる未納の授業料
- (5) 第2条第3号の場合において、授業料が未納であるときは、その者にかかる未納の授業料

第6条 授業料免除の範囲は、毎年度独立行政法人国立高等専門学校機構の通知による額を超えないものとする。ただし、その額を超えて免除する必要が生じた場合は、超過申請をすることができるものとする。

第4章 入学料の徴収猶予並びに授業料の徴収猶予、月割分納

(徴収猶予等)

第7条 入学料の徴収猶予は、入学料の免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者にかかる入学料の徴収を猶予する。

- 2 入学料の免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。
- 3 入学料の徴収猶予の許可をした者にかかる入学料の徴収期限は、当該入学年度の2月末日とする。
- 4 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者、又は半額免除の許可をした者（第2項により徴収猶予の申請をした者を除く。）については、免除若しくは徴収猶予の不許可、又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、その者にかかる入学料を徴収する。

第8条 授業料の徴収猶予は、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学力優秀と認められるものには、選考の上、徴収猶予があることがある。

第9条 前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合についても、徴収猶予することができる。

- (1) 行方不明の場合
- (2) 学生、又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合、ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納付期限前である場合は、当該期の分についても猶予を許可することがある。
- (3) その他やむを得ない事情があると認められた場合

第10条 授業料の徴収猶予期間は前学期にあっては9月20日まで、後学期にあっては3月20日までとする（当該日が金融機関休業日の場合は、前営業日とする。）。

(月割分納)

第11条 特別の事情がある場合には、月割分納を許可することがある。

- 2 月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月当月分を末日までに納付するものとする（当該日が金融機関休業日の場合は、前営業日とする。）。ただし、3月分については2月26日までとする（当該日が金融機関休業日の場合は、前営業日とする。）。

(申請の手続)

第12条 入学料、授業料の免除又は入学料、授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）の許可を受けようとする者は、所定の願書（別記様式第1号、第1－2号、第2号、第3号及び第4号）に次の書類を添え、学生主事を経て校長に提出するものとする。

(1) 家庭調書

(2) 第5条第2号、第9条第2号に該当する場合は、被害地区市町村長の被災証明書

(3) 学則第40条第1項の学資負担者が死亡の場合は、校長が定めた書類

(願書の提出期限)

第13条 前条の願書は、次により提出するものとする。

(1) 入学料免除を受けようとする者は、合格発表の日から起算して10日以内

(2) 授業料の免除、徴収猶予、月割分納の許可を受けようとする者は、前期にあっては4月1日から4月10日まで、後期にあっては10月1日から10月10日まで。

(許可)

第14条 入学料、授業料の免除又は入学料、授業料の徴収猶予の許可は、当該年度限りとする。ただし、次年度において引き続き授業料の免除又は徴収猶予の措置を必要とする者は、改めて申請させるものとする。

(許可の取り消し)

第15条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を得た者で、許可決定後その申請について虚偽の事実が判明したときは、許可を取り消すものとする。

第16条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を得た者で、許可決定後、次の各号のいずれかに該当したときは、許可を取り消すものとする。

(1) 授業料免除又は、徴収猶予の申請について虚偽の事実が判明したとき。

(2) その他免除、徴収猶予の事由を失ったとき。

2 前項第2号の場合は、免除又は徴収猶予の事由を失った月以降の分について、許可を取り消すものとする。

第5章 寄宿料の免除

(寄宿料の免除)

第17条 寄宿料の免除は、次の各号に掲げる寄宿料について、選考の上、これを行う。

(1) 死亡、又は行方不明のため除籍した者にかかる未納の寄宿料

(2) 学生、又は学資負担者が風水害等の災害を受け、学生の申請に基づき校長が納付困難と認めた場合は、災害月の翌月から起算して6ヶ月の範囲内に納付すべき寄宿料

(3) 納付すべき入学料を納付しないことにより除籍した者にかかる未納の寄宿料

(4) 授業料、寄宿料の未納を理由として、除籍した者にかかる未納の寄宿料

2 第2条第3号の場合において、寄宿料が未納であるときは、その者にかかる未納の寄宿

料は免除することができる。

- 3 第1項第2号の規定により、許可を受けようとする者は、別紙様式第5号による願書のほか、被害地区市町村長の被災証明書を添え、学生主事を経て校長に提出するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 「様式第4号」を「様式第5号」とし、「様式第3号」を「様式第4号」とし、「様式第2号」を「様式第3号」とし、「様式第1号」を「様式第2号」として、新たに「様式第1号」を加える。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 第7条（授業料免除の適用除外）を削除し、第8条以下を1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、昭和60年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月20日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校学寮施設における 長期休業期間中の合宿に関する要項

平成 23 年 7 月 15 日
校 長 裁 定

(趣 旨)

第 1 条 鹿児島工業高等専門学校学寮施設における長期休業期間中の合宿については、別に定めのある場合を除き、この要項の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 合宿は、規律ある生活を通じて、自己の役割と責任を自覚するとともに、学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成することを目的とする。

(利用者)

第 3 条 学寮施設での合宿に参加できる者は、次の各号のとおりとする。また、校長がやむを得ないと認める場合を除き、複数名の団体とする。

- (1) クラブ活動等で学生主事が認めた者
- (2) 卒業研究や特別研究等をする者で教務主事が認めた者
- (3) その他、特別な事情で校長が認めた者

2 合宿の許可を受けた場合であっても、人数調整の必要が生じた場合や、学寮施設の修理・工事・清掃等で学寮施設を使用できない事由が発生した場合は、合宿できないことがある。

(利用の申請・手続き)

第 4 条 合宿を希望する者は、合宿希望調査で申し出た上で、所定の期日までに学生課に合宿許可願（様式 1）、合宿宿泊表（様式 2）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 合宿希望者は、合宿許可願等を提出する時に合宿費を支払うものとする。金額については、学生委員会において別途定めるものとする。

3 寮食堂又は学生食堂を利用する場合は、寮食堂摂食数調（様式 3-1）又は学生食堂摂食数調（様式 3-2）を希望する食堂に提出するものとする。

4 合宿許可願提出後の合宿期間及び参加人数の変更は、原則として認めない。ただし、指導教員がやむを得ないと認める場合に限り、合宿変更申出書（様式 5）を提出することにより、学生主事が認める場合がある。但し、緊急を要する事柄が生じた場合は、この限りでない。

5 合宿終了後は、速やかに合宿報告書（様式 4）を学生主事に提出するものとする。

(運営、指導及び監督)

第 5 条 合宿の運営は、教務委員会、寮務委員会からの助言や情報提供等の協力のもと学生委員会が行うものとする。各団体の指導教員は、学生の合宿状況を把握し、学生委員会と連携し学生の指導及び監督に当たるものとする。

(遵守事項)

第6条 合宿を行う者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 合宿に参加する学生は、合宿事前研修に全員参加すること。
- (2) 鹿児島工業高等専門学校学寮規則の関係条項及び鹿児島高専学寮施設での宿泊における注意事項・役割分担（以下、注意事項等という）を遵守すること。
- (3) 提出した生活時間表（様式1）に基づく規則正しい生活を行い、宿直者の立会いのもと、確実に点呼を実施すること。
- (4) 注意事項等の合宿における役割分担をきちんと履行すること。
- (5) 清掃、整理整頓を行い、ゴミはきちんと分別して所定の場所へ捨てる。
- (6) 居室、共同施設等、学寮施設の施設設備を正常な状態において保全すること。なお、施設を破損した場合は、原則として弁償しなければならない。

(安全管理)

第7条 合宿期間中は、宿・日直者及び必要に応じて管理者（委託）を置き、その業務は鹿児島工業高等専門学校学寮宿日直規則に従う。

第8条 合宿期間中に、病人・けが人が出た場合は、速やかに指導教員または宿・日直者に届け出て指示を受けること。

第9条 火災その他災害等が発生した場合は、火災等の災害発生時心得に従う。

(許可の取消)

第10条 学生主事は、合宿に参加している個人あるいは団体が、この要項及び関係する諸規則等に違反する行為があったと認めた場合は、合宿の停止を命ずることがある。

また、当該団体の次回以降の合宿について、学生委員会で審議のうえ、許可しないことがある。

(雑則)

第11条 その他合宿に関し必要な事項は、学生委員会の議事に基づき校長が定める。

附 則

この要項は、平成23年7月15日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年3月14日から施行し、平成26年2月6日から適用する。

IV 寮務関係

鹿児島工業高等専門学校学寮規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第56条第3項の規定に基づき、本校における学寮の管理運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設であって、学生の相互敬愛により学校生活の向上を図るとともに、規律ある共同生活を通して人間形成を助長し、本校の教育目的の達成に資することを目的とする。

(施設の名称)

第3条 本校の学寮は、志学寮と称する。

(管理運営責任等)

第4条 学寮は、校長が管理する。

- 2 寮務主事は、校長の命により、学寮の管理運営に関する事項を処理する。
- 3 寮務主事は、学生主事と緊密なる連絡を保ち、寮生の指導にあたるものとする。

(寮務委員会)

第5条 校長の学寮運営管理に関する諮問機関として、寮務委員会を置く。

- 2 寮務委員会に関する規則は、別に定める。

(入寮)

第6条 学生で入寮を希望する者は、入寮願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退寮)

第7条 寮生で退寮を希望する者は、退寮願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第8条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずるときがある。

- (1) 疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者
- (2) 共同生活の秩序又は風紀を乱す行為があった者
- (3) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為のあった者
- (4) その他校長が認めた者

(寄宿料及び寮費)

第9条 寄宿料は、毎月末日までに、当該月分を納付しなければならない

（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。）。ただし、3月分については2月26日までに納付するものとする（当該日が金融期間休業日の場合は前営業日とする。）。

- 2 寮生は、食費及びその他寮生活に必要な本校の定める寮費を納付しなければならない。
- 3 各学期の閉寮日までに本校の定める寮費が納付されていない場合、原則として次学期は入寮できない。
- 4 寄宿料の免除申請については別に定める。

(共同生活の自活)

第10条 寄生は、その総意により校長の承認を得て、学寮における共同生活を自立的に運営するための組織を設けることができる。

2 前項の組織及びその活動は、寄生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則及び学生準則並びにこの規則に違反しないものでなければならない。

3 第1項の組織を届けようとする場合には、次に掲げる事項について、寮務主事を経て校長に提出し、その承認を得なければならぬ。変更又は廃止する場合も同様とする。

(1) 名称

(2) 目的

(3) 規約

(4) 代表者及び役員

4 第1項の組織が、その組織を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることができる。

(生活規律)

第11条 寄生の外出、外泊、旅行及び帰省については、寮務主事の許可をうけなければならぬ。ただし、寮務主事不在のときは別に定める者が前段の事務を代行する。

2 前項の手続等については、別に定める。

第12条 寄生活の規律については、別に定める。

(保健衛生及び環境整備)

第13条 寄生は常に衛生に留意し、健康の保持に努めなければならない。

2 伝染病の発生その他の事由により必要があるときは、寄生に対し健康診断又は予防接種を命ずることがある。

第14条 寄生は、寮内外の清掃を実施し、整理整頓を旨とし、快適な環境の保持に努めなければならない。

(防災安全)

第15条 寄生は火災その他の災害の防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について、協力するものとする。

2 前項の実施については、別に定める。

(施設設備の使用、保全)

第16条 寄生は居室、共同施設等、学寮の施設設備の正常な状態において保全しなければならない。

2 寄生以外の学生は、寮務主事又は寮務主事補、やむを得ない場合は、寮当直教員の許可がなければ学寮（寄生の居住区）内に立入ることができない。

3 寄生以外の者が、学寮の施設設備を使用するときはあらかじめ寮務主事を経て、校長の許可を受けなければならない。

4 学寮の施設設備の使用及び保全については別に定める。

(雑 則)

第17条 入寮及び退寮に関する諸様式は次のとおりとする。

入 寄 願（第1号様式）

退寮願（第2号様式）

第18条 この規則の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 昭和38年4月19日施行の鹿児島工業高等専門学校寄宿舎規則は廃止する。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年5月30日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年3月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月19日から施行する。

V 留 学 生 関 係

鹿児島工業高等専門学校外国人留学生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第58条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、「留学生」とは、高等専門学校において教育を受ける目的をもつて入国し、本校に入学を許可された者をいう。

2 「短期留学生」に関し必要な事項は別に定める。

(入 学)

第3条 留学生は、定員外とし、第3学年に入学を許可するものとする。

(教育課程)

第4条 留学生の教育課程は、その留学生に適合するように特別に編成することができる。

(授業料等)

第5条 国費留学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(留学生指導教員)

第6条 留学生の学習及び日常生活に関して、必要な指導助言を与えるため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、留学生が在籍する学科の教員の中から、当該学科の長の推薦に基づき、校長が任命する。

(チューター)

第7条 留学生の学習上の援助及び日常生活上の助言を行うため、チューターを置くことができる。

2 チューターは、留学生と同一学科の学生の中から、当該学科の長の推薦に基づき、校長が委嘱する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校外国人留学生規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年3月15日から施行する。

VI 施設・設備利用関係

鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設使用規則

鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設使用規程（昭和47年4月1日制定）の全部を改正する。

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校図書館利用規則第1条第2項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設（以下「施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

第2条 施設を利用できる時間は、月曜日から金曜日までの8時30分から17時までとする。

2 前条の規定にかかわらず、必要があるときは、時間を変更することができる。

第3条 施設を使用できない日は、次のとおりとする。

（1）土曜日及び日曜日

（2）「国民の休日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する日

（3）年末年始12月29日から翌年1月3日まで

2 前条の規定にかかわらず、必要があるときは、施設の使用を停止することができる。

第4条 施設の次の各室を使用する場合は、あらかじめ使用許可願（別紙様式）を校長に提出し、その許可を受けた上で、指導教員の付き添いのもとに使用できるものとする。

（1）ゼミナール室

（2）視聴覚室

（3）L・L教室

第5条 施設を使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

（1）冷暖房、その他火気を使用する場合は、事前に届け出なければならない。

（2）室内の設備、備品などは許可なくして室外へ持ち出してはならない。

（3）使用後は、消灯、戸締まり、火気の始末、その他設備などを正常の状態に戻し、清掃をしなければならない。

第6条 施設の使用に関する事務は、学生課教務係において行う。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校図書館附属施設使用規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校情報教育システム利用規則

(目的)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター規則、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規程、及び鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程に基づき、本校の情報教育システムセンター（以下「センター」という。）が管理する設備の円滑な利用をはかることを目的とする。

(利用者)

第2条 情報教育システムセンター長の許可を得た次の各号のいずれかに該当する本校の教職員は、センターが管理する設備を許可された範囲内で利用できる。

- 一 常勤教職員（再雇用教職員を含む）
 - 二 非常勤教職員
 - 三 派遣教職員
 - 四 前各号のほか情報教育システムセンター長が指定する者
- 2 情報教育システムセンター長の許可を得た次の各号のいずれかに該当する本校の学生は、センターが管理する設備を許可された範囲内で利用できる。
- 一 本科生
 - 二 専攻科生
 - 三 外国人留学生
 - 四 研究生
 - 五 聴講生及び特別聴講学生
 - 六 科目等履修生
 - 七 前各号のほか情報教育システムセンター長が指定する者
- 3 情報教育システムセンター長の許可を得た次の各号のいずれかに該当する学外者は、センターが管理する設備を許可された範囲内で利用できる。
- 一 新任予定者、退任直後の者その他の本校の教職員に準じた扱いが必要な者
 - 二 入学予定者、卒業直後の者その他の本校の学生に準じた扱いが必要な者
 - 三 情報システムの設置、保守その他の本校が委託する作業を行う者
 - 四 公開講座、一日体験入学その他の本校が開催する事業に参加する者
 - 五 学会、会議その他の本校の教職員が職務として開催する事業に参加する者
 - 六 前各号のほか情報教育システムセンター長が指定する者
- 4 前各項の規定にかかわらず、利用の範囲が軽微な場合には、情報教育システムセンター長は個人を特定せずにセンターが管理する設備の利用を認めることができる。

(利用の開始)

第3条 センターが管理する設備の利用を開始する者は、利用の範囲を明らかにして情報教育システムセンター長に利用の許可を申請しなければならない。ただし、正当な理由で申請ができない場合は、代理者による申請をもって代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報教育システムセンター長が認める場合は利用許可の申請を要しない。

(利用者の遵守事項)

第4条 センターが管理する設備を利用する者は、情報セキュリティ利用者規程その他の情報教育システムセンターに関連する規則を遵守しなければならない。

- 2 自ら管理する情報システムをセンターが管理する設備に接続して利用する者は、情報セキュリティ推進規程に基づく情報教育システムセンター長の指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第5条 センターが管理する設備を利用する者が、センターの運営に重大な支障を生じさせたとき、又は支障を生じさせるおそれがあるときは、情報教育システムセンター長はその利用を停止できる。

(利用の変更)

第6条 利用する身分、利用する範囲その他のセンターが管理する設備の利用の様態を変更する者は、速やかに情報教育システムセンター長に届け出なければならない。ただし、正当な理由で届け出ができない場合は、代理者による届け出をもって代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報教育システムセンター長が認める場合は利用変更の届け出を要しない。

(利用の終了)

第7条 センターが管理する設備の利用を終了する者は、速やかに情報教育システムセンター長に届け出なければならない。ただし、正当な理由で届け出ができない場合は、代理者による届け出をもって代えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報教育システムセンター長が認める場合は利用終了の届け出を要しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター利用規則は廃止する。
- 3 鹿児島工業高等専門学校ローカルエリアネットワーク利用規則は廃止する。

鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程（以下「管理規程」という。）第1条第2項に基づく情報セキュリティの維持向上、及び情報システムの適正利用のために、本校の情報システムの利用者が遵守すべき事項を定める。

2 この規程で定めるもののほか、前項に必要な事項は別に定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、この規程で定めるものを除き、管理規程の定めるところによる。

(適正利用)

第3条 情報システムの利用者は、本校の情報システムを用いて、次の各号のいずれかに該当する行為又はその行為を助長する行為を行ってはならない。

- 一 本校の目的に反すること。
- 二 法令又は本校の規則に違反すること。
- 三 人権を侵害すること。
- 四 公序良俗に反すること。
- 五 宗教活動、政治活動、又は営利活動に類すること。
- 六 本校の社会的信用を失墜させること。
- 七 本校の情報を無断で学外の不特定多数の者に発信すること。
- 八 前各号のほか情報セキュリティ責任者の指示に反すること。

(情報システムの保全)

第4条 情報システムの利用者は、本校の情報システムに対して、次の各号のいずれかに該当する行為又はその行為を助長する行為を行ってはならない。

- 一 情報システムの正常な機能を損なうこと。
- 二 情報セキュリティに関わる脆弱性を修復する機能を妨げること。
- 三 情報セキュリティに関わる脅威を回避する機能を妨げること。
- 四 情報セキュリティに関わる稼働の記録を採取する機能を妨げること。
- 五 情報セキュリティに関わるアクセス制御機能を妨げること。
- 六 過度な負荷その他の方法で情報システムの円滑な運用を妨げること。
- 七 盗聴その他の方法で通信の秘密を侵害すること。
- 八 情報セキュリティ推進責任者が禁止するソフトウェア又は機能を使用すること。
- 九 前各号のほか情報セキュリティ推進責任者の指示に反すること。

(情報システムの設置)

第5条 情報システムを新たに設置する者は、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程（以下「推進規程」という。）第3条第3項に基づき、情報システムの管理者を定めなければ

ばならない。ただし、当該情報システムの所有者が本校の教職員でない場合は、受入れ責任者となる本校の教職員を情報システムの管理者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ推進責任者が個別に情報システムの管理者を指定した場合は、この限りでない。

(上位の情報システムへの接続)

第6条 情報システムを上位の情報システムに新たに接続する者は、上位の情報システムの管理者から接続の許可を得なければならない。

- 2 上位の情報システムに対する接続を解除する者は、すみやかに上位の情報システムの管理者に届け出なければならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、上位の情報システムの管理者が個別の届け出を要しないと定めている場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第7条 情報システムを新たに利用する者は、当該情報システムの管理者に、利用の許可を求めるなければならない。

- 2 情報システムの利用を終了する者は、すみやかに当該情報システムの管理者に届け出なければならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、当該情報システムの管理者が個別の届け出を要しないと定めている場合は、この限りでない。

(アカウントの管理)

第8条 複数の者が利用する情報システムを新たに利用する者は、当該情報システムの管理者から第7条の利用の許可に加えてアカウントを取得しなければならない。

- 2 複数の者が利用する情報システムを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 他人のアカウントを利用しないこと。
 - 二 自分のアカウントを他人に利用させないこと。
 - 三 自分のアカウントを他人に利用され、又は利用されるおそれがあるときは、直ちに当該情報システムの管理者に届け出ること。
- 3 複数の者が利用する情報システムの利用を終了する者は、当該情報システムの管理者に届け出なければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、当該情報システムの管理者が個別の届け出を要しないと定めている場合は、この限りでない。

(教 育)

第9条 情報システムの利用者は、情報セキュリティ推進責任者の指示に基づいて、情報セキュリティ及び情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

(通 報)

第10条 情報システムの利用者が、情報セキュリティ関連法令、機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則、並びに本校の実施規程及び実施手順に対する重大な違反、その他の本校の情報システムにかかる重大な問題を知った場合は、情報セキュリティ推進責任者に遅滞なく通報するものとする。

附 則

この規程は、平成23年12月16日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校文化局共用室使用内規

第1条 本校の文化局共用室の使用は法令、本校の規則並びに他に定めのある場合のほか、この内規の定めるところによる。

第2条 文化局共用室の使用許可願については、学生主事が文化局指導教員会議にはかり、校長が決定する。

第3条 文化局共用室の使用許可期間は、当該年度限りとする。ただし、願出により使用期間を更新することができる。

第4条 文化局共用室の使用を許可されている部が解散したとき、及び共用室の使用が不要になったときは、学生課学生係へ直ちに届け出ること。

第5条 文化局共用室の使用時間は7時30分から19時までとする。ただし、上記時間以外に使用するときは、施設設備使用許可願を学生課学生係に提出するものとする。

第6条 文化局共用室の鍵は、使用の都度、守衛室で受領し、使用後、直ちに返納すること。

2 文化局共用室を使用する部は、その都度、使用簿に記入すること。

第7条 文化局共用室を使用するときは、次の事項を守ること。

- (1) 文化局共用室の使用は部員名簿を添え、学生主事に願い出て許可を得た部に限るものとする。
- (2) 部活動の目的以外に使用しないこと。
- (3) 諸施設、器具、器材を大切にすること。
- (4) 常に清掃を行い、整理整頓に努めること。
- (5) 使用区分及び使用期間を守り、他人に迷惑をかけないこと。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) その他の指示事項を守ること。

第8条 使用者が故意又は過失により施設、設備及び器具類を滅失、毀損したときは、損害賠償の責を部で負うものとする。

第9条 この内規に反したときは、使用許可を取り消すことがある。

附 則

この内規は、昭和52年10月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校文化局共用室使用内規の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校器楽練習室使用内規

第1条 本校の器楽練習室の使用は法令、本校の規則並びに他に定めのある場合のほか、この内規の定めるところによる。

第2条 器楽練習室を使用する部は、施設設備使用許可願を学生課学生係に提出し、校長の許可を受けるものとする。

第3条 器楽練習室の使用許可期間は、当該年度限りとする。ただし、願出により使用期間を更新することができる。

第4条 文器樂練習室の使用を許可されている部が解散したとき、及び共用室の使用が不要になったときは、学生課学生係へ直ちに届け出ること。

第5条 器楽練習室の使用時間は7時30分から19時までとする。ただし、上記時間以外に使用するときは、施設設備使用許可願を学生課学生係に提出するものとする。

第6条 器楽練習室の鍵は、使用の都度、守衛室で受領し、使用後、直ちに返納すること。

2 器楽練習室を使用する部は、その都度、使用簿に記入すること。

第7条 器楽練習室を使用するときは、次の事項を守ること。

- (1) 器楽練習室の使用は部員名簿を添え、学生主事に願い出て許可を得た部に限るものとする。
- (2) 部活動の目的以外に使用しないこと。
- (3) 諸施設、器具、器材を大切にすること。
- (4) 常に清掃を行い、整理整頓に努めること。
- (5) 使用区分及び使用期間を守り、他人に迷惑をかけないこと。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) その他の指示事項を守ること。

第8条 使用者が故意又は過失により施設、設備及び器具類を滅失、毀損したときは、損害賠償の責を部で負うものとする。

第9条 器楽練習演奏音量は、練習室から10mの距離で80デシベル以下とする。

第10条 この内規に反したときは、使用許可を取り消すことがある。

附 則

この内規は、昭和53年4月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

VII 学 生 会 関 係

鹿児島工業高等専門学校学生会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、鹿児島工業高等専門学校学生会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、学則及び学生準則に則り、学校の指導のもとに、学生の総意と責任と敬愛に基づき、自発的な活動を通して相互の親和をはかり、民主的な社会人としての心身の修養につとめ、学生生活の向上を図ることを目的とする。

(指導教員)

第3条 本会は、学生の自発的活動を通して学生生活を充実させるため、各組織に校長が命ずる指導教員を置くものとする。

第4条 本会の議決事項は、すべて指導教員及び学生主事を経て、校長の承認を受けなければならぬ。

(構成員)

第5条 本会は、本校学生の全員をもって構成し、学生は入学と同時に本会の構成員となるものとする。

(権利、義務)

第6条 本会の会員は、次の権利及び義務を有するものとする。

(1) 本会の定める選挙権と被選挙権

(2) 本会の機関の決定に従う義務

(3) 本会の会費を定期に納入する義務

2 本会の会員は、前項に定める権利及び義務について全く平等で、学年、思想、性別その他いかなる条件によっても、差別は受けないものとする。

第2章 機 関

第1節 通 則

第7条 本会の目的を達成するため、次の組織を置く。

(1) 学生総会

(2) 評議会

(3) 学級会

(4) 執行委員会

(5) 委員会

(6) 局及び部

(7) 会計監査員

第8条 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。ただし賛否同数の場合は、議長が決する。

第2節 学生総会

(学生総会)

第9条 学生総会は、全会員をもって構成し、本会における最高議決機関とする。

第10条 総会は会長が招集し、毎年2回定例総会をもつ。ただし、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 評議会がその必要を認めたとき。
- (2) 全会員の3分の1以上の署名による要求があったとき。
- (3) 会長がその必要を認めたとき。

第11条 総会の正副議長は、それぞれ評議会の正副議長が兼ねる。

第12条 総会は、5日前までに期日、場所、議題を告示して開くものとする。ただし臨時総会はこの限りではない。

第13条 総会は、次の事項を審議し、議決を行う。

- (1) 規約の改廃に関する事項
- (2) 会費の額の変更に関する事項
- (3) 本会の事業計画及び予算、決算に関する事項
- (4) 評議会で必要と認めた事項
- (5) 全会員の3分の1以上の署名をもって要求された事項
- (6) その他、本会の目的に副う重要な事項

第3節 評議会

(評議会)

第14条 評議会は、本会運営の中核となるものであり、総会の代行議決機関として、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 評議員 各学級2名
- (2) 総務 各学級1名
- (3) 各委員会委員長
- (4) 学生会執行委員
- (5) 各局長
- (6) 会計監査員

2 学生会執行委員、各局長及び会計監査員は評議会において議決権は有しないものとする。

第15条 定例の評議会は毎月1回議長が招集する。ただし、次の場合には臨時評議会を開くことができる。

- (1) 評議員の3分の1以上の要求があったとき。
- (2) 会長がその必要を認めたとき。
- (3) 全会員の4分の1以上の要請があったとき。

第16条 評議会は、評議員選出後10日以内に正副議長各1名を選出しなければならない。

2 前項の選出は評議員の互選による。

第17条 議長は議事の進行を司り、執行委員との連絡にあたる。

第18条 副議長は議長を補佐し、議事録の作成にあたる。

第19条 評議会は、5日前までに期日、場所、議題を公示して開くものとする。ただし、臨時評議会はこの限りではない。

2 評議員は、原則としてこれを公開するものとする。

第20条 評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 評議員から提出された事項
- (2) 執行委員から提出された事項
- (3) 各学級委員から提出された事項
- (4) 会計監査員から提出された事項
- (5) 細則の制定及び改廃に関する事項
- (6) その他学生総会の審議事項以外の重要事項

第21条 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠議員の任期は前任者の残任期間とし、その都度選出する。

2 評議員は、引き続き3年を超えて就任できないものとする。

3 評議員は、評議会出席不可能な場合は、選出母体たる学級会が代理人を選び、これにその任務を委任できる。

第22条 評議員は、評議会の議決事項を3日以内に学級全員に伝達しなければならない。

第23条 評議員は、学級会役員、執行委員、各局長及び会計監査員を兼ねることはできない。

第4節 学級会

(学級会)

第24条 学級会は、学生会活動の基盤であり、各学級の全員をもって構成するものとする。

第25条 学級会活動は、各学級の方針に委ねる。

第26条 学級会には、次の委員を置くものとする。

- (1) 学級総務(正・副) 各1名
- (2) 会計 1名
- (3) 文化委員 1名
- (4) 図書委員 1名
- (5) 体育委員 1名
- (6) 保健委員 1名
- (7) 風紀委員 1名
- (8) 環境委員 1名
- (9) 交通委員 1名
- (10) 選挙管理委員 1名

第27条 学級会委員の任期は1年とし、毎年度の始めに選出する。ただし、第1学年はこの限りではない。

第28条 学級会委員の任務は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 総務 | 学級を代表し、学級会活動を統轄する。 |
| (2) 副総務 | 総務を補佐し、学級会の記録、学級間の連絡にあたる。 |
| (3) 会計 | 学級会の金銭の出納、その他会計事務にあたる。 |
| (4) 文化委員 | 学生生活における文化活動を充実発展させる。 |
| (5) 図書委員 | 図書館の利用の活発化及び読書意欲の向上をはかる。 |
| (6) 体育委員 | 学生生活における体育活動を充実発展させる。 |
| (7) 保健委員 | 学生生活における保健衛生の意識向上をはかる。 |
| (8) 風紀委員 | 学生生活における秩序維持をはかる。 |
| (9) 環境委員 | 校内の美化、清掃等の生活環境の向上をはかる。 |
| (10) 交通委員 | 交通安全に関する意識の高揚をはかる。 |
| (11) 選挙管理委員 | 本規約のすべての選挙の管理にあたる。 |

第5節 執行委員会

(執行委員)

第29条 本会の業務を執行するため、次の執行委員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 書記 | 若干名 |
| (4) 会計 | 若干名 |
| (5) 渉外 | 若干名 |

2 会長、副会長は、会員の中から立候補により選挙で選出し、書記、会計及び渉外は会長が委嘱し、総会の承認を必要とする。

第30条 執行委員は学生総会、評議会の議決事項を執行するものとし、その任務を次のとおり定める。

- | |
|---|
| (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。 |
| (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。ただし、上位当選者を優先する。 |
| (3) 書記は、各種の会議記録を整理保管し、その他庶務に関する一般事務を取り扱う。 |
| (4) 会計は、本会の出納事務、予算、決算その他会計に関する一般事務を取り扱う。 |
| (5) 渉外は、他校等との交渉及び交流を任務とする。 |

第31条 執行委員会の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 執行委員は、任務終了後といえども、次期執行委員に引き継ぐまでその業務を執行する。

第6節 委員会

第32条 本会の運営にあたり、必要に応じ委員会を置くものとする。

第33条 委員会は、学級より選出された各委員及び局長により構成される。

2 選挙管理委員長は互選により選出し、総会の承認を必要とする。他の委員長は各局長が兼ねる。ただし、図書委員長は文化局長、保健委員長は体育局長が兼ねる。

3 委員の任期は1年とする。

第7節 局

(局及び部)

第34条 本会の活動を円滑に行うため、文化局、体育局、風紀局、環境局、交通局及び報道局を置く。

第35条 各局に局長を置く。局長は会長が委嘱する。なお、会長が必要と認めたときは、各局の副局長を委嘱することができる。

2 前項の局長及び副局長は総会の承認を必要とする。

3 局長及び副局長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第36条 局長は、学生主事及び指導教員と密接な接触を保つとともに、各部及び各委員会を統轄し、各部及び各委員会相互の連絡調整にあたるものとする。ただし、選挙管理委員会はいかなる局の統轄も受けない。

第37条 文化局、体育局及び報道局に、その活動内容に応じて相当数の部を置くことができる。

第8節 部

第38条 各部に部長を置き、部員の互選によるものとする。

2 部長は、指導教員と密接な接触を保つとともに、部を統轄するものとする。

3 部の種類については、評議会において別に定める。

第39条 各部に記録帳を配置して、各部の部員活動を記録する。

2 局長は必要に応じて各局の部に対して記録長を提出させる。

第40条 各部運営、連絡を円滑に行うため、部長会を開くことができる。

2 部長会は各局長が招集し、その議長となる。

第9節 会計監査

(会計監査)

第41条 会計監査員は、本会の全ての会計、経理を監査する権利及び義務を有し、必要なときは評議会及び学生総会に報告する。

第42条 前条の目的達成のため、必要なときはいずれの機関に対してもその指示する書類を提出させることができる。

第43条 会計監査員は、第4学年の各学級より1名ずつ選出する。

第44条 会計監査員の任期は1年とし、会計年度と同じとする。

第45条 会計監査員は、本会の他の役職を兼ねることはできない。

第3章 解任請求

第46条 全会員の3分の1以上の署名による請求があったときは、執行委員及び各専門委員会委員長（以下「役員」という。）の解任を審議するために、総会を開かなければならない。出席会員の3分の2以上の賛成により、役員は解任される。

第47条 役員が解任された後、30日以内に新役員を選出しなければならない。

- 2 前項により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、解任後といえども、次期役員に引き継ぐまでは、その業務を執行するものとする。

第4章 会 計

(会 計)

第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第49条 本会の予算案、決算、事業計画案、事業報告書は、執行委員がこれを作成し、評議会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

第50条 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第51条 本会の会費は、年額7,000円とし、4月に納入するものとする。

- 2 会長は必要と認めたとき、評議会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

第52条 一旦納入した会費は、原則としてこれを返還しないものとする。ただし、休学者はその期間中、月割で会費の納入を免除される。また、復学者についても同様とする。

第5章 雜 則

第53条 その他必要な事項は、細則で定める。

第54条 本規約を改正しようとするときは、評議会の議決を経て、学生総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならないものとする。

附 則

この規約は、昭和42年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、昭和44年12月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、昭和46年7月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、昭和48年3月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、昭和49年4月30日からこれを施行する。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成元年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成2年1月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月18日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生会規約の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

鹿児島工業高等専門学校学生会規約細則

第1章 総 則

第1条 鹿児島工業高等専門学校学生会の会議運営及び会計は、この細則によるものとする。

第2章 会 議

第2条 出席人数の算定は、執行委員が行い、定数に満ちたときこれを議長又は専門委員会委員長（以下「議長」という。）に報告し、議長はこれを確認して開会を宣言する。

第3条 会議の中途で退席する者のため、定数が欠けた場合は、議事を進行できない。

第4条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を処理し、議案の上程、採決の確認など会議の運営と進行にあたる。

第5条 議長は、休会、閉会又は流会を宣言する。ただし、この場合は執行委員にはかることを前提とする。

第6条 学生総会は、評議会の議決事項、会計監査の報告等の重要事項を、全会員に提出させるための会合であり、提出議案に対して承認又は不承認を決定する。

第7条 評議会及び各委員会の構成員に事故あるときは、同一組織からの代理人を認める。この場合、執行委員は代理人の資格を確認して議長に報告する。

第3章 各種委員会

第1節 委員会の種類

第8条 学生会規約第32条に基づき、文化委員会、図書委員会、体育委員会、保健委員会、風紀委員会、環境委員会、交通委員会及び選挙管理委員会を設置する。

第2節 文化委員会

第9条 本委員会は、学生会の文化活動を充実発展させることを目的とする。

第10条 本委員会の任務は、次のとおりとする。

（1）各行事を運営すること

（2）文化活動の向上発展

2 任務遂行にあたっての具体的な方法は、本委員会に一任される。

第3節 図書委員会

第11条 本委員会は、学生の図書館利用に関して、図書館と各学級とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的とする。

第12条 本委員会の任務は、次のとおりとする。

（1）学生図書（一部図書）の選定

（2）学級から図書館に対する要望のまとめ

（3）図書館から各学級に対する伝達等の徹底

(4) 図書館内の美化及び整理整頓

2 任務遂行にあたっての具体的な方法は、本委員会に一任される。

第4節 体育委員会

第13条 本委員会は、学生会の体育活動を充実発展させることを目的とする。

第14条 本委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 各行事を運営すること

(2) 体育活動の向上発展

2 任務遂行にあたっての具体的な方法は、本委員会に一任される。

第5節 保健委員会

第15条 本委員会は、学生生活における健康の保持増進と環境衛生の維持向上をはかることを目的とする。

第16条 本委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 各学級における健康観察

(2) 学級保健の増進及び疾病予防

(3) 校内の環境衛生的活動

(4) 保健室との密接な連絡

2 任務遂行にあたっての具体的な方法は、本委員会に一任される。

第6節 風紀委員会

第17条 本委員会は、学校生活における秩序維持をはかることを目的とする。

第18条 本委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 規則の遵守に関するここと

(2) 学生間の親睦及び礼儀に関するここと

2 任務遂行にあたっての具体的な方法は、本委員会に一任される。

第7節 環境委員会

第19条 本委員会は、校内の美化、清掃等の生活環境の向上をはかることを目的とする。

第20条 本委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 校内の美化、清掃に努める

(2) 校内の緑化の増進に努める

2 任務遂行にあたっての具体的な方法は、本委員会に一任される。

第8節 交通委員会

第21条 本委員会は、交通道徳の向上をはかり、学生の交通事故の防止をはかることを目的とする。

第22条 本委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 車輌の整備点検

(2) 車輌の登録

(3) 交通道徳の意識向上

2 任務遂行にあたっての具体的な方法は、本委員会に一任される。

第9節 選挙管理委員会

第23条 本委員会は、学生会規約第29条第2項に定める選挙の管理にあたることを目的とする。

第24条 選挙管理委員会細則は、選挙細則に定めるところによる。

第4章 部

第25条 部長は、会長の示す期日までに、部員名簿を書記に提出しなければならない。

第26条 部長は、会長の示す期日までに、その部の予算書を会計に提出しなければならない。

正当な理由なく提出しないときは、予算を割り当てられないことがある。

第27条 部の財産は部長が管理する。

第28条 新たに部として認定を受けようとする団体は、部認定要望書に代表者2名以上署名捺印し、指導教員名、会員名簿、団体規約を添えて、書記に提出しなければならない。

2 この場合、評議会において、審議決定するものとする。

第29条 評議会において、次の事項が該当すると認められた場合、その部は活動停止を命ぜられる。

(1) 部の目的に反し、義務を怠ったとき

(2) 部員が著しく減少したとき

(3) その他、正当と認められる理由のあったとき

第30条 活動を停止した部に対して、評議会は正当な理由があれば、その停止を解くことができる。

第31条 活動停止期間が1年を超すときは、評議会はその部の廃止を決定することができる。

第32条 部相互の希望により、評議会がこれを認めたとき、又は評議会が適当と認めたとき、当該部長にはかったうえで、評議会は部の合併を決定することができる。

第5章 会 計

第33条 予算には予期しがたい支出に備えるため、予備費を計上しなければならない。予備費は原則として、予算総額の10分の1以上を計上するものとし、予備費の支出に関しては評議会が決定する。

第34条 予算案、決算に関する委員会は、執行委員と各局長によって構成される。

第35条 会計年度の途中で廃止され、又は活動を停止した部の予算の残額は予備費に繰り入れられ、その財産は会計が管理する。

第36条 合併した部の予算は、その年度中、合併以前の予算の合計額とし、またその財産は会計が管理する。

第37条 部は、その会計責任者（以下「部会計係」という。）1名を会計まで通告しておかなければならぬ。

第38条 物品の購入並びに経費の支出は、すべて別紙整理要項による。

第39条 各部の年間経費の支出額は、その部の予算額を超えてはならない。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、昭和44年12月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、昭和45年6月30日からこれを施行する。

附 則

この細則は、昭和48年3月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、昭和57年4月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、平成2年2月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、平成11年6月18日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校学生会規約細則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

鹿児島工業高等専門学校学生会選挙細則

(総 則)

第1条 鹿児島工業高等専門学校学生会会长、副会長の選挙は、この細則によるものとする。

(選挙管理委員会と構成)

第2条 選挙管理委員会は、各学級より選出された1名ずつの委員で構成し、委員長は互選し、総会の承認を必要とする。

(選挙管理委員会の任務)

第3条 選挙管理委員会は、次の事項を行う。

- (1) 選挙日時及び投票所の告示、選挙日時の決定にあたっては、立候補受付期間3日以上、受付締切日より投票日まで2日以上おくものとする
- (2) 立候補者届出書式に関する告示、及び立候補届出の受理、並びに立候補の告示
- (3) 投票用紙の指定推薦用紙の指示
- (4) 少なくとも1回の立会演説会の開催
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 現執行委員会に開票結果を報告する
- (7) 当選者の氏名、次点者の氏名、その他当選に関する必要な事項の告示
- (8) その他選挙に関する一切の事務

(選挙権・被選挙権)

第4条 会員は選挙権、被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は被選挙権を有しない。

(期 日)

第5条 選挙は1月に行う。ただし、特別な事情が生じた場合は、隨時行うことができる。

(候補者)

第6条 立候補を希望する者は、立候補受付期間中にその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。候補者が届出の後、辞退するときは、選挙管理委員会の承認を必要とする。

(責任者)

第7条 候補者は選挙に関する責任者を1名置かなければならない。

(選挙運動)

第8条 選挙運動を行う際は、すべて選挙管理委員会の許可を受けなければならない。

(選挙違反)

第9条 選挙管理委員会は、選挙細則の解釈を行い、事項についての決定権を持つ。

(投 票)

第10条 投票は、所定の投票用紙を用いて、それぞれ単記無記名投票とする。

(再選挙)

第11条 有効投票が、全員の3分の2に満たないときは、再選挙を行う。

(無 効)

第12条 次の投票は、無効とする。

- (1) 規定の投票用紙を使用していないもの
- (2) 記入した氏名を判読できないもの
- (3) 氏名以外に他の事を記入したもの。ただし、敬称、所属年組はこの限りではない。
- (4) 候補者に同姓のある場合、姓のみ記入したもの
- (5) 候補者以外の者を記入したもの
- (6) その他選挙管理委員会で無効と認めたもの

(当 選)

第13条 有効投票の3分の1を規定得票数と定め、規定得票数を得た者のうち、最高得票者を会長当選者とする。

2 最高得票者が、規定得票数に満たない場合は、上位3名により決選投票を行うものとする。決選投票の場合は、得票数の多い者を会長当選者とする。

(信任投票)

第14条 立候補者が1名の場合は、信任投票を行うものとし、その当選については、有効投票の過半数以上の信任を得ることとする。

2 会長候補者が過半数の信任を得られない場合、又は立候補しようとする者がいない場合は、評議会で協議して再度選挙管理委員会で立候補者を募る。

(副会長)

第15条 副会長は以下の各号所定の者とする。

- (1) 第13条の次点者及び3位者
- (2) 立候補者が2名の場合、次点者及び会長が指名する者1名
- (3) 第14条により会長が選出された場合、会長が指名する者2名

(改 廃)

第16条 この細則の改廃は、学生会規約の改廃に準ずる。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、昭和44年12月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、昭和46年7月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、平成2年1月1日からこれを施行する。

附 則

この細則は、平成8年1月11日からこれを施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日からこれを施行する。

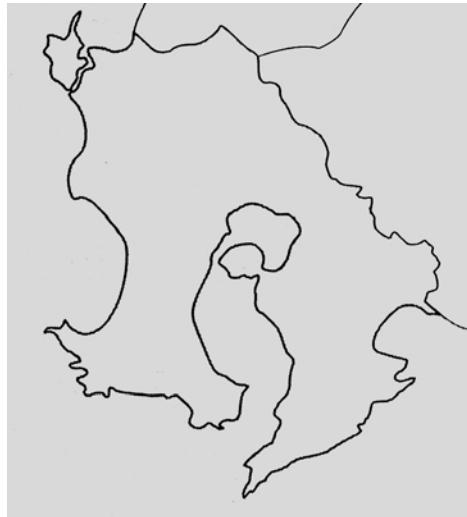
鹿児島高専の沿革等

I 沿革

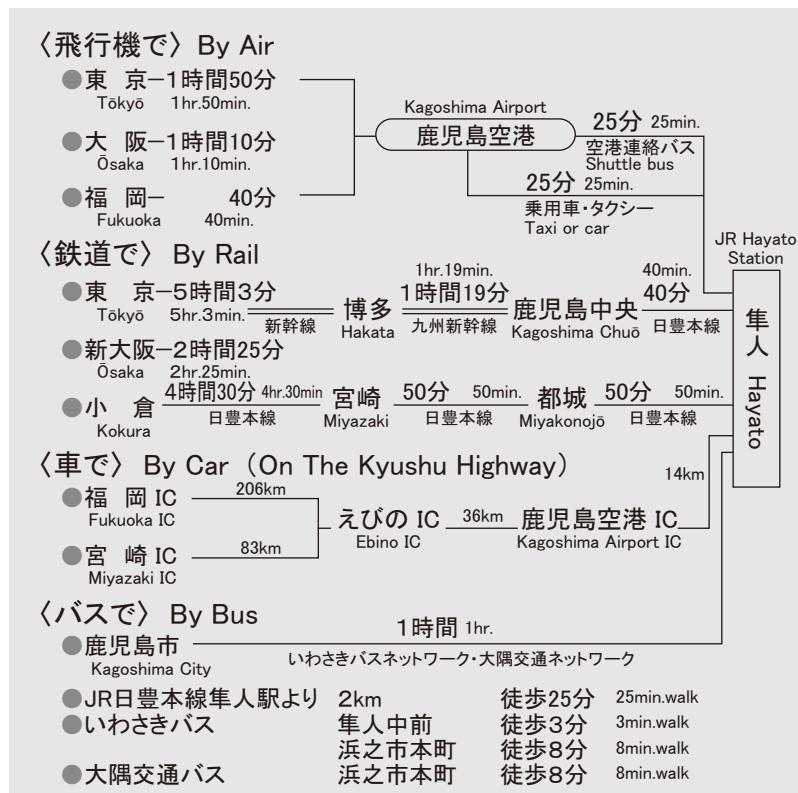
昭和38年	4月1日	鹿児島工業高等専門学校（機械工学科2学級・電気工学科1学級）設置 初代校長に鹿児島大学工学部長 小原貞敏就任
	4月20日	開校（鹿児島県立隼人工業高等学校の仮校舎で入学式挙行）
昭和39年	3月25日	校舎・寄宿舎の第1期工事竣工
	4月1日	新校舎・新寄宿舎に移転
昭和40年	3月22日	校舎・寄宿舎の第2期工事竣工
昭和41年	3月24日	校舎・寄宿舎・体育館の第3期工事竣工 事務部に部制を敷き、庶務・会計の2課を設置
	9月15日	水泳プール工事竣工
昭和42年	1月16日	機械工学科実習棟竣工
昭和42年	4月1日	土木工学科設置
昭和43年	2月20日	武道場竣工
	3月11日	校舎・寄宿舎の第5期工事竣工
	4月1日	全寮制（1・2年）実施
昭和44年	3月15日	寄宿舎工事竣工
昭和47年	3月10日	図書館棟竣工
昭和48年	4月1日	事務部に学生課設置
	11月3日	創立10周年記念式典挙行
昭和49年	3月30日	電子計算機室棟竣工（現 情報教育システムセンター）
昭和51年	6月1日	第2代校長に阿蘇青年の家所長 垂水春雄就任
昭和52年	4月7日	4年次編入学生受入開始
昭和55年	3月25日	第2体育館竣工
昭和56年	4月8日	推薦入学生受入開始
	6月30日	普通教室棟竣工
昭和57年	10月30日	創立20周年記念式典挙行
昭和58年	4月1日	第3代校長に元鹿児島大学工学部長 山下貞二就任
昭和59年	3月8日	福利施設（厚生会館）棟竣工
昭和61年	4月1日	情報工学科設置
昭和62年	10月20日	情報工学科棟竣工
昭和63年	4月1日	第4代校長に元鹿児島大学工学部長 碇 醇就任
平成3年	4月1日	機械工学科2学級のうち1学級を電子制御工学科に改組
	4月3日	外国人留学生受入開始
平成5年	7月19日	電子制御工学科棟竣工
	11月2日	創立30周年記念式典挙行
平成7年	4月1日	第5代校長に鹿児島大学理学部教授 深井 晃就任
平成9年	3月1日	創造教育研究センター設置（学内措置）
平成11年	12月23日	釜山情報大学と国際学術交流協定を締結
平成12年	4月1日	第6代校長に鹿児島大学工学部教授 前田 滋就任 専攻科（機械・電子システム工学専攻、電気情報システム工学専攻、土木工学専攻）設置 創造教育研究センターを地域共同テクノセンターに改称
	4月10日	第1回専攻科入学式挙行（25名入学）
	9月29日	地域共同テクノセンター竣工
平成13年	4月1日	「ソフトプラザかごしま」に産学官連携推進室設置
平成14年	3月22日	専攻科棟竣工
平成15年	4月1日	電気工学科を電気電子工学科に改称
平成16年	4月1日	独立行政法人国立高等専門学校機構として発足
平成16年	5月10日	日本技術者教育認定機構（JABEE）による「環境創造工学」の技術者教育プログラム認定
平成18年	4月1日	事務部の庶務、会計2課を総務課へ統合し、総務・学生の2課体制に改組
平成19年	4月1日	第7代校長に鹿児島大学工学部教授 赤坂 裕就任
平成21年	4月23日	日本技術者教育認定機構（JABEE）による「環境創造工学」の技術者教育プログラム継続認定
平成22年	4月1日	土木工学科を都市環境デザイン工学科に改称
平成25年	3月14日	第七志学寮竣工
	11月1日	創立50周年記念式典挙行
平成26年	4月1日	第8代校長に富山高等専門学校教授 丁子 哲治就任
平成27年	4月1日	土木工学専攻を建設工学専攻に改称
平成31年	4月1日	第9代校長に米子工業高等専門学校校長 氷室 昭三就任

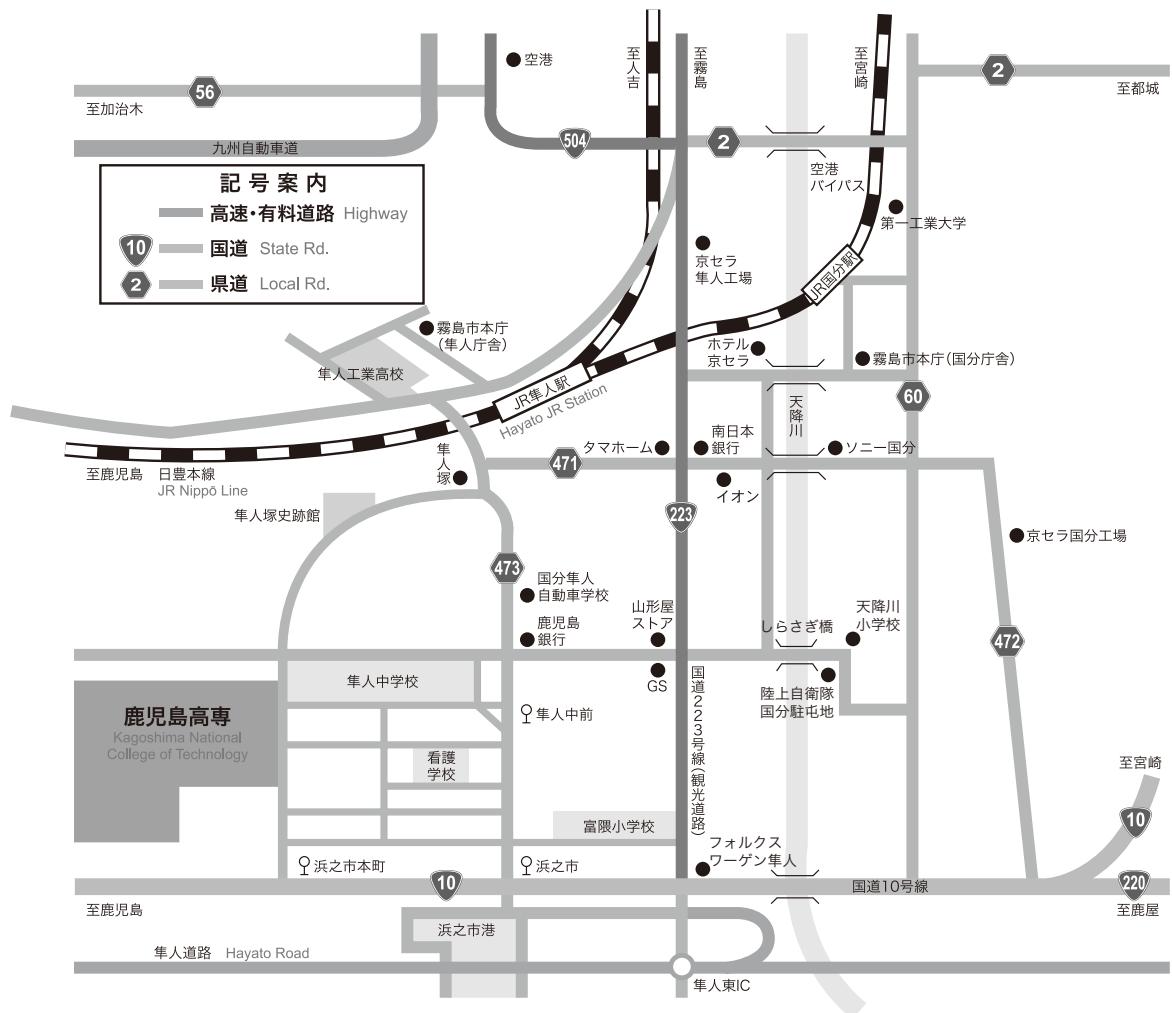
II 学校位置及び交通機関

世界で最も活発に活動している桜島火山と、神秘的な霧島連山の、中間位置の隼人町に鹿児島高専は存在する。隼人地区には、4世紀から5世紀にかけて、大和朝廷の全国制覇に最後まで抵抗した熊襲族・隼人族といわれる勇猛果敢な民族が住んでいた。8世紀初めに大和朝廷支配下になり、12世紀から島津氏に統治され、16世紀に島津氏の九州制圧寸前に豊臣秀吉による「島津征伐」で16代藩主の島津義久（関ヶ原の合戦で、西軍につき、敵陣突破した島津義弘の兄）が坊主頭になり、身を引いて築城した地区が、鹿児島高専キャンパスがある隼人町である。



交通機關 How to get to KNCT



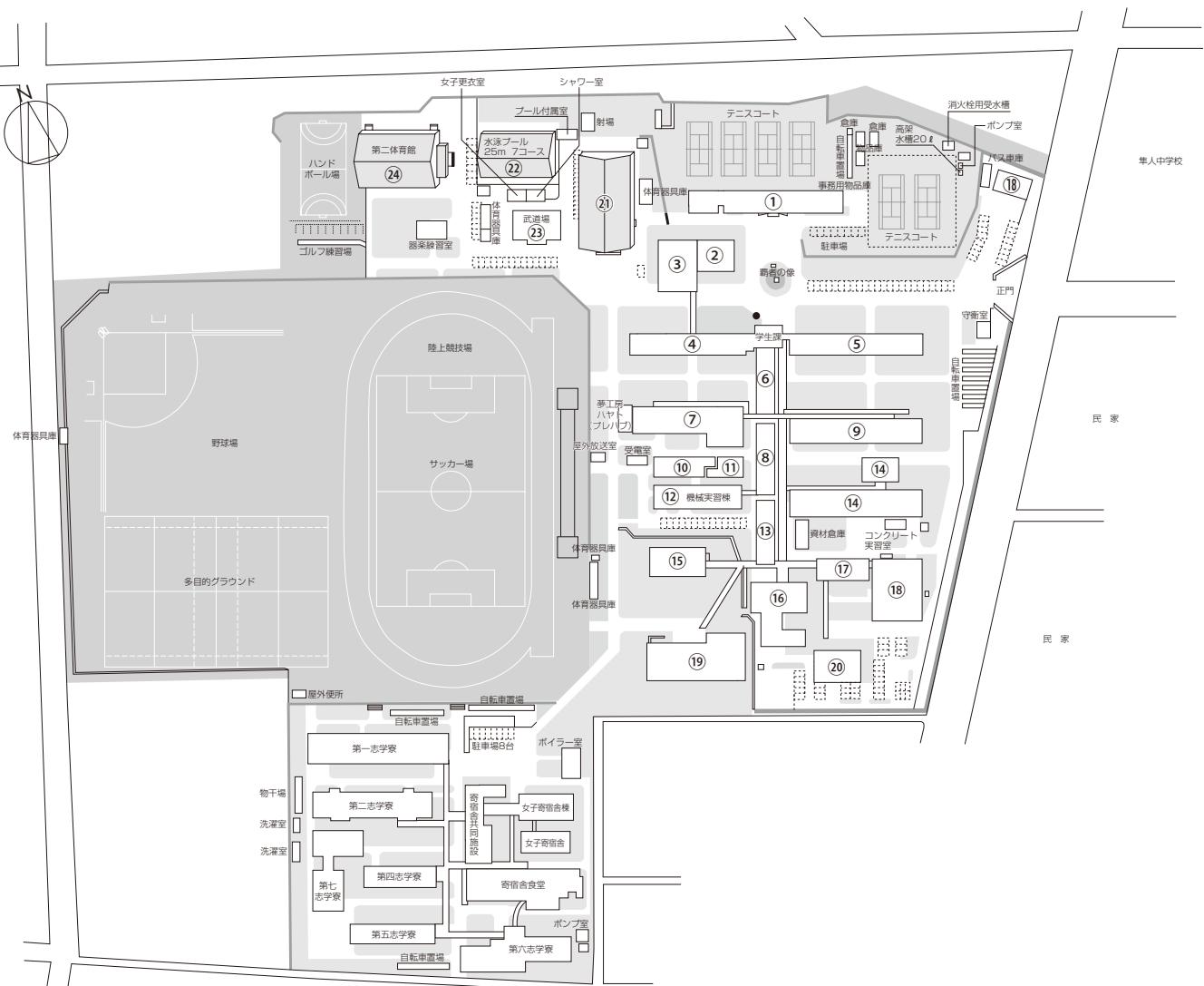


III 教員氏名及び所在棟一覧

教員室など詳しい配置図は次のページ以降に示しています。(50 音順)

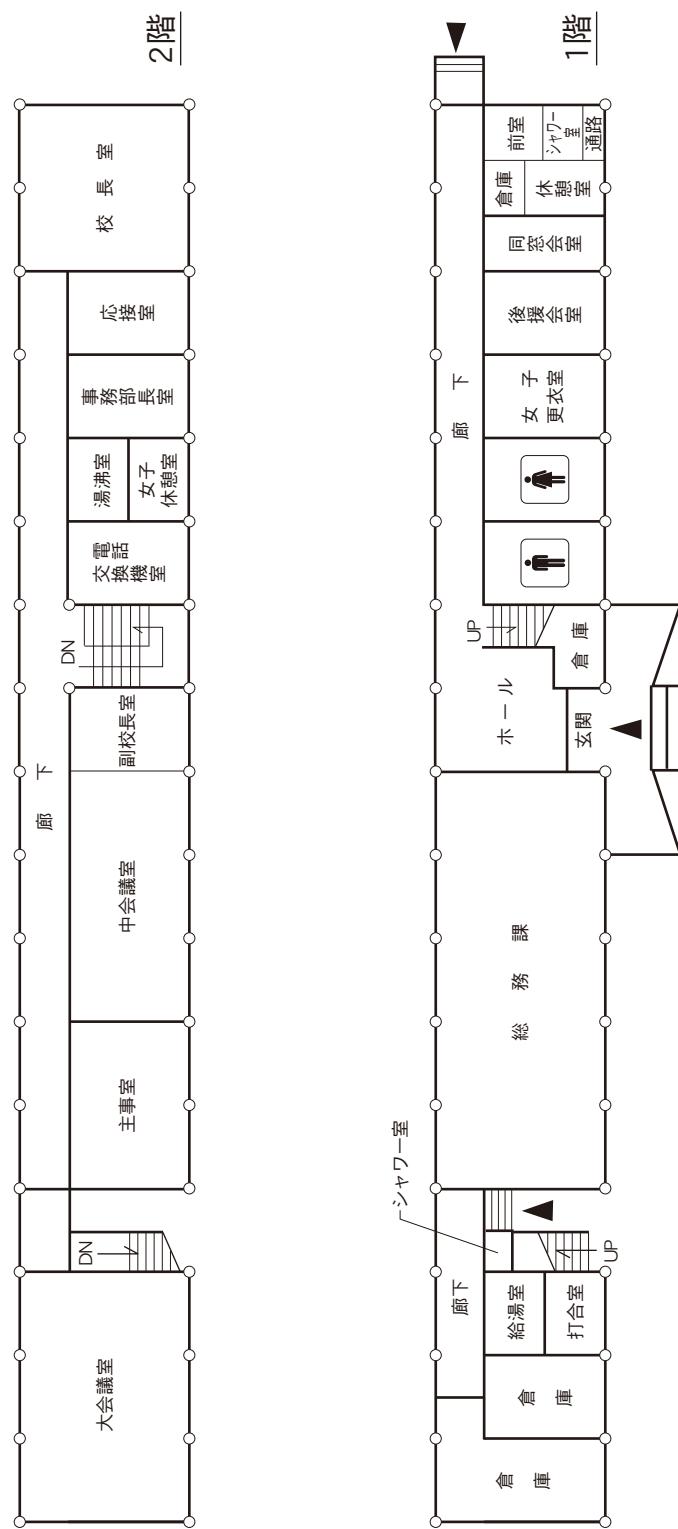
(校長)	① 管理棟 2階	堤 隆	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 2階
アニス・ウル・レーマン	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階	堂込 一秀	⑰ 情報工学科棟 4階
池田 昭大	⑤ 一般科目棟 3階	堂園 一	㉑ 第一体育館 2階
井手 輝二	④ 電気電子工学科棟 3階	徳永 仁夫	⑨ 機械工学科棟 3階
今村 成明	④ 電気電子工学科棟 2階	豊平 隆之	⑯ 情報工学科棟 5階
入江 智和	⑯ 情報工学科棟 5階	中村 格	④ 電気電子工学科棟 1階
内田 一平	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 2階	南金山 裕弘	⑨ 機械工学科棟 3階
大竹 孝明	② 地域共同テクノセンター 2階	新田 敦司	⑰ 普通教室棟 3階
奥 高洋	④ 電気電子工学科棟 2階	野澤 宏大	⑤ 一般科目棟 3階
小田原 悟	⑨ 機械工学科棟 2階	拜田 稔	⑤ 一般科目棟 3階
樺根 健史	④ 電気電子工学科棟 2階	濱川 恭央	⑯ 情報工学科棟 5階
鎌田 清孝	④ 電気電子工学科棟 1階	榎 健一	④ 電気電子工学科棟 2階
川添 敦也	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階	原 崇	② 専攻科棟 3階
岸田 一也	② 専攻科棟 4階	東 雄一	⑨ 機械工学科棟 3階
北薙 裕一	㉑ 第一体育館 2階	福添 孝明	㉐ 電子制御工学科棟 2階
熊谷 博	⑤ 一般科目棟 3階	古川 翔大	⑯ 情報工学科棟 3階
鞍掛 哲治	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階	保坂 直之	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階
小原 裕也	⑰ 普通教室棟 3階	前薗 正宜	④ 電気電子工学科棟 1階
逆瀬川栄一	④ 電気電子工学科棟 3階	町 泰樹	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階
嵯峨原昭次	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階	松浦 將國	⑤ 一般科目棟 3階
坂元真理子	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階	松田 信彦	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階
椎 保幸	⑨ 機械工学科棟 1階	三角 利之	⑨ 機械工学科棟 2階
篠原 学	⑤ 一般科目棟 3階	三原めぐみ	⑤ 一般科目棟 3階
島名 賢児	⑰ 普通教室棟 3階	宮田千加良	⑰ 普通教室棟 3階
鳴根 紀仁	⑤ 一般科目棟 3階	村上 浩	⑤ 一般科目棟 3階
白石 貴行	⑨ 機械工学科棟 3階	室屋 光宏	㉐ 電子制御工学科棟 3階
白坂 繁	⑤ 一般科目棟 3階	屋地 康平	④ 電気電子工学科棟 3階
新徳 健	⑯ 情報工学科棟 4階	山内 正仁	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階
須田 隆夫	④ 電気電子工学科棟 3階	山田 宏	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階
瀬戸山康之	⑰ 普通教室棟 3階	山田 真義	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階
武田 和大	⑯ 情報工学科棟 4階	横山 朋明	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 2階
田中 智樹	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階	吉満 真一	⑰ 普通教室棟 3階
田畠 隆英	⑨ 機械工学科棟 3階	渡辺 創	⑨ 機械工学科棟 1階
玉利 陽三	⑯ 情報工学科棟 5階		
塚崎 香織	⑯ 都市環境デザイン工学科棟 3階		
塚本 公秀	⑨ 機械工学科棟 3階		

IV 校舎等配置図



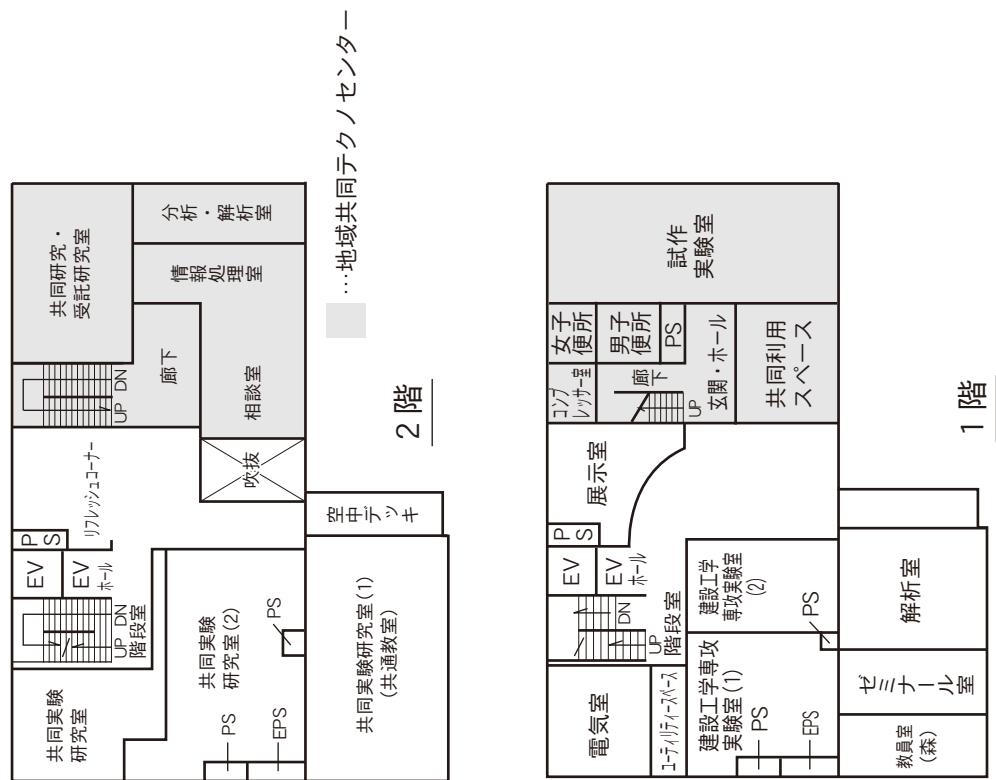
- ① 管理棟
 - ② 地域共同テクノセンター
 - ③ 専攻科棟
 - ④ 電気電子工学科棟
 - ⑤ 一般科目棟
 - ⑥ 学生共通棟A
 - ⑦ 実習工場
 - ⑧ 学生共通棟B
 - ⑨ 機械工学科棟
 - ※⑩ 共用実験棟 I
 - ※⑪ 共用実験棟 II
 - ※⑫ 機械実習棟
 - ⑬ 学生共通棟C
 - ⑭ 都市環境デザイン工学科棟
 - ⑮ グローバル・アクティブラーニングセンター I・ICT部門（情報教育システムセンター）
 - ⑯ 福利施設（厚生会館）
 - ⑰ 普通教室棟
 - ⑱ 情報工学科棟
 - ⑲ グローバル・アクティブラーニングセンター II・図書部門（図書館）
 - ⑳ 電子制御工学科棟
 - ㉑ 第一体育館
 - ※㉒ プール
 - ※㉓ 武道場
 - ※㉔ 第二体育館
- ※印の施設の詳細図はありません。

① 管理棟



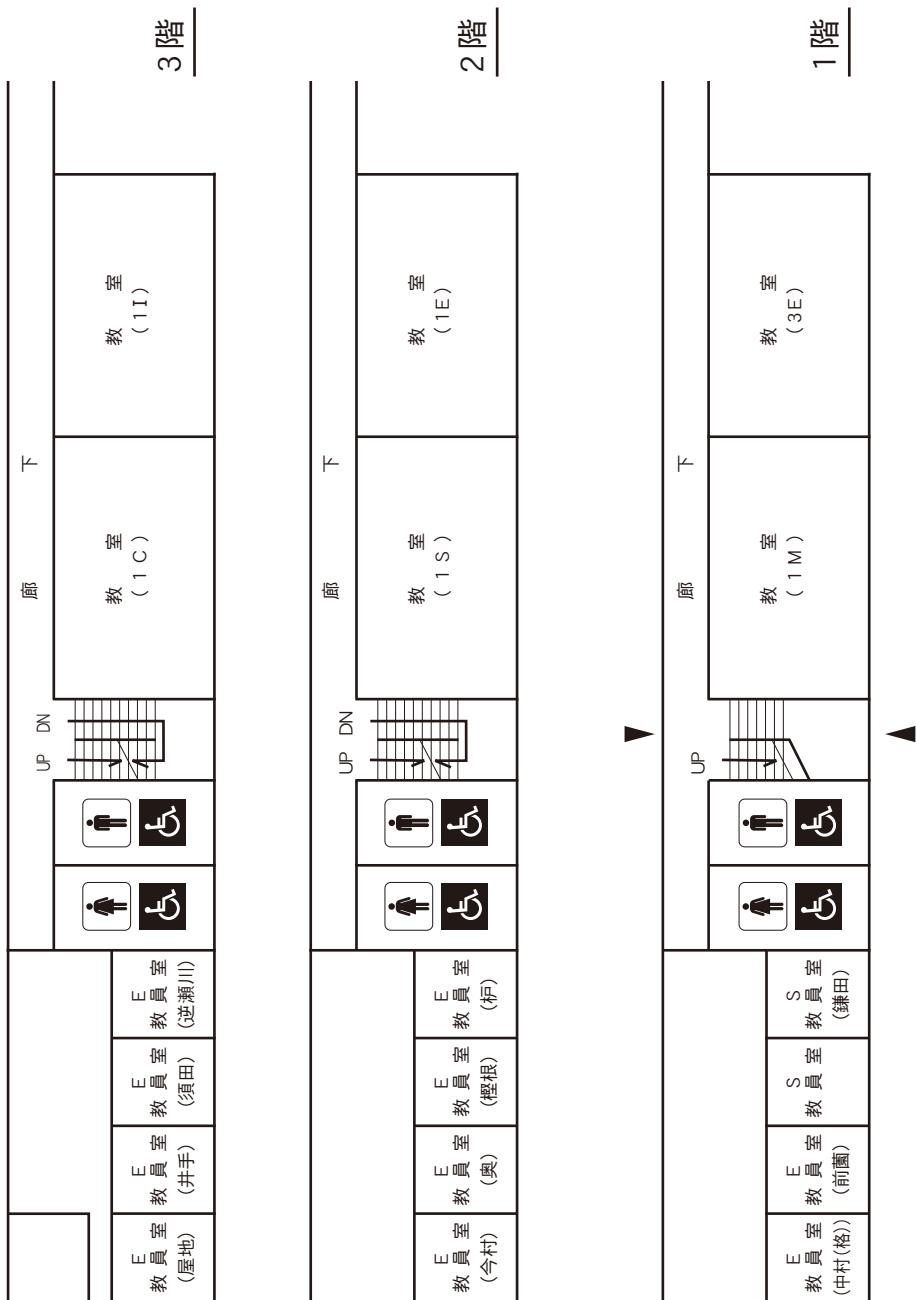
② ③

地域共同テクノセンター 専攻科棟

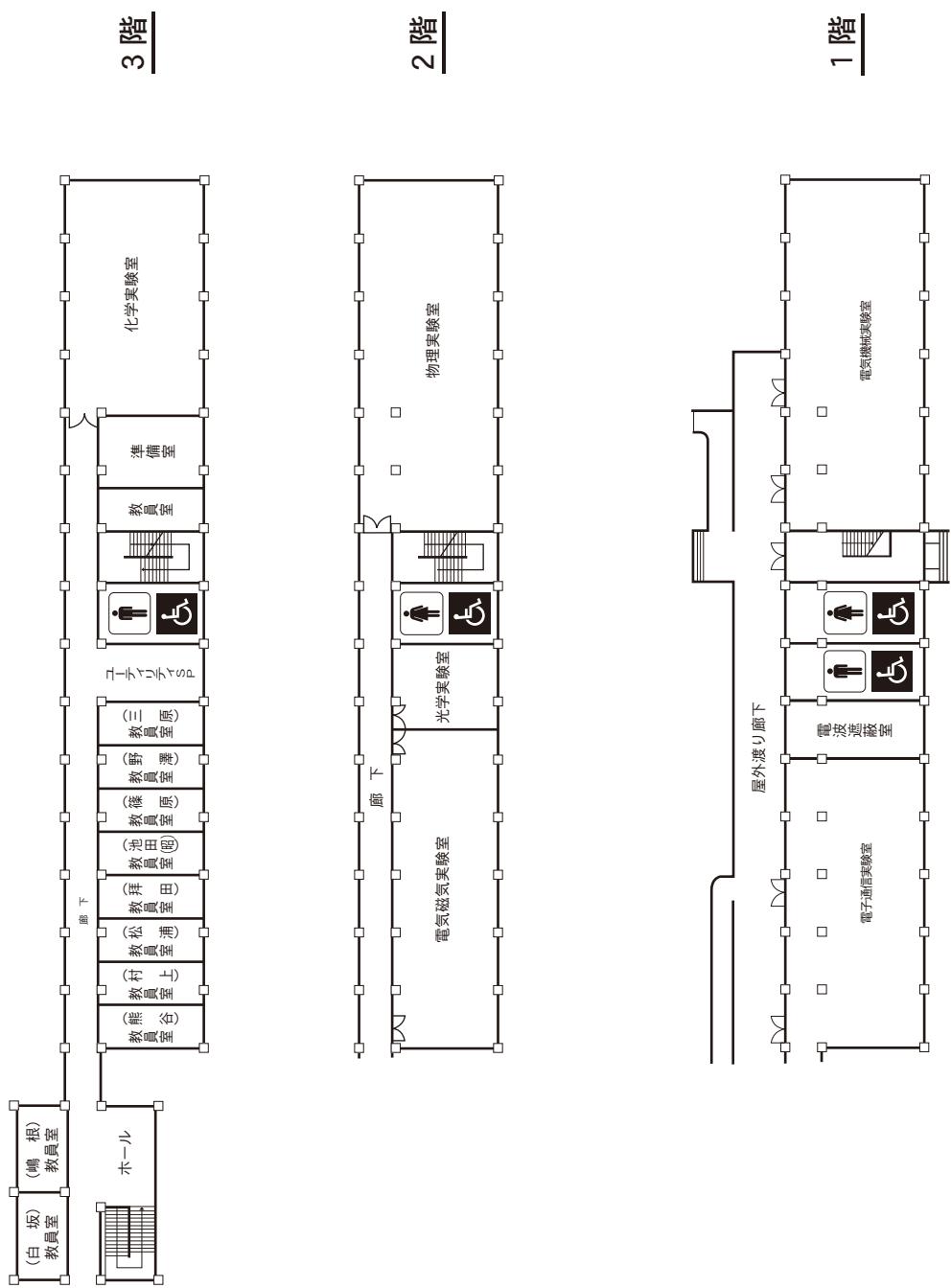


④

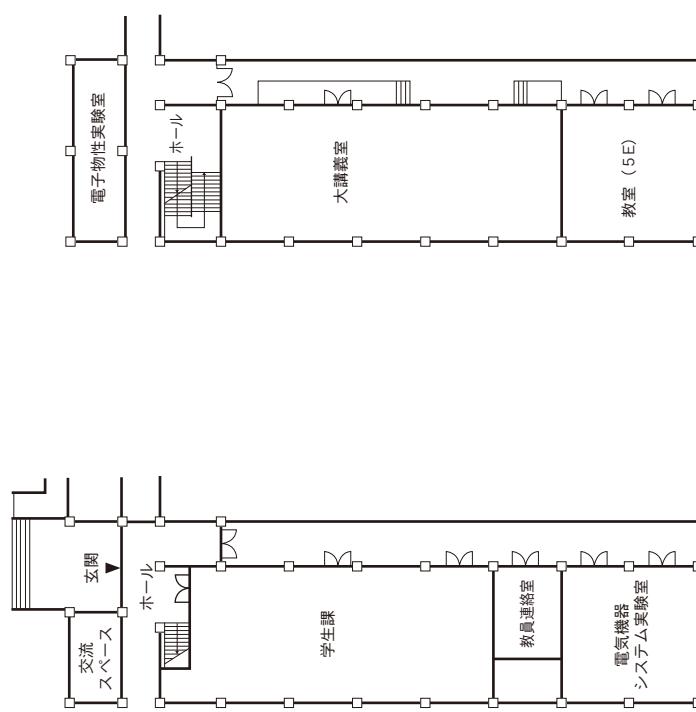
電気電子工学科棟



一般科 目 棟 (5)



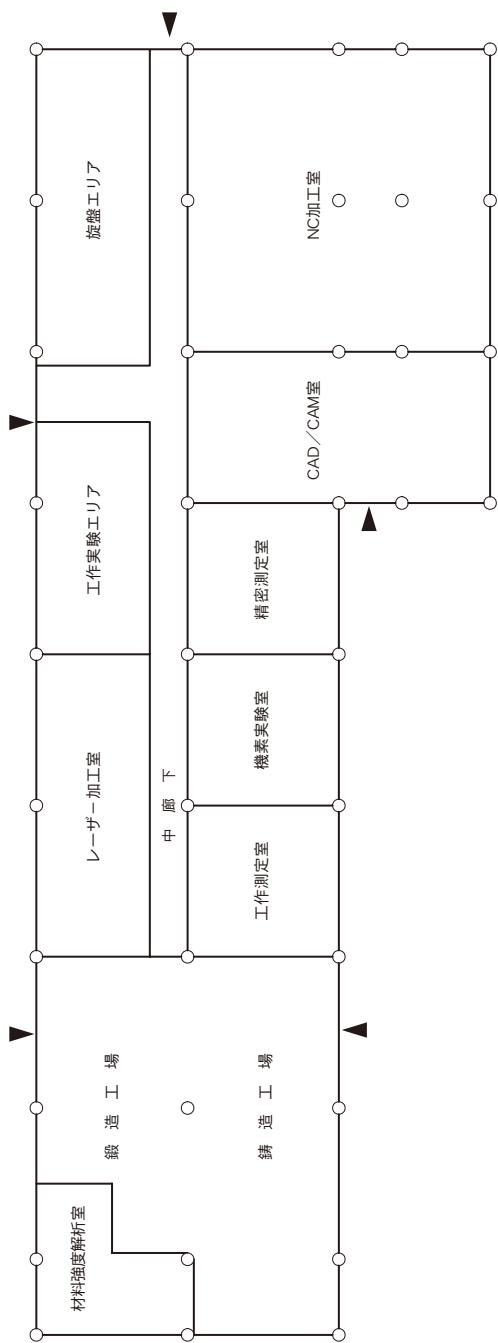
⑥ 学生共通棟 A



2階

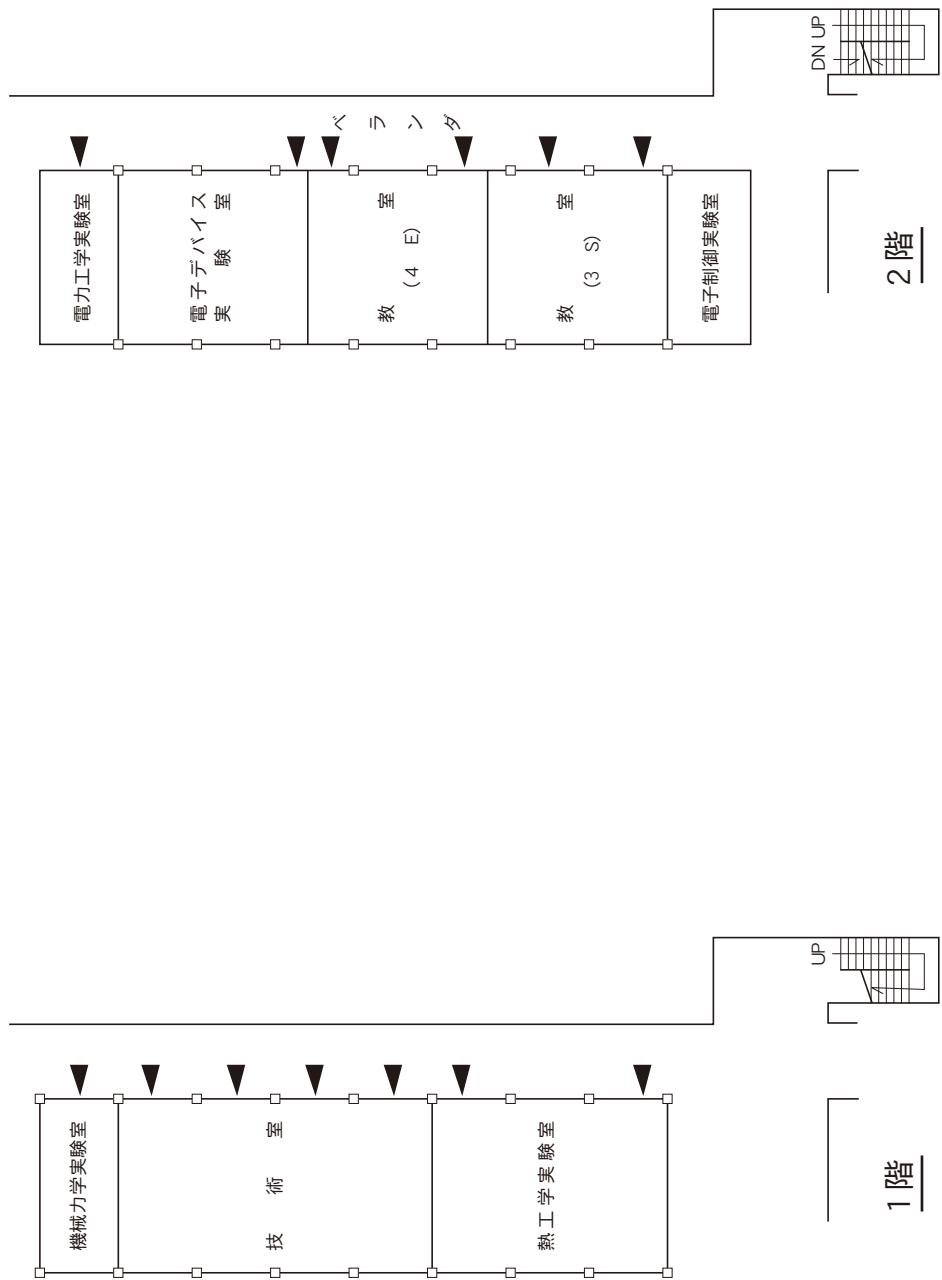
1階

⑦ 実習工場

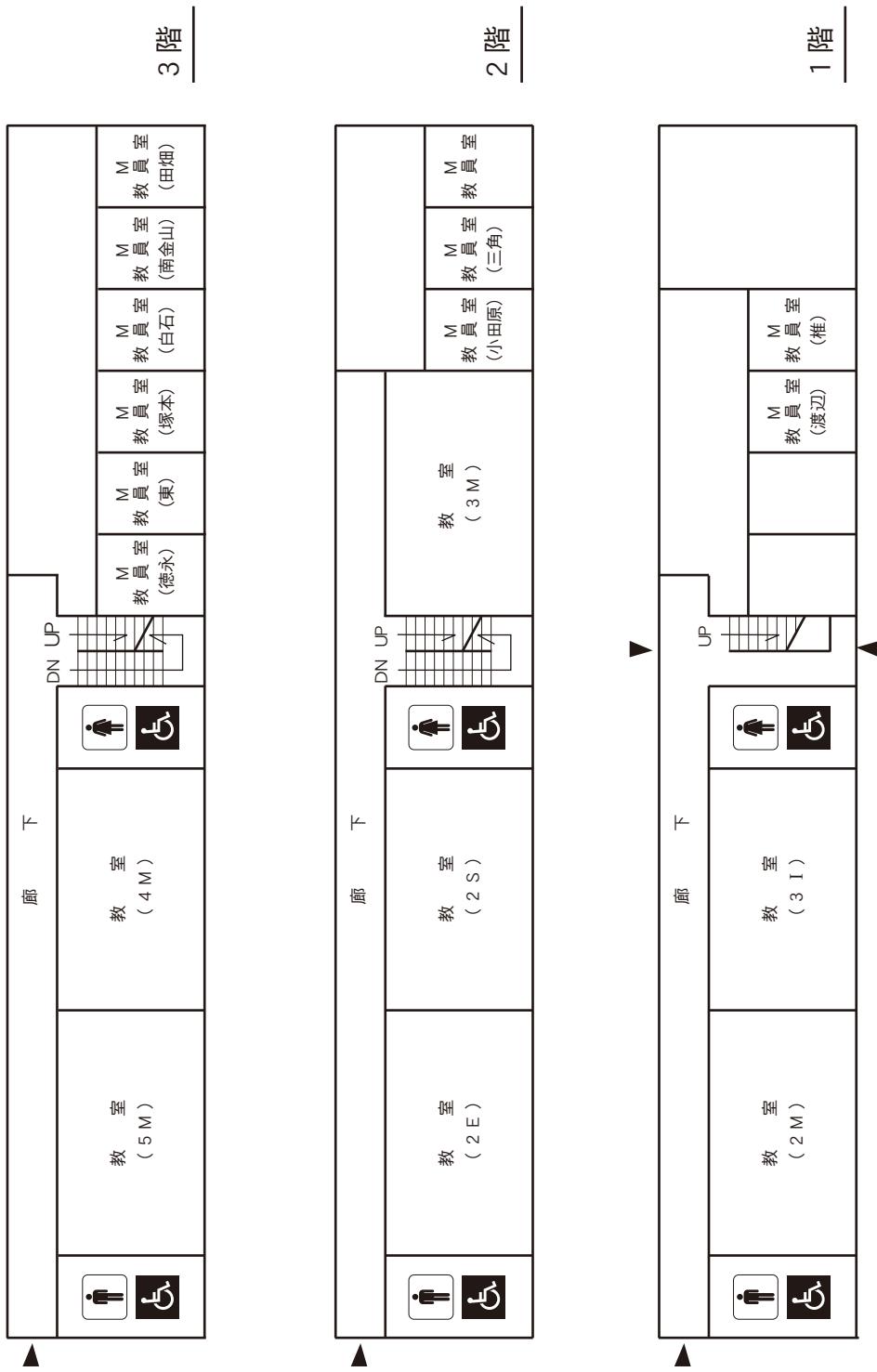


⑧ 学生共通棟 B

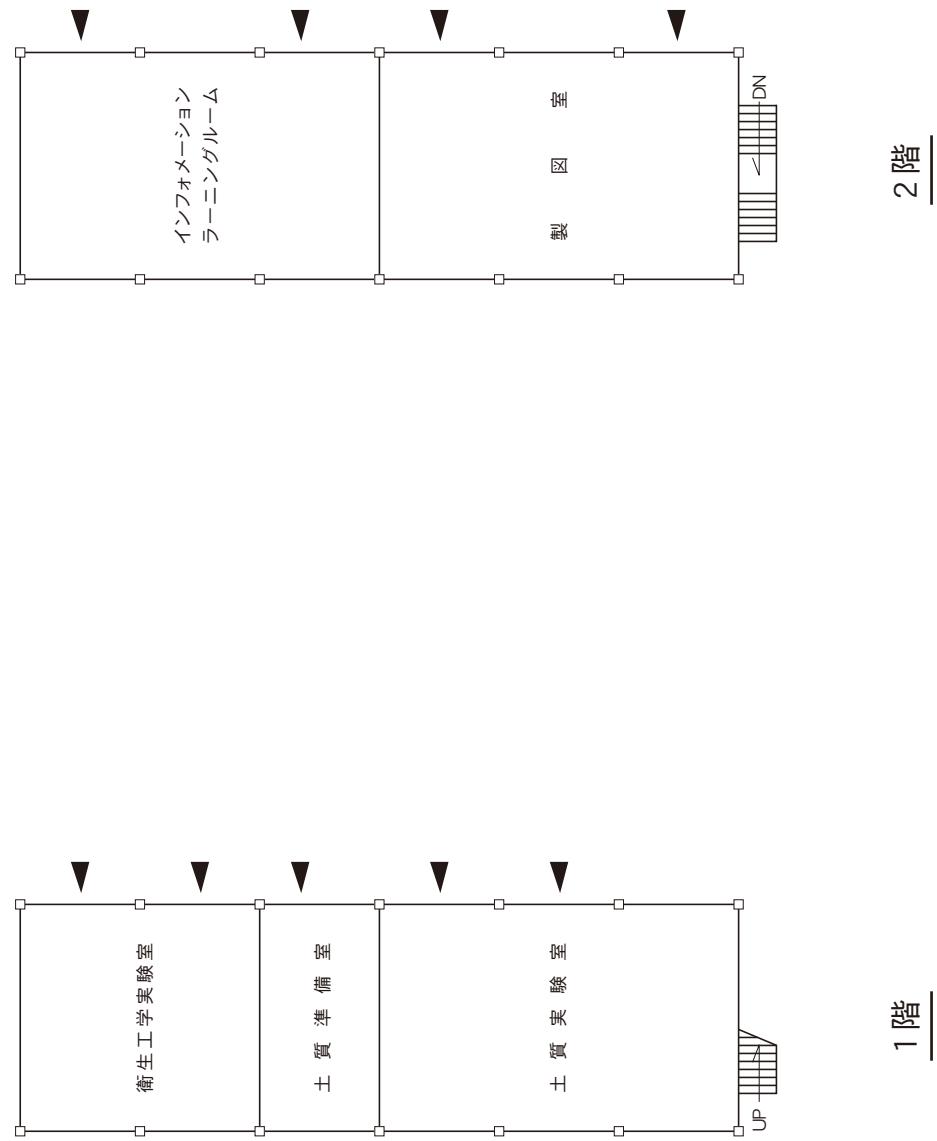
⑧



機械工学科 棟 ⑨

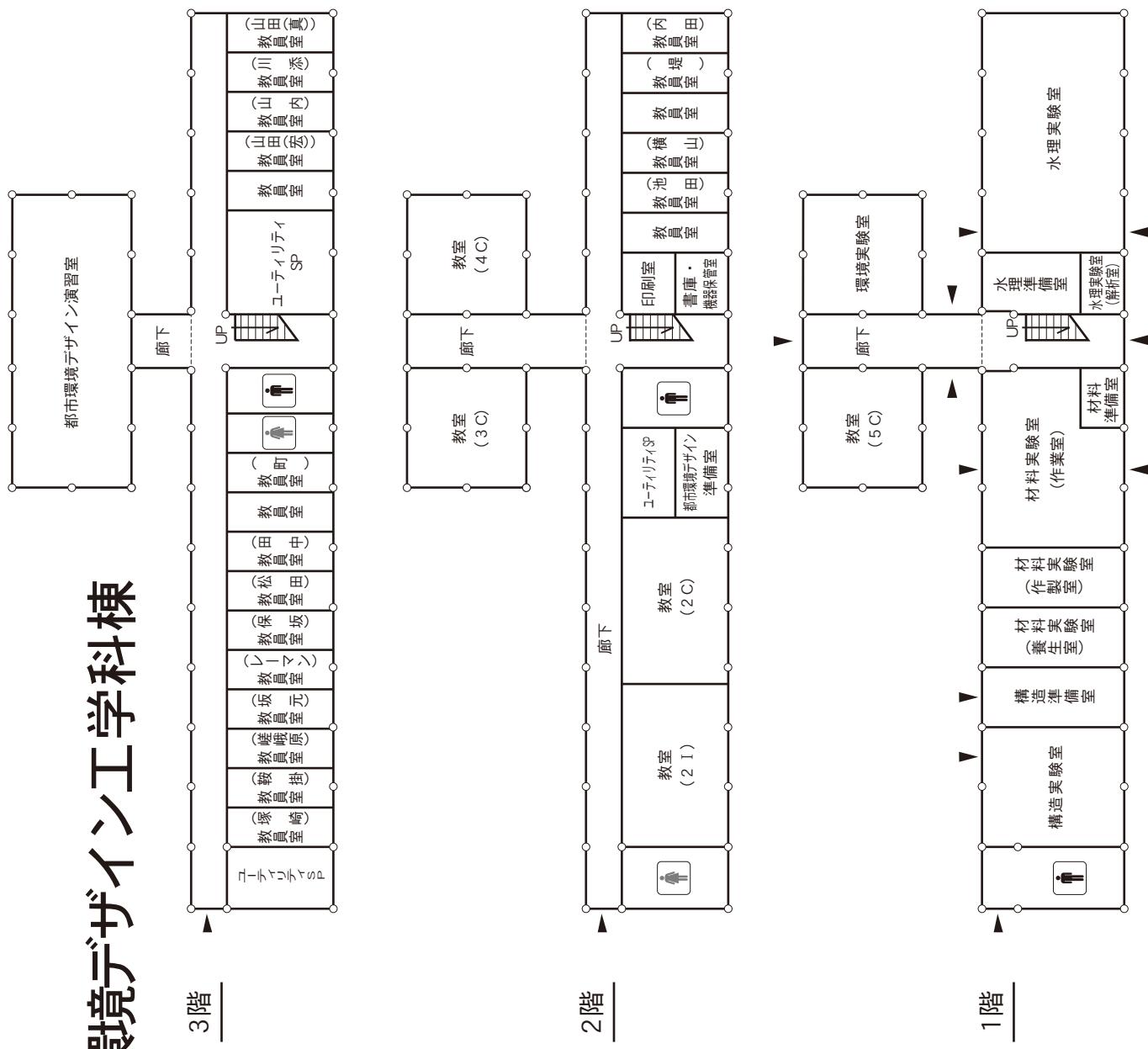


⑬ 学生共通棟C

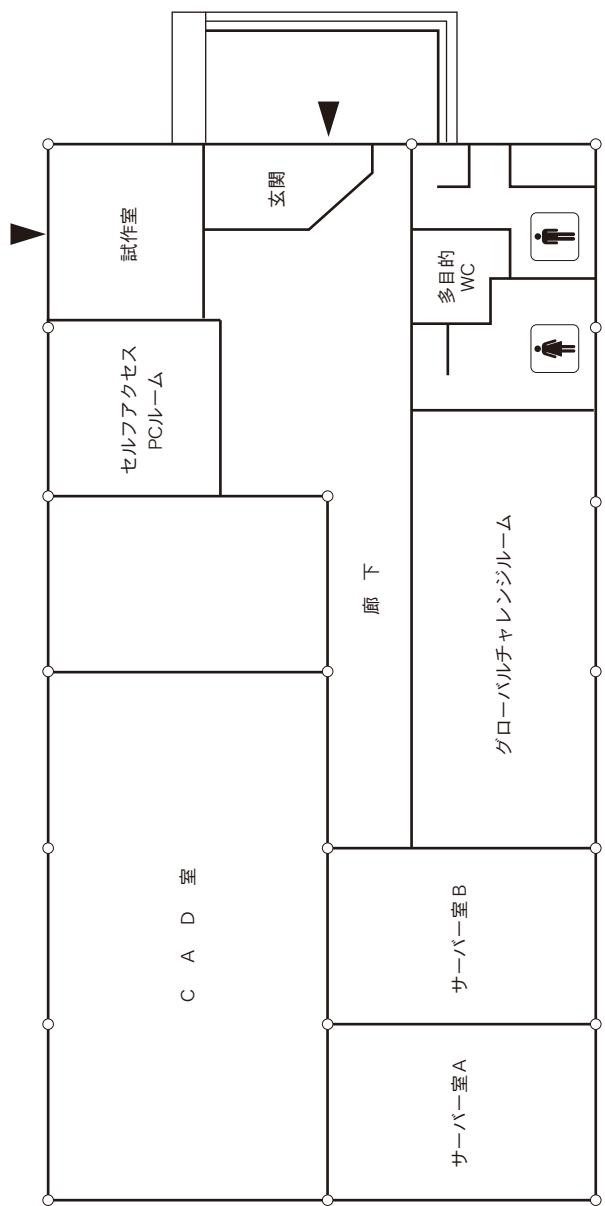


14

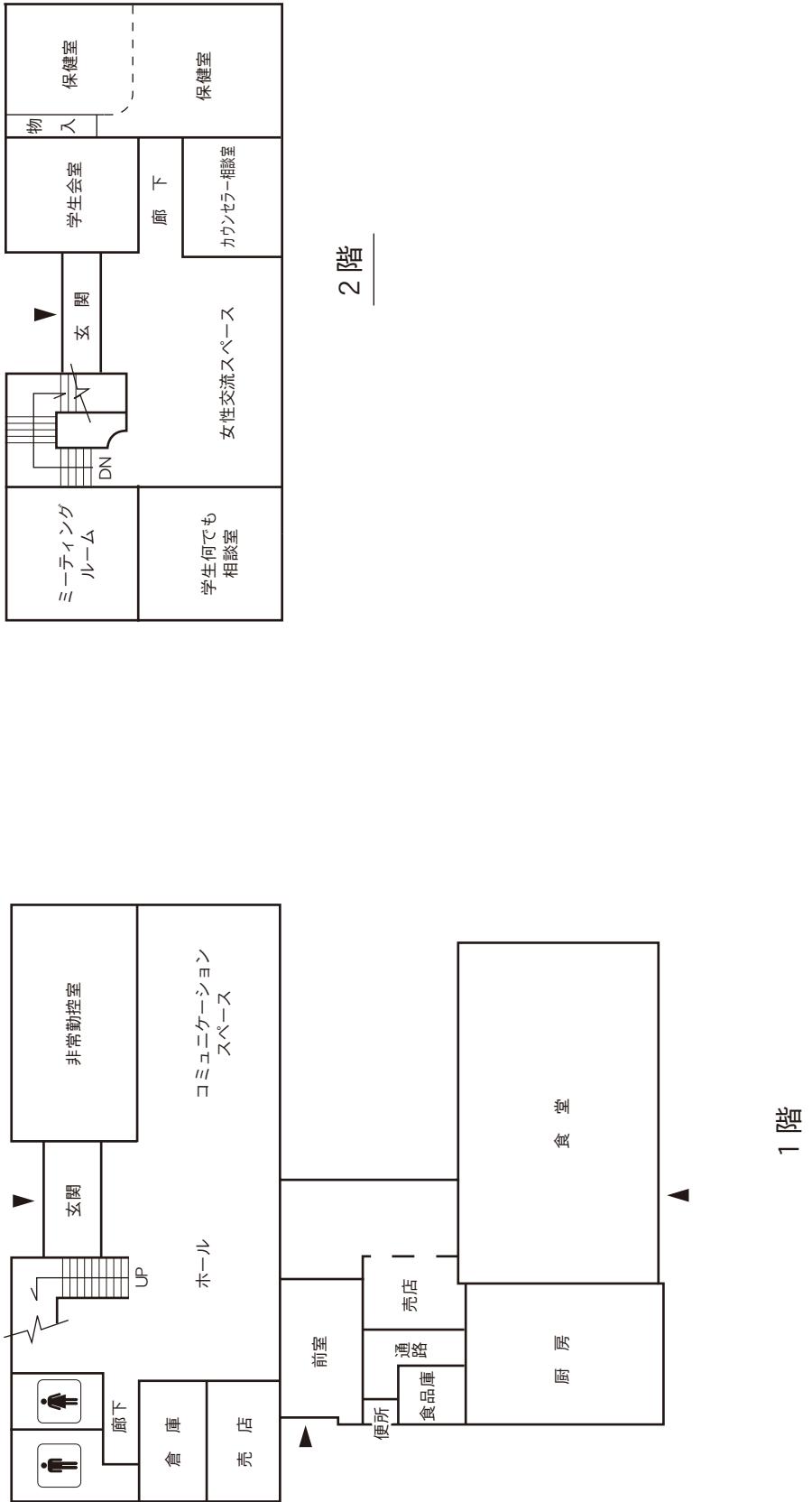
都巿環境デザイン工学科棟



⑯ グローバル・アクティブラーニングセンター・ICT部門
(情報教育システムセンター)

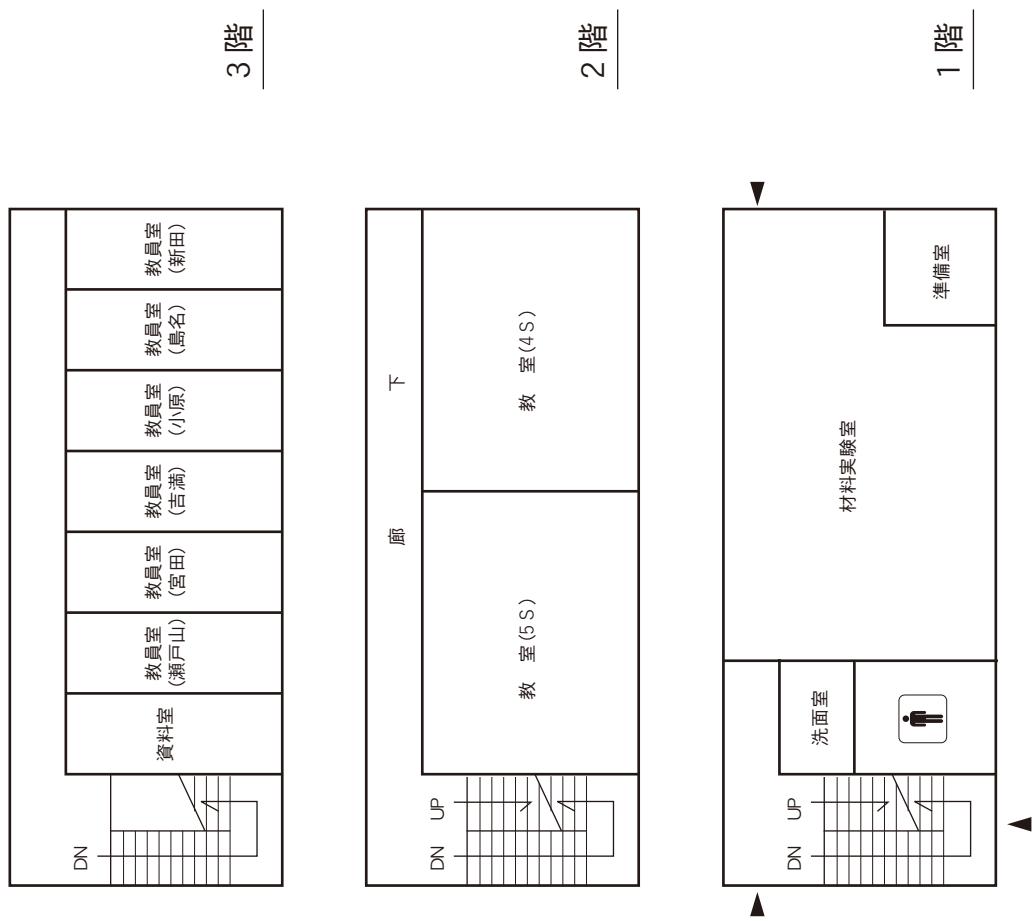


⑯ 福利施設(厚生会館)

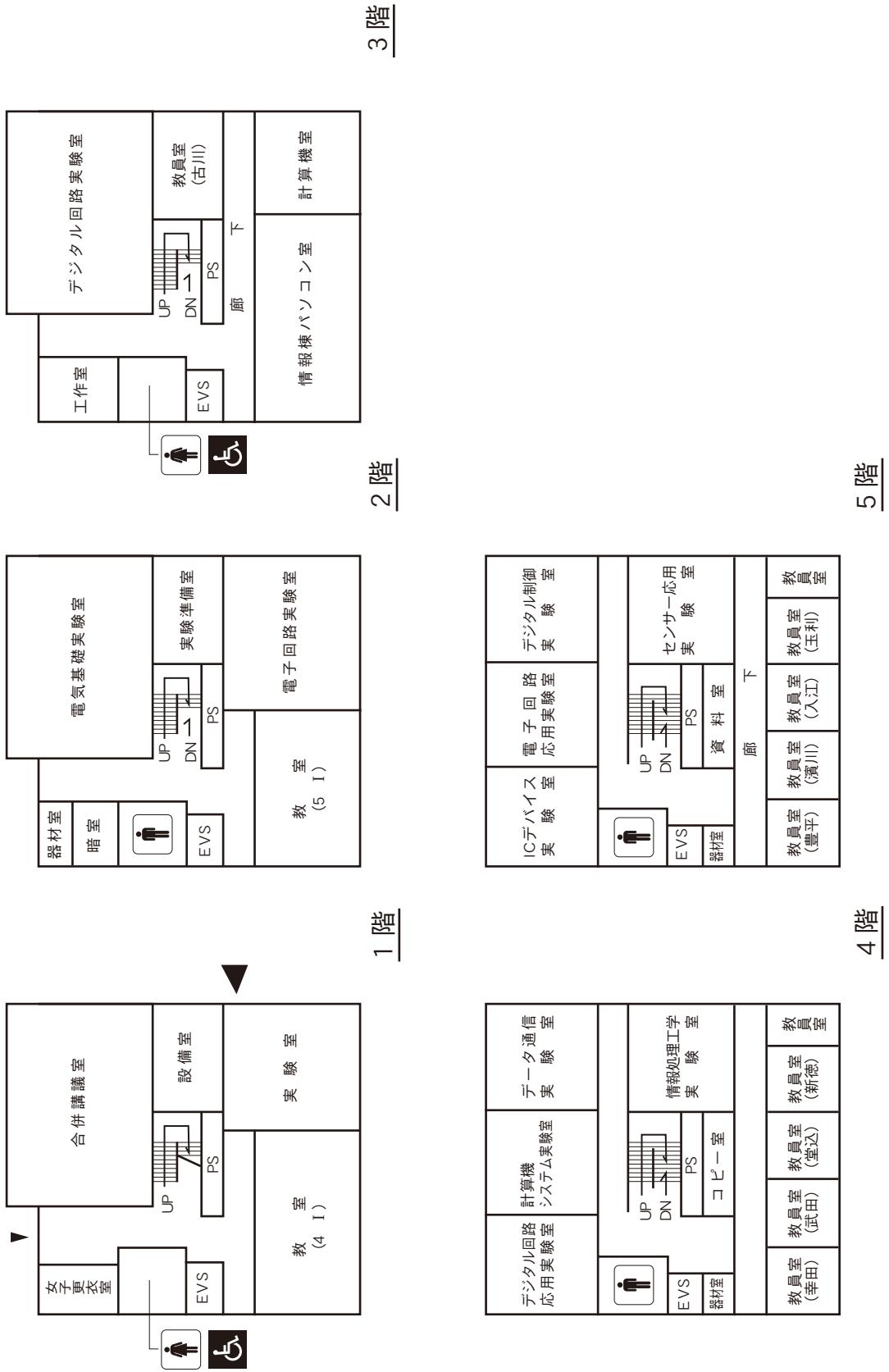


⑯

普通教室棟

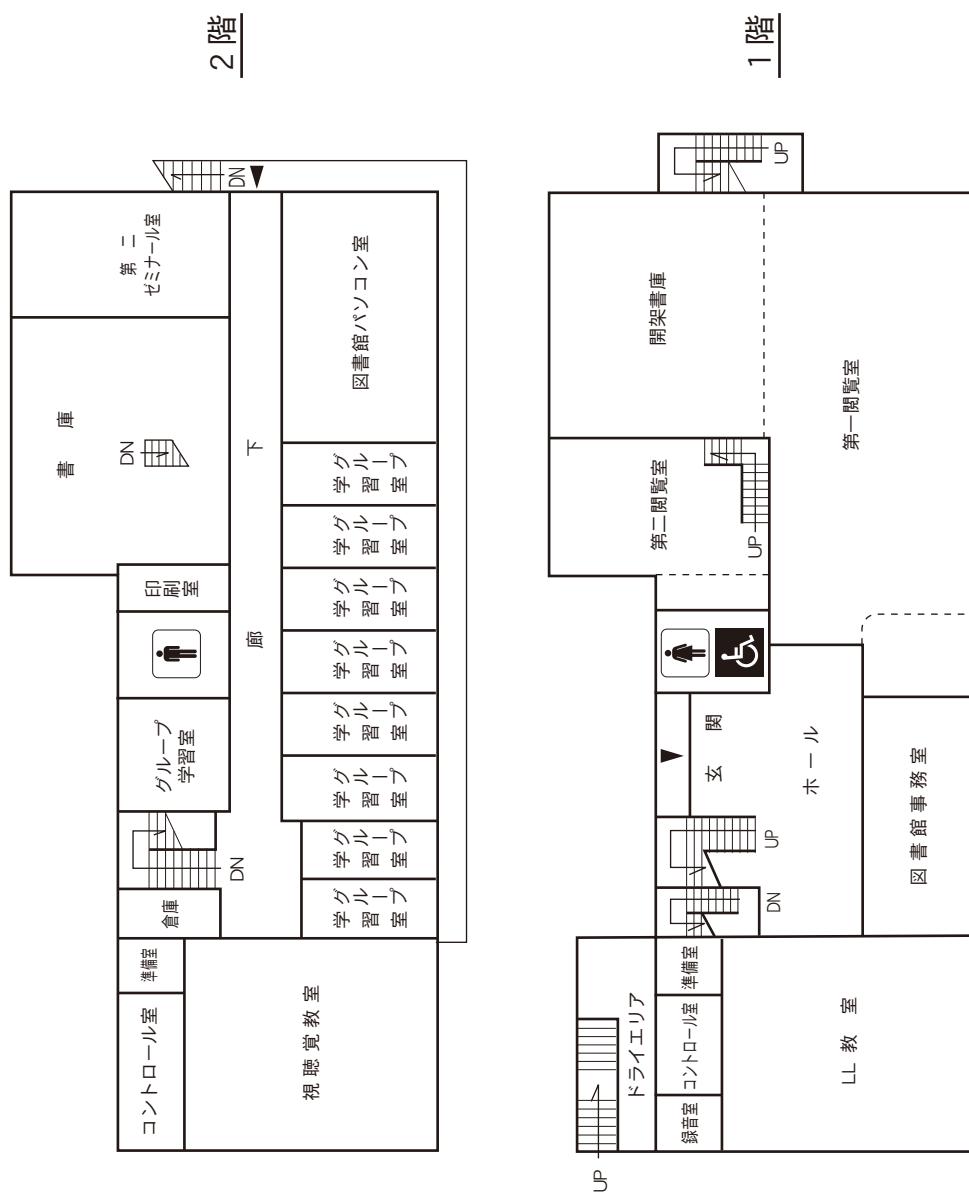


⑯ 情報工学科棟



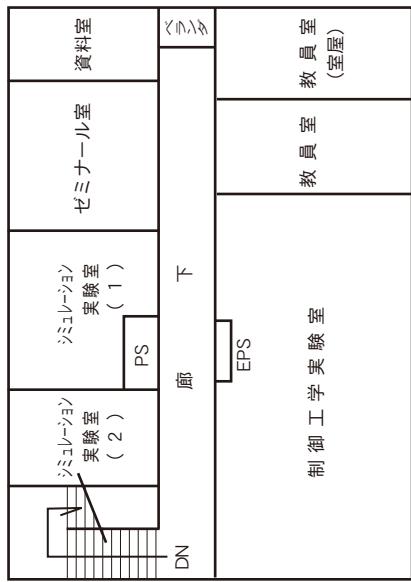
⑯

グローバル・アカデイブラーニングセンターⅡ・図書部門 (図書館)

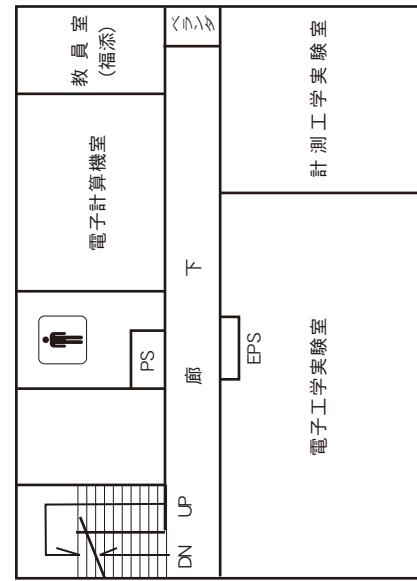
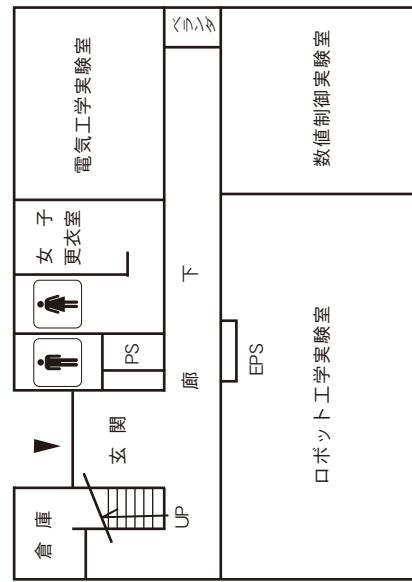


② 電子制御工学科棟

②



3階

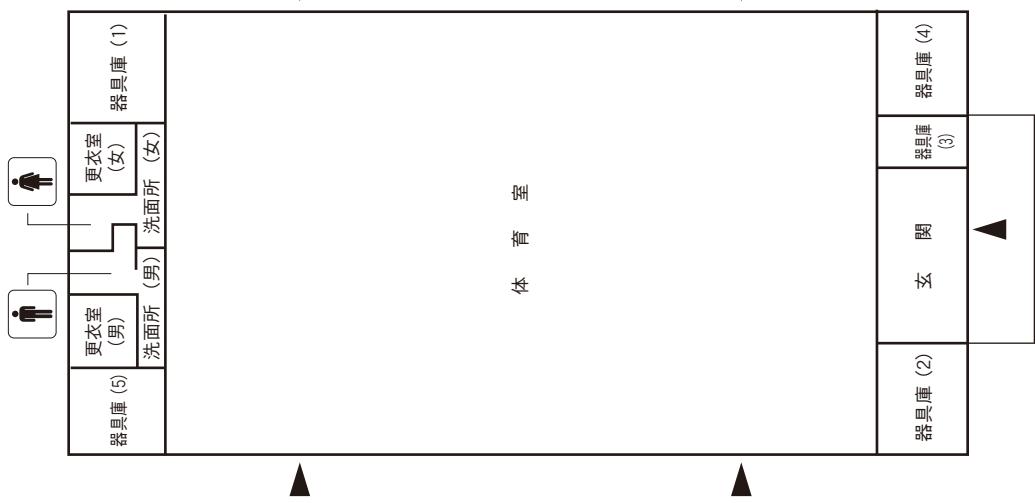


1階

2階

(21)

第一体育館





鹿児島工業高等専門学校

〒899-5193 鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1
TEL 0995-42-9000

学科・専攻		学年	第	学年
氏名				